江島茂逸雑纂

七

680
エ
6

680
エ
6

第七巻

望東尼姫島破牢後文通寫
野村浦野兩家継柄取調記
洛東圓山正阿彌會同記事
京都詰方中文通案謄寫
阿蘭陀本國船長崎渡來一件
英艦四艘福岡エ來泊一件
窪田次郎右衛門來福ノ件
櫛橋七十郎初實名並采真館ノ件
黒田長知公御下國御道中並御船中日記
福岡尊攘史
有明畧記
福岡表[illegible]聞懐舊記

望東尼姫島破牢後文通寫

野村浦野兩家継柄取調記

洛東圓山正阿彌會同記事

京都詰方中文通案謄寫

680
エ
6

九州帝國大學
67736
昭4. 9. 20
圖書館
九州帝國大學圖書之印

慶應二年九月十七日

長州及ヒ加茂殿迄之ノ志士森寺卯ツ初メ外各名カ協力ニ依リ艤ヒ馬関於船蔵ニ到リ掛上ノ戦争ヲ遂ケタルシ事ニ太リ高閑ニ移シ志士向右近一作氏ノ家ニ寓セシム其頃坪井長庵ナル博多佐役医師百武萬里氏ハ隣テ親交シ八尤ニ名ヲ周セ与得ヲ功ニ贈ラレタル西国ノ手習ニ需メ此村ヤセ中氏ノ家ニ記セル事極ノ文云頗ル之ニ復スルモノ多シト雖氏時情ニ於テ尤モアルベキコトニ於テ請ヒ寫リ系其文

たゞひとつけすくやとのれ待ついまくくら

四年をたもちわりしつゝんめし先これ行くをとき舟
ちさつがけく七門の中の表にては物し侍るよい
けふもあつをのことひやらき待るさりしのふらく
いまゝ入ちへらん思をも深きのてたらりけは
たひらのまことかつわれかへてめおのれもいらく
きつゝてたて中あ又こてわまさあのそまよう何や
とろう詩をつけてもやつれ行くも衣つり
かくござわはくしなかこそにこうきこ切
れゝわつゝきき物し旅いらんことく忍ねき
詩るちし　時てものれ年みよらて事はこゝる

柿ねしは藤の敷を石田清延のきこてくしは
めとちら高柿ねしは一つの山ではかくれすまれ
むかしの中のまことのうち物せてれてのをゆし
わたりしはしあさまくのこてのをいれての舟らひ
わたりしなうし物とは高柿ねえてるすと時ら山
思まこそならしはゝかの行の上てせいてきこうく
されにこてよさし　たしめは白石正印の家は武陵
てせいはおねり張しこの人は石筆足によて母
時まて打死しこう人乃足め　未方は光刻入
太葉作よりて此氏歴よ行て物し也　此人の

時勢甘来にてありし人なれど智高乃は
とまでやうし待けれども何事も
ゆるしたまひ待らず之乃正卯もとにいは
非をたて先国この有志をくれすへしけれど
高く正義の士やのやうなりく君知る
如くきみくてられすむまいらるやまじける利
しは高杉のその経学にてはあるへく和作と
てある正義派内人乃もとにうくまいれくおん訟
みし極楽世界に生れし程なり此人には高
杉の織人深計しけて三四万石の宗作のとせ

しても乃たけまでかく長州も正義党にありては
織りいはらはれく入り事ならいとくちれ今と
せし時海軍施方をやうしのれしは之れ
人々ありとも指折りの筆頭まで高杉も亡まて
ものいふまでくるされへかなる木の丸をも取
けられしかば人皆其の塾は村塾に物して
第其党弟子となりさへのらなりく去内
も皆に移へまでめ子へ侍るまで何れも拙く
取くしはまかる其党の国に懐に此
物とて寄するしらけずはいかれいなくてちや

すれはし衾なとハ黒いろなど又羽二重の
裏又ハ緋羅紗にて紫呉呂服の表なとに於き
ん源氏物語の古画出さるハしかとは申まい
し去ゆゑハつくへすゑ置まして短冊色紙
かけ紙なとの類多くハかき写し侍る
なにかくするものわきもくしくきぬつけて図絵
かゝるはやつれしるすものからハ侍るなるへし
なる比中にハ何とて侍らねとも若衆人
はつきなきにも利なからん侍とハ別紙の趣
りはなしく此等はきまあとすうくし

山中源左衛門夫婦つれ来て此ころこゝもとはいへ
をこおれず侍るまゝ大かたのふをもうけたまはらせ
此人も大阪の便絶れハ無沙汰にうつりましされ
とのゐへハ其後もあくへく山口よりも無沙汰
あるやうに言伝ありはらちてふころ侍くみる
す。侍旦ハ春ともなくハ松乃ねとの事とも卯
に侍と無沙汰乃人に侍とていまハ日本一の若生
おかけ大にやつかるめ侍まいらし誠に此人の
正義大事の御志よハすくれくもあり及へ
侍る町人なれとも山中乃江の如きハ未ゐまし

けるへし高山一人乃ちからにてかゝる
國ゝにいかなるきりしたん諸ゟしく日本
第一の人とこの人宗門にてありといひ給を
いかてかくひろまりたらうかといふれを
いろ\/伝る所は此聴乃人とも見ゆるは右国
とこまりたるき様にあらん杉乃者も石国等國
まて大に安心ほし侍らさりし同人ゝ聖村
都にいたりし恩ありとて乃御門将ところよ
地し松乃本を遠へ乃時て大ゝ尽力しけるよ
なのころハエンキリスアメリカの医者来りて

高山の家族も見たるよし又小倉にいひのけ
ら\/へ乃手やけしめつらしき事とするはしや
実父をもはしめて此地にてとらへ皆ハ中
\/かゝることありけりたのみたすけし非道
を殺りし泉州に往居人家秋子て流
に来りしを涯京につれて京にけりし人乃利
同人小倉にて討死又博多町人吉助といふ者を
頓\/く此民死し死骸をさらし六日なる
ふけらせしことハいよ\/広まりし此れ小倉を
いかなる殺ひ復て薩摩のあいにくいにて殉

然しかり国君の蔵王御らるゝを人々しち
ま出すもゆへにし其事あらくこれは外殺の
にて此時藤服ふ任の人なるにし たれやと
みは白石乃家広にては戸付られしとの事
なれり小倉家を岩村といふ又は此乃出第一の
老臣にてありしにこの人ありいふ事体ありて
まて国母をも引出しまゐらせまつりて
国乃あるじとは成りしなりけり 岩村が事
万々感心いたしかたおへいはさてく正を
わらいけりてあまる其事おいくらへと

思へばいとくらさにてしらるゝも 石州の軍
もよせで大領まてされはむかしくるまのまかに
忠はいまはいと勢ひかり小倉て衛く軍やら
て蔵人林かとゝひまいたりされを程かし
元宮をはゆれはいつのかようあるる事もまれな
りたる余りたすけはしらるゝ人も小倉こう
めのかくいといふ家老にも預けられは為の
日々りにむかれはあいはさこれて聡乃物
わしみて其事とまた叢たまを任つく
し侍るなりあのほはつるやうになるてみ

存乃報恩謝りかへしかもてゆくまに
めきゝりかくいてはらともあけゆく空の
きりは先めてさくらいとめつ寒さいと
ひとく覚ゆるよし交へ申しこ

望東

十月七日吟

高隆のゆるゝま

和ぬしのゆるゝま

此文谷梅とかかれ
高杉晋作氏の
名也平尾山荘
なる望東尼か別
荘に潜匿中於
変名とせられつ

思ひもかけす人ゐまとのふれ出給ひしは
かくしぬ御身をかくされし事ともさしれの
わくらは思ひやりきこえてうへ毎てのよみ
つらりもて彼みく谷梅をと兄あまる
の息忠はいふかり返すらし給ふいかなあれ
うしさわかりよりつ身つ人かくてはかなき
かくはいまた有そとも其人やの若とのふれ
いつるやうになりにたれくまたのに其事の
ことさらにくも事給ふかりかり正義はい

多田何某トアルハ
為永ヵ多田荘兵衛ヵ
ならんべし
吉野何某トアルハ吉
野牧共嶋ノ事ニ
ハ非ルヤ
何三津蔵トアルハ
別帋ニ泉三津
蔵ト見エタリ
何屋幸助トハ権
藤幸助ノコトナラン

つゝへし志恵ばさゝすゝつまみたのれんの
書物なれハいまハ身をいとはずなんぬらく
いろ色あらしくハ先藩と蘇林大
儒ハ薩摩守忠度なれハ其某ハ其邊
儒乃多田何かし吉野何かし毛儒より
ハ何三津蔵その外町人何屋幸助といへ
るも在る人まで弄ぶところの思
日ハ為ら唐詩ニ入りて旦らをはきま
めくるまゝの作風詩ひとく流布て
打し出せし人家をとらむやうなとゝいひてられ

ていねていひあへすそ紙とりて舟その世
れまごとよく夢の夢見しこゝろよがり
何ぞ見ゆれはいけて大路ならむ入なすける
いきてつゐつるへ此人くせとら無用まで
きこゆるまゝのをけちまく此儒の世をまめ
我ゆるゆゑいかでそれく我弟子ならぬ外紙
の為すことおもしろこまかうら抵抗その少し
くるしく見えぬるこれも四國乃
の耻ばかりかくすところおもてハ只ならぬいはの
やうまでこゝろ恥て世迷しはあはと見これ

までもあまりくはしく人々と同志中念しさん
よく〳〵閑経おもひは　ね松乃りての夜
物いは浮世とかて身たかし　これとし望
ならとくおしちし芳恩はつかもとに必望し
あにてまてい衣服の用は太ふ多く侍らは
これ又別紙のごとく四後の数ヶ入侍る
あるへし

さき〳〵はうつりのちりて咲くさき
花の形　そのねのわかる

福慈人ちからとさゝきちかくところおせい

やう侍らはたてうしきの上よりむきは寿乎て
ふるのことれとかきあいは揺しいやましこ
ありつくさめ　おのれいまたやといなすのき
向不正一部あかり家内ゑしき義まて
いとくらしはしやうて芳梅りこの宅を山
みましつふひの收ふのやの出身侍るを
ふこ杉の根をこえとの書ち引説り先
身向陵うしえてしものしふるのいまちなつ
のこふとあとなり侍るありし　ぼのこふう
す国乃当務文徳有志のかみをとなるへし

将軍大名はあるはしまをうて藩ハわきと
将をしりすゝるのこゝろみしよし幾代かかる。
之人殺ひしらしうもいかなるあめのかくるまや
あらへいまハ将をいつてとものこいつれといひ候
へりこハ木のつらふ上よりゆかし　あるよし
まこと関経路し候とゆるまゝすし　候へ
うし　されと木の化ハもやこすも日かさくは
あゝ女のとかねハし　元乃この冬すくもうねし
ほハ衆く思ひつゝ候うめ国家のこと絶
といやならたへかすうろきこ（かべ）へき、

あすハ早く山をたてまいり木曽をあいに候て
しもしも路をいすゝむゆゑあうくいそぎたる
やす兄ろへハ男子のゝあきこゝへ候なり
かいたよしやとあるそあるへし　たゞよ女子人の
へしのしこ

御母子ぬし

この文をいつはらしたるもちを待候よしに
お付この路のまゝハ候でかいかくらしつ先日より
山中成吉段取伊つれまてきたりそれハと
よ御しさうらえとれと大坂の方たよりこゝへ

和主トアルハ助作ノ兒鼠鳴（ヲテタ）ノ齋名ニテ和（オッ）ト唱

それはおつまりせうらし けれはこそしたし
はやく生害はせいしくなくの形なく此既も
小倉九殿はやみうちにかけられは若殿様
とかくうてはならぬあるへしはやまと殿うて
あはくせいは以前しゆるせ伊あく素姓者
名村あるうちもうかしくせいあらたく勅く
つまくらひてまちく大いうきにまそあらくるか
しく里しての不い掃うる堂く久きよく
かたしてをかく
和ぬし二川ぬしまき二ゆる一ゆるのむすむ

いかにも御浪あるへし御国をさふく御入を
うちこみて正義御ともいくしあり助作をめ
因中乃君とくはゆるしかくてはいろ羽守
ためおま寸へし御使君を申てたれとは思
義の者あられすていうたのひつのれの
たつる名無し此度小倉ありけんとするにつ
けくは浪人くの弟子まにまねるかほまみ堂
是へはへ首帯をたてのきよりて長ま去た
すりまれする振ひく宗服取りて町中を
この浪人ゆうまはしまいいとしうかつてもしき

抑々つきてしたしまゐらせ一つところにおかせ
い侍るふたん
チヤウセン國シテンキリスカ名をつけるはし
これはキリスト丹の〇の〇きたるをチヤウセン
らむねうらむ手ニ入へまいりおいて世の内
まいる物をこゝろうちとりたる所へうつまかり
せんなる故ゆゑうくては留守もなはしめる
へし侍らむ先生たちのはたらき侍るたるなん
厄体で悪滅ある如くちかり不くは國ともに
正義はらはれるいろとかしまで能氏画ところ

わろへけれ
日田乃伴衆有志をうちいでて国をいでよし
其で豊前豊後の衆志はやかて武器に事道り
侍れば此時日田をも取りひきうちあらは何乃
手もいらず大変あらむ又惡し日田乃者ニ
此衆をまもくミ人望を取りたりは打入算道
いふみくしへ〇ちら〇〇せめとも毛〇印於
又南郡やらといふ人豊後府内にすミたり
しかの妻むすめ三男をつれてくらしたる先の
来りて前たのそれすミ侍るものは侍る壁しし

彼乃人の言葉ハ早因ニ大られし也右手旨

人従しうるいかし

東国於方ハ一揆ふ大坊ニて

天第をすゝめし先乃第命を毒ひあり

しな幕府乃志臣等の一揆をうけて臣

乃色たらず出世いとくいさきよ紀なき文を

備前丹をしうる也甘乃言う禄の評まで

やゝはきハ何あらどうし出て戦後おこつや

へしといつとよ未だるのたるへしこれひ生家忍

教乃事ニや力であるさうくゞもつうしりの也

蔭御こゝら於世話の付ハお蔭のんかまでまかせ

おたくやとまつしひおたのきものハ皮於説

あふかせ大身於色母乃付ハ生れ付ていても

くおとしぬく乃ゆきまたけたりとのや判く

きまていひめてもやすみより在つゝたら

しても於甲斐なくてハ事一従為のかゝさす

はなと一ありハ又野村家於事さいかゝ思いん

あれハ何事の二人して取臣力のあとされ

く口秘し御趣を両こゝろ敏しあり

て同方ちも臣力いゝ代様子也あとハ

四十八

野村望東尼里（實）家

御馬廻組
△浦野重右衛門　家禄三百石　福岡城南御厩後ニ住ス

室　糟屋郡植木村農今泉興七長女（下婢取揚）

長男　半太夫　故有テ別居ス
次男　平太夫　浦野家相續
三男　藤太郎　今井某養子
長女　タカ　　吉田弥左衛門ヱ嫁ス
二女　モト　　野村新三郎ニ嫁ス　文化三年丙寅九月六日（早良郡谷村ニテ）卯刻後ニ生ル
三女　ユキ　　梅月平吉ニ嫁ス
四男　喜右衛門　桒野某養子

〱四拾人

野村望東尼里家（實）

御馬廻組
△浦野重右衛門　家禄三百石　福岡城南御厩後ニ住ス

室　糟屋郡植木村衆今泉興七長女（下婢取揚）

長男　半太夫　故有テ別居ス

次男　平太夫　浦野家相續

三男　藤太郎　今井泉養子

長女　タカ　吉田弥左衛門エ嫁ス

二女　モト　野村新一下ニ家く

三女　ユキ　〃

四男　喜右衞

文化三年丙寅九月六日御厩後ニ（〇早良郡谷村字十）
應三年十一月六日長門
三田尻ノ旅寓荒瀬致和カ
ニ病死桒ノ山ノ麓ニ葬ル
周防國佐波郡三田尻

御馬廻組

野村新三郎　家禄四百十三石（福岡薬院林毛ニ住ス後ニ谷立益ノ丁ニ移ル現今那珂郡警固村大字下警固二丁目ニ）

○先妻ノ腹ニ三子アリ如左（先妻松本主殿長女故有テ離別）

○後妻　浦野モト子新三郎死後授戒剃髪シ望東尼ト号ス實子四人有レモ出産後何レモ十丁夜ニ過ハス早世

長男　卯左衛門　野村家相續　神代与三太夫ノ女種子ヲ娶ル鏡子ト称ス

次男　幸之進　書家二川方作ノ養子トナル妻ハ二川相近ノ女ニシテ玉篠ト号ス（現存）近ハ其男也

三男　小助　隅田某ノ養子（慶応奉職江戸詰中出奔不知其行衛）

嫡男　釡（アラシ）　實名和（カツ）　平素多病ナルヲ以テ弟助作ニ家督ヲ讓ル

室　井手某ノ女ヲ娶リ一女子ヲ挙ク名ヲ誠子（マコト）ト称シ文學士鶴原定吉ニ嫁ス

二男　助作　省（ハブク）ト称ス　国事ノ為メ獄中ニ病死ス（妻ハ建部武彦自強ノ二女ニシテ名ヲ多津子ト唱ヘ武彦国事ノ為メ屠腹命セラレタル際同氏實子アルモ家ヲ継クヿヲ許サス其血統ノ為メ余儀ナク建ア家ニ戻シ返スヿトハ成レリ）

養子　助作　實釡ノ舎弟ナリ

實子女　誠子　文学士寉原定吉妻

△御馬廻組

野村新三郎　立益ノ丁ニ住ス

○先妻ノ腹ニ三子アリ如左　（先妻松本圭殿長女故有テ離別）

○後妻浦野モト子新三郎死後授戒剃髪ノ望東尼ト号ス實子四人有レモ出産後何レモ七夜ニ遐ハ又早世

長男　卯左衛門　野村家相續　神代与三太夫ノ女種子ヲ娶ル鏡子ト称ス

次男　幸之進　書家二川方作ノ養子トナル妻ハ二川相近ノ女ニシテ玉篠ト号ス（現存）近ハ其男ニ

三男　小助　隅田某ノ養子（扈從奉職江戸詰方中出奔不知其行衛）

嫡男　畬（アラシ）　實名和（カツ）　平素多病ナルヲ以テ弟助作ニ家督ヲ讓ル

室　升手県ノ女ヲ娶リ一女子ヲ挙ク名ヲ誠（マコト）子ト称シ文學士鶴原定吉ニ嫁ス

三男　助作　省（ハブク）ト稱ス　国事ノ為メ獄中ニ病死ス
妻ハ建部武彦自徳ノ二女ニシテ名ヲ多津子ト唱ヘ武彦国事ノ為メ屠腹命セラレタル際同氏實子アルモ家ヲ继クヿヲ許サス其血統ノ為メ余儀ナク建ア家ニ戻シ返スヿトハ成レリ

養子　助作　實畬ノ舎弟ナリ

實子女　誠子　文学士鶴原定吉妻

養子　貞幹（サタキ）　助作遺言アリ死後ノ養子ニシテ本家野村惣（加左衛門カ）ノ子ナルモ隠居シ里家ニ復籍ス

當時戸主
養子　小太郎　二川近賓子ナリ

京都圓山ニ於テ會桑派ニ屬シ
集會議定概略

慶應元年乙丑閏五月廿日頃ノ事ト覺ヘ一日圓山正阿彌端ノ寮ノ樓上ニ於テ二屬ノ大會ヲ催シタルガ今茲ニ其景況ノ概略ヲ記サン元年此日ノ聚會ハ其比先キニ京都詰方トシテ在勤セシ福岡藩用人大音兵部閣從ヨリ東郷吉作ノ両人ガ斡旋ニ出ルモノニシテ從來此両人ハ専ラ佐幕論ヲ唱ヘ二條殿下ニ於テハ諸大夫北小路治部權少輔以下高路

右衛門等ノ人々ニハ親炙シ舎某ニ蔑ト睥
合シ論議應酬（ナル）　勤王主義ノ非ヲ説キ
挫キ押潰サントノ意氣ニテ鬼角議ノ延ヒ
サル様仕掛ケタルガ其日舎某ノ論貧ハ遂
ニテシ應シキ酒酣ナルニ及テ漸ニ喧論ヲ試
ミ中村列カ（東御表作カ文代トノ乙度説ニ上京セシ玄）嵩ゾニ論議セシ
輩六七人吉田主馬（御家羽人ニシテ文武ニ長ゼリ文代トノ刀男列一同登京セリ）
ニ例ニ連署スルモ亦五六人ニテ其黨云ニ
福岡表ニ於テハ方今ニ於ノ意モ知ル所ノ敵
向氣シ二條殿下一橋ヲ初メ舎某何ヒ義

所ヲ敬（拝お）所聞抔ニモ拘ラス云々等モ存キ
出シ烈敷法論ヲ發スルモ所ル目論見（アラン）
了ハ素ヨリ豫想ノ事ナレハ聊カ驚カサレドモ心
中ハ甚タ不快ナリシ然レドモ態ト詞ヲ和ラケ
完尓トシテ應接及ヒシカ（中村其時三十六歳ニシテ血氣尚未衰エス飲酒モ亦多量ナリシ）
漸次激論ニ逮フベキ意氣込ナレハ一時ハ不知
々々英氣奮勃セシモ勉テ憤氣ヲ押ヘ
斯ル酒間ニ藝妓ヲ交ヘ（藝妓十数人中居様ノモノ亦十余人）國事
ヲ論スルガ如キ軽擧ノ働キハ中村輩カ習
テ採ラサル所ナリ　天幕ノ所為メ國是ヲ論

セントナラハ他日閑靜ノ席ヲ擇ヒ更ニ屬ヲ開キ幾人出席スルモ聊カ迷惑仕ラス館ニモ御相手ニ可相成ト持重論ヲ張リテ其圖ニ當ラザリシガ後チハ遂ニ手持無沙汰ノ躰ナリシ又向ノ席ヲ見ルニ吉田主馬ニモ同様ノ形勢ニテ同人ニハ寛仁大度ノ性質ナレハ迷惑ナガラモ兎モ角モ應對ノ振合ナリシカ暫アツテ聲高キ論談ハ靜マリ又其間大音東卿ノ兩氏ハ席ノ傍ニ安坐シ婦人ヲ相手ニ茶菓ヲ饗シ（大音ハ深ク酒ヲ嗜マス）小用等ニ托ツ席ヲ外シタル振合ナリシ歸館ノ上吉田氏ニ荅ハ振リノ概畧ヲ承ルニ中村カ應接振リト大同小異期セスシテ自カラ符合セリ該時ニ限ラス二條殿下或ハ一橋卿ト會合ノ折度右等ノ意味ヲ洩セサリシハ毎度ノ事成テカ維新ノ後岡山藩ノ閣役澤井宇兵衛（備前ハ福岡藩ノ組合ニ）氏其代ノ噂ヲ聞ニ大音東卿ノ兩氏ハ專ラ條橋兩家ノ鼻息ヲ窺ヒ常ニ補翼ノ擧動多ク攻戰ヲ試ミシ手段アリシト星霜ヲ經タレハ該時其席ニ出頭セシ人名性氏ハ記

穏セザルモ仕ツたノ過リト曉覺タリ
守護職會津藩ニテハ
手代木直右衛門　小野權之丞　大野英馬
倉沢右兵衛　外島機兵衛　庄田又助
依田深治
所司代桑名藩ニテ
高木作之丞　森彌一左衛門　三宅源之丞
説摩市左衛門　小寺新五郎　立見鑑三郎
生沼作左衛門　等ナリシ

慶應元年乙丑五月十三日中村到着ス京都出役ヲ
拝命シ同廿八日京都着後ハ　福岡（出張ノ際）同人去冬上
馬一同閏五月廿四日京着各同役取締去作同人大谷ト共
都ニ等旨京師ニ於テ二條城隣傍ニ於テ等ノ勝負ヲ
從事シ之ヲ勤務ス薩長因備ホ之ニ反對シ趣向
多シ密ニ同盟シ協議シ以テ上京画セス擾ニ乱輩
ノ所場ヲ探リ陵屆シ所場如何共其取締リ許可シ
田同察或ハ花儀中ハ密書類ヲ取リ之ヲ写シ以
テ財情ノ国迄四条辺ニ東ヘ着シ
到ル七月十四日ノ湯辺ニ仕ル所薩ヘ來ル旨ノ御達ヲ受テ
立馬ニ先生ト京都出發（七月廿六日）ス日写ヲ悔宅迄着シ役

改名シ以後謹慎ノ身トハ成リ又
六月十六日付ニ而御用部屋調役中ヘ差出
書面ハ左ノ如シ

一 此節所中ハ纏カ下ヶ年余ニ苦候大鵬丸（文久二年四月上旬）ニ被寄宝
ニ積ミ御手当ニ致シ掃部頭殿ニ付ナ苦労ニ付此身是
シ入京都ニ而追々ニ相働候者共ヘ取計ニ付数
取扱所御内ニ御懸被召置因テ候得共世話ニ諸事役者
堅シ取扱ナ失致霊魂ニ懸り候而ハ後々御方様御
ニ而難渋ニ付候共御力ヲ相尽シ奉リ是非ニ相成候
其正義貫直ヲ確守シ忠義ヲ旨ト致シ候ハ何レ候ニ
一般ニ難悪ニ御取扱ニ而又云露顕御取扱ニ付而

受ケ京都ニ而ハ兎角此内在京勘定方手付ニ
者ニ於井伊家ニ而手表縁ヲ京師ヲ脱レ出ル紙指方
宇野ハ中河内守旨利ニ付キ大坂方ヘ出張候処来
ニ遂ヲ自殺以テ相果シ同人ハ堤（用水池）ニ入水溺死以テ相果シ
趣下ニ至テ大坂表ヘ出役ニ而調中大安寺同
役掛岩尾某（元北町奉行郡主部丁様御取扱之所）作而役以レ於テ坂本（井）ニ出中ニ忠太郎
ニ見ニ而忠太郎太守口ニ而引ケル類ヲ然ルニ法間ヲ見テ
将軍家御上意之付京摂ニ有浮浪輩之風
説ヲ被行候条両所家々評定之趣其外見
於テ騒乱以後取扱人ニ者折事物ヲ取扱
ニ而淀城ヘ事迄之一下其ヲ四経上忠候一下

續土肥柜

差当大坂之御固場ハ御預ケ相成京師ハ御預ケ当リ不申
様ニ承リ又只今ニ而ハ表伝奏御役屋敷ニ相成候趣ニ承リ今京
御免之儀も未相決候哉淀川舟ニ而上下御差留ニ付先帝
休泊も差支置ニ相成候由右大坂ハ無人之由日々備リ彼
合之段方無之真ニ京師ハ出格之次第之由被遣候ニ付国々
有之申候

一 右様ニ付諸藩方大京之守衛〆川ニ而松平春嶽
ハ今新兵衛等所ニ出張居候由且ツ当時ハ諸家
之雑説ニ而火事ニ付諸家之方御警衛之儀ニ付迷惑致し居
ニ而御差控候由ニ御座候然ル疑無之御様子ニ有之候
備前様ニ而ハ又々御警衛御新造被仰付候由人数ハ多分

ト申事ニ付右之外ニ住居ハ有之候得共御警衛振ニ付御所御堅固被
仰付候由御座候へ共右会人数ハ僅ニ御座候計ニ付御座候儀ニ付候
国許ゟ追々登り候程数相成候由ニ付長州ゟ上下之者共余
人数登り候程ハ無之右之外ニ付少々御座候
且又只今之風説ニ付江戸表御座候由人ニ而御座
之様子ニ御座候

一 京都御守衛之儀当時御座候処御役替御座候ニ付
弥テ諸家之佐島（松平阿波信）ニ而七ツ時ニ出張致し候
所長州之御差図ニ付御座候ニ付御警衛之儀御免被成候
御所之御模様ニ付先達而御座候ニ付御座候
之御座候御所御固メ出張致候而御一同御引取御座

談示ハ、此時分若黒川川村・岡沢・渋谷・戸後・金子ニ
此団件し次第、尋問有之、五郷方之一件ヲ初メ先達テ関上
都之節、萬事ノ及ビ申談、其外諸事関係之儀ハ、追々都合之
申出候様申付候所、同人儀ハ当年ノ三月、再ヒ罷越
去ル己未年、全ク海保章一月頃浪人共等ヨリ頼ヲ得
右様之次第候、尤右京へ登リ、関係之向ヘ談し候
内談之義ハ之のミ、追手ハ右京之様子相伺、右京之ハ御府登セ之人数
此宛ニ至ル迄、後ニ候ヘ共、夫迄右京之関係従方之儀ヲ候、遠
意味し右潤方ハ、行違ヲ寛大ニ取計候由、其外以
何レニも其義甚不左右ニ難致ジロリニ相見え候
何トナク此方ヘ申入候様申見え之段、右ハ赤根

武人関上都之節、毎々申失策ハ二重ヘ被及候一ゝ
之内ニ今黒沢其河村等ヘ申込ミシドツカ、サシ免モ、
北ト申赤根ハ其外人関上ハ未薩摩士ヨリ直ニ
出合之次第ヲ相扱ヒ其間ニ書追々相掛ケ候処
し候ハ、何事ニ而及候哉ト申候而、其趣ニ候

一　関白殿於御頭取候仰付候、東西之事情志
要ニ相達し、此其許ニ而、右為之ニ対シ一同
実ニ慶会之節、可被召、大何公ニモ取計出候名
御達等致し、右次第以後ハ勝手家老ヘ申談候而
右之次第其外三井寺等、以書付依テ〆出之ニ付、追々訴
方之依頼ニ付、大津尚京大坂四五度之数

深依頼サセ大体ニ於テ物事取ツテ支ヘ及ヒ何ノ事ニ至
部ニ及ヒ延ニ設置揃ニ而善悪存亡ノ間ニ於テスラ一揆
ノ仕合ノ場所ニ至リテハ互ニ腐気地ヲ張リ理非得失
ハ致無キ一向ヲ是非殿ノ事スル様ノ為ニテ兼テ討ノ始モ
ヲ悪ニ勤キ様ノ人心甚タ卒シ事情ニ居レハ

一方ニハ所謂理ノ理ニテ所謂忠ナル忠トナル時勢ニ従
於テハ移ク世間ニシテ然リ移成シ得キリ親密ニ見聞候
ヲ擬ハ唯ニ団ヲ堅メ異変ノ発動ニ機ヲ失セス恐
操受ク多ク延ハレ一風右衝霊ニ和習楽地ヲ致
ノ枯レ候モ文事ノ故ニ兵勢ノ如ク完ニ内部
援頼ニテハ当分両御方ノ将来ノ如キハ左程ノ余ノ安哉

薩因循ノ属カ互ニ同志ノ交ノ姿ニテ只深謀探リ得
難キ所ノモ然ル嘗テ諸方探リ初発為後シ僅カニ一ト跳
キ是非ヲモ沢山トハ申ナカラ此先キノ部分恐懼ナル
書簡ノ如キ探リ為出シ様フシ秘事多ク四面淡キ
テハ難得上ノ己ノ見付ニモ有之当時東西ノ時情何
様書面ニテハ頻々有之申候懸念ノ筆ニ至キ四国帖ニテ性復生
テハ密情要激甚タ事情総体要路ノ向ニ対
以内ノ交代ニテ初往出京四国東西ノ事情始メ
ノ変更ノ扉ヲモ長キ人ハ必ス在京在府ノ四国
大大監察ニテ在京国是ノ如キ所置在リ要ト先ト
ニ付テハ御手ハ探リ申因循ヲ遠ク[illegible]

謹之愚存御座候ニ付某等愚見ヲ顧ス斯ク迄ニ
奉申上候
　六月十三日
　　　　　　　　中村　釗
御用部屋御役諸君机下

亥六月十三日四ツ時　出

前文畧

去ル十日新役出勤之節薩摩邸へ拝城同伴して助へ
及面会候処色々之談話ニ及ひ且昨秋吉井幸輔大坂
表ニ而御扱等ハ此節罷出候為今度廣木
乃建言仕候ハ　将軍家罷出度候ハヽ中国四
国之大中名ハ無論九州ニ於テも先年致サレル事ニ有
之ニ唯　其節評定之上可罷出候趣ニ付以宗し
処存候貝御等ニテ諸侯我意ニて不定論有之候
しらぬ也へ知申罷出ハ是ヨリ九州ニテ誰カ可出細
川家ニ而ハ細川家ニテハ内ニ振輔
し趣ニて相叶ハ第相殿ニ関老方ニ於テ無實ニ罷様

外ニ於テ之御国ハ、猶テハ全ク御挨拶ニ不及是非共御決評四
被立候節御人々御談判之上攘夷之事ニ相成候趣ヲ承候
思召候哉御冊候御書面御沙汰之節ハ尤右図
被為在候ニ付以来ハ如何ニ共左様ニ候ハ、[illegible]
之為御沙汰有之候ハ、其段如何ニ可被為在ニ
相成候哉、尤御尋之儀有之趣ニテ御沙汰之御[illegible]
五卿方之御請候処攘夷之節ニ付、其御沙汰之
上御儀御同様方ニ申上候様ニ付京都表ニ於テ攘
八月十八日之変ニテ御沙汰ニ付テ被為在候
急之儀ニ付御評議之上御沙汰被為在候
後御沙汰之御儀ハ御同人ニ御座候御廉ニ付テハ

之攘夷ヲ程ニハ御引受ニ及兼候未タ成ル事ニハ此上之事情有之
前君公ニ被仰進候ハ、何様ニモ相成候ニ付テハ第一御引受之処右候
ニテ御為メニモ御国體御無疑ニ存候ニ付、其段ハ何分御承知
何分ニモ右ニ付被仰越候、将軍家ニテモ御承知ニ相成候ハ、現場之模
様相伺候間御尤之儀ニ付、御國家方御引受ニ付於テ情実ニハ何分不相叶欤
之趣等御承知之上ハ御議論何様之儀ニ付テモ御遠慮ニ於テハ御承知被為
ニ付之御互ニ御無理ヲ強テ被仰付候ハ、人心安堵ニ相成候事ニ付
御出合之儀ハ何レ御同様御無疑ニ思召候ニ付急ニ永離以之可申
上候、其上御模様次第押移リ可申候、右ニ付御示
書写シ御頂ニ可有御座候、右為御承知申上候、先ハ大ニ御集リ候時
何ニモ等被仰付御目ニ掛リ先達テ申上候通リ御座候

（長防人服従ノ旨志ヲ相立候ハ）為息應スルトノ事ニ而ハ（之趣）御申訳ノ御附紙ヲ以テ被為在其段
来ル月ノ上旬御申聞候得共何等ニ而御沙汰ニ可相成右出数
ハ其子（成行）正持参致候ニ付御咎不及ト申候所其御役方御承知在
ハ更ニ本家出方ハ不被仰付可然旨申上候御沙汰相済候段ハ
月度相成候事ニ付而ハ何分ニも奏聞之上御決ト申候ニ付右御取扱
ニ而本家方ニ可相成様御指図ニ相成ル様御立ヶ候様右ニ付右
御聴情明ニ而慶ニも相成ル以ニ家来之使遣シ御申シ
候得ハ当息ニ而御出張可相成度段猶予之上被下候ハヽ申上候
之為代上京等ニ付而ハ家老前ニ而当人差出候ニも御付置
御沙汰モ有之候上京ニ付而ハ其段ヲ其場ニ而相極メ候事ニ
候又其節ニ付テハ是非申立テ様御取計ヲ可申越候様度シ

一新船借起切ニ手離シ為レ候様御伺出兵端之光景ニ相成候ハヽ御為ニも難成
必ス右様之儀ニ相成ルニ付其段御達之上御裁許ニ相成候ハヽ申達之上
可然筈ト被申候所長州末家御処置ニ可相成哉之程ニも申上候
ニ付候長門守父子事情ニ付御辨ニ相成候処ニ付
度々論説候得ハ家老共ニ相違之御沙汰其外御尋之
御座候所ニ付申上候得ハ諸之事情ニ付再三弁論之儀ニ及ヒ
候得共何レも程ニ而も不相済申立之趣ハ御取計ニ可相成候尚又
得ト御沙汰之上ニ而御処分之儀ハ急度御決定之上ニ申上候事
此段ニ申度　将軍家ニ而も御沙汰之上御再討之御出張
之上ニも相成候ハヽ御下知之上閣下御示論之上ニ而ハ相成不申候
ニ退而此段御伺之上差出シ候事ニ一名ニ而相成

大事ニ至ル可シ、先般江戸表ヨリ無慮前百万両ヲ以
軍用金出張候ニ付、新規ノ変ニ依テ諸色之価格中
米価ハ百両ニ付武家ノ賄ナラス市場ニテ売買ノ困窮致シ
上下益混雑候処、当節ニ至リ町方何レモ紙幣
通用ニ相成、如此ノ為メ必要ニシテ物価ヲ以テ無要ノ交易又
ハ無益ノ出張ヲ御出シ相成ニ四年ノ内ニ消費シ尽シ忽チ
路頭ニ迷ヒ候輩ニ至ル迄我々ノ家内ニ飢ルモノ多ク飢ヤ餓
ノ者必ス起リ来ル可ク徒ニ書生ノ者多ク又ハ乞食
又ハ盗賊ニテ夫々ノ子供ヲ残シテ却テ人ノ幼児ヲ捨ル
様ニ迄ニ至リ候事ニテ入水溺死致シ候モノ有之又
東海道筋其外所々ニ於テ捨子致シ候所モ夥シ

所有候ノ者数多ハ、右ニ就テ米価ノ高直ヨリ欲ニ于テ人気穏
ナラス、何ト歟實説ラシク云々ノ風聞アリ、然ルニ今般モ又ハ長州
ノ再討ハ有之候得共彼等ハ上下共ニ内ヲ望ム
ヘ乍節倹ヲ旨トシ軍用ヲ高騰シ御縁有之候ニ至ル
ニ必要トシ無要ノ費ヲ省キ人々一致ニ堅固ヲ守リ
ニ至迄、此ニ至テ無益ノ事ニ至ル迄仍テ諸所ニ於テ
ハ必ス疑アル事ニ而此等ノ者ノ如キ取締ノ所持ニ至ルマテ
ノ形勢ニ至リ候ヘハ救済ノ術ナク只管ニ御依頼致シ候ハ
此節ノ内ニ於テ甚タ難ク依テ表向ハ在リ候ニ付キ
カラス且ツ富ノ眼ニテハ相分リ不申聡明ナル者ハ高ク付シ
関東ニテハ未タ難有ク存候年来相成候事ニ候

御帰中記

中村 写

同人去ル三月京都ゟ大坂市中陣地之様子承合候
御座リ承リ候ニ付同人ハ翌三日京都江引取候返
事有之親承り度委曲書面ニ来

小笠原壱岐守様之[illegible]敷[illegible]同事[illegible]但細様
[illegible]返被成候ハ御老中[illegible]御座[illegible]益御機嫌
是迄之口[illegible]務[illegible]之通御老中[illegible]大坂[illegible]也
且亦御役義御許 御昇進之上ハ大夫[illegible]高之内五十石被下
候付ハ是亦御三閤[illegible]而被仰付候[illegible]勤[illegible]御用
談[illegible]了川村[illegible]人[illegible]御[illegible]（[illegible]）
[illegible] 御[illegible]内[illegible]
[illegible]申[illegible]何[illegible]家

未タ大坂ハ騒ニ無条何モ無之、京坂とも当分平気ニ候

候ハ昨日四条辺ニ而浪人召捕候由、白川侯初メ（此方ハ奥州

白川阿部播磨守）ト申ス所召出し、四条間之言ニ付

四条河原掃除ニ付被召捕了重ニテ上ハ其所之宿ニ至リ御路

白川侯ハ四組子付候て上京而御代官四五度ツヽ出方

仕り由候　前同十七日大坂表ニ而他浪士振リ且ハ一橋様初メ

御旗本ニ付る候流儀同役御上洛候ニ付テ何も其杉田家

之同田部ハ大坂ニ於テ相成候處、力ニ及ハす引帰ると相見え

屋敷ニ而（イカツ）薩藩之儀ニ候、是ハ京都内藩ニ

大坂へ又ハ竹内出雲守振之儀ハ杉田和之ニ而武代ニ候ニテ

七組ニ京風ニ探索家ニ知ル所　寛大国中笑ヘ如ニ示

致し趣ニ事振候ニ付候ハ　（六月）四日早朝ゟ為名家候

出張西家之仕組ニ而御藩々ゟ人数ニ付而國島原藩

其後大閣之思ニて仁出馬自身ヲ出張迄ニ而諸藩温和ニ

合而ニテ功名ハ振及ヒ足ハ一同ニテ為万以来大坂ニ納京ニ付

御藩中ニ於而ニ付テ事ヲ致シテ帰リ精細御ニ付申ニテ

白川侯名代ニ而相紳之儀ニ被仰付、式部卿防長之衆

此之天下治乱之安否ニ決ス故ニ總而ニ候処

再四之迄ニテも難出来候ニ付中山卿等ヲ相迎之事情

ニ至リ安仁ツ（大夫）候中ハ方今元々事情ニ付テ候ニ付テ察知

疑ニ不独其家ニ而付テ迄一且上振之仍而伊州家ニテ上回

ノ容易ナラヌ四組ニ従ヘ申上ル因州藩安達精一郎其之

例刻花房寛吉殿ヲ初メ三人共参殿ニ而御逢之上別紙大
将文字并清末壱岐殿江御達し吉川監物毛
利讃岐守へ添書ヲ以御達ニ相成候処一件右之處ニ
於テハ御役所ニ而可被成御沙汰之由（同十八日）
望平日之勤ニ而相済候處昨日　殿様御初メ
丁寧ニ被仰上候也
兼而候白川侯事名代候何も江別紙御渡之節
小笠原侍従少将ヨリ思召之旨達々御渡ニ相成候由
追而御取扱ノ内藤井宮内殿ト御返詞並宗対馬守ヘ
本丸へ御城ヨリ出席宮内大輔殿成候昨日
在京留守居内ニ而御用談之節大輔殿ヨリ其日
此儀大抵右之通ニ而相済候由

（申物宅ノ上ナラバ九ツ時ニ而ナラン）
参内仕候處宍戸備前殿ヨリ御沙汰之趣
御達之節御沙汰御座候ニ付長州藩家老ヨリ差出候書付
先般毛利讃岐守ヘ表向之儀何分ニ出来世上ニ而ノ
形勢然而同人之儀家老ヲ以財政ヲ取締り候事
御風説も承候ニ付家老共ヲ召出し御尋有之候
去ル八月之趣ニ付御糾之上何分之儀此段申上候
家老共江長州之儀ニ付文字之儀申出候
之由申出候先日宍戸備前殿ヨリ御沙汰之趣
華之御儀ニ付御下問之節御答申上候
生駒又次郎相勤候ニ付御沙汰之趣
相成候處右之通ニ而相済候

敬憲

右ニ付主人ハ安倍ニ於テ[illegible]侍若し是ニテ[illegible]

之儀ハ申渡ヲ悔悟致し候し[illegible]右衛門ハ[illegible]

御座候[illegible]ニテ[illegible]

[illegible]ニ付[illegible]

[illegible]家庭ニ[illegible]

[illegible]粗忽ニ付[illegible]

[illegible]事[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]　右衛門[illegible]

敬憲

一揆[illegible]

此上ハ又[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

成ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]又ハ[illegible]

[illegible]上且又[illegible]

も今日迄傳摑の降し雲ゟ霧の身に成し候得者尚又此小
路之路一條寺辺り精々嵯峨の緑以御ヵ乗り遣り候可無益
にも罷候上方事人の見候得ば文事叢致候事にて追
候事又ハこちら上り候而一忽思案候大国に而日々承知之候内
ニ張候哉之旨承知之外者様ニ而其口気の明盡遣候様ニ
当春御登りも尤哉御両御下向之事、言上可仕候思召迄御座候
道中御祝候御堅頼存

中村 [illegible]

吉田主馬様

追啓 大方君ゟも寸刻と存高栽之趣定而如何之程御図
恩ニ御坐候得出候へとも未難申候文の調書翰之趣御承知
口惜敷物に候以の御座候而未程与無之候へ共向下候事も東御方や

去四年者中々以此物に代々為寄奉存候へ共何之事共て御座候へ共今々
ニ而家に出（庵）帰り遣り御仕候ヘハ出来遣候而相勤居候處去
為御見合候上候而御ニ而御座候事候人も行て彼是御尋申候
兎角向御に向ひ在り候而大々御仰之候何様出羽
去々年（能生）以後御迄御用之趣被仰渡候處御出
尚以て何事御座候而御帰洛之旨承知仕候出来
相尋取得此事ニ御無之中にも成候様ニ致候御同
又ハ三寺様にて御承知被下御配慮奉頼候

按 此書翰月日十三日仕ニ二文中二月十五日ゟ十九日上ノ日数行迄ニ見ヘ此
蓋ナ二月ノ三 歟

風俗之條々内得と相聞追テ
如聞之上、言上之候間

一　寺社人防長之社並領寄附候儀相願候由ニ而令停止
大ニ難渋之者共ニ而御座候　寺社人ハ勿論町人ニ至迄難仕
聞ヶ候様之事

一　両国之者共小売人之内多人数行衛不知者有之探索
探索ニ遂ヶ昨今之風聞も有之又在町之人数聞出
秘ニ為致探索候所相決以可尽事

一　在国何ニ不秘用様之縁与之儀ニ付有其ゝ、
族ゝ之儀従前御案ヶ為仕候事

一　堂上方御内縁并出家之方防長之諸社ニ而取
論争組之義等ニ而方々ヶ不為依頼之事

一 将軍家大坂御引揚之節御金大ニ御紛失有之由之
風説有之候事

一 白川侯之風説之事

一 赤根武人ト申ス長州人ハ先日京師ニ於テ召捕追ニ
御仕置ニ相成候由ニ風聞専ニ有之候事

一 [illegible]清之丞者ニ書某壬生新選組ニ組入候（是又頼ニテ出京ヒシテアリバ以テ御延ノ了ナルベシ）
御国許ゟ被求候[illegible]頼ニ付出候由ニ有之候

一 新選組之内ゟ両三人之方追々（浪士）探索トシテ罷在
候由ニ付旅人帰之方法御取扱無覚束由ニ御座候

一 当国之儀ハ小笠人来訊ニ付御座候[illegible]
り候者在役之者ニ於ニハ難相除由内暴

發沙汰ニ可相成ル探索ニ及候事

一 右宰相之風説此節御引払ニ付全ク事実ニ頼
候得共人気ニ相拘候事

一 天下之御威光モ弥之防長御征討モ無之ニ治康
方二東之云之事

一 宰相様ニ於テ備前藩ニ而主張探索ニ及候ニ付
御尤ニ存候風説有之候得共右ハ全ク虚説ニ可有之ト
被察候事

一 越前家（酒井飛騨守）来ニ於テ之小笠人加無限殊ニ相極
有之旨風聞有之候事

一 京都御所内ニ於テ　大樹ノ叛逆之朝大ニ激者人

一 実検之処右之外組之江戸表役人々之事

一 昨冬庄屋共前老公御劉停之節于今不動防長及御暴之儀　献策名鉢組共之儀ニ付御安芸分藩より罷出候ニ付長府之義両国栄答之事

一 柳河侯ニハ防長御征討之先鋒四藩ニ相成候趣ニテ九州分藩之内ニも此之国役四藩ノ内方も有之先般以来肥前藩之間柄細川家之家来ハ大ニ不評判ニテ甚以深ク不堪之騒ぎ之事

一 小倉藩ニ於テハ薩摩筑前等之ほと之有之者ハ追々之節ニ出シ候ハ御自盛ニ致出仕候之事

以上十八ケ条之内ニハ確実ニ無之候も有之
探索之候得共尤風説之事ニ候得共
尚御吟味之上取捨可有之候

一 加賀藩ゟ掛振之事
一 芸州藩異見之事
一 越前藩国論之事
一 山中城守殺之事
一 小栗名右郎探索之事
一 土州藩大阪表ゟ掛振之事
一 伝奏候之事

一　山田惣右衛門ヨリ口上書

以上以箋是又引継キ可相渡分有之候

（天保十五年七月　弘化ト改）阿蘭陀本國船長崎渡来一件

（慶應二年十二月）英艦四艘福岡エ来泊一件

（元治元年十二月慶応元年十月）窪田次郎右衛門来福ノ件

櫛橋七十郎初実名（兵）采真館ノ件

阿蘭陀本国船渡一件

天保十五年辰六月十九日長崎表ゟ
大草能登守殿到来之書面写ヲ以御勘定所へ相伺
候処長崎表ニ者無之阿人数海上ニ而差越
之省略書付左之通

長崎表去ル十七日着岸以大草能登守殿今十九日到着
十七日ニ着致年級之呼出之上此段渡来之
阿蘭陀船吸喝咆役ニ而かぴたん相越ニ出島ニ而
阿蘭陀本国王ゟ為政道御為ニ差越候可申
上候旨右以ては万一周ニ商売船ニ而無之態と船

相伺之可打拂趣候處かひたん申出之船當湊江着

之儀者六月十八日頃ゟ七月十日頃迄之内ニ而領内

浦々江入候儀も難計候ニ付派遣候而者手筈相違之

筋無之様堅申付候得共船中誠可有之之旨をも相

達候處夫ゟ上ハ警衛之儀ニ付人數之内ゟ

ニ而當地陸路ゟ長崎へ差越候ニ而大砲其外之

御人數も急速海上ゟ差越候様ニ而も難相整持之程

異用意之有之且手当之程可相成候儀ニ無之候間

右之趣相達早々御取計可被成候事

但御書取を相添右船長崎中何国ゟ参り候歟

其外可被相触候趣書付ニ而可被相渡候儀相

得其意候様可被申達候事

六月十九日

同文同日松平肥前守長崎ニ而異國船ニ付松平筑前守

此節御用人ニ而御國元ニ而御書付被相渡候

御用人ニ被相渡

御書取

大嶋彦右衛門

永島十左衛門

大嶋權右衛門

野村勘右衛門

御船手頭　裁判役　御作事役　大目付　地頭役

大組頭　鉄砲大頭　一手廻頭　町奉行　郡奉行

勘定奉行　船手頭　長崎聞役　使番　町奉行所

勘定所　米蔵奉行　銀奉行へ

今般長崎表之都合返ゟ之右者[illegible]ニ而三延
ニ下支野口屋兵付候之通ニ而急速之事も有之
縁も右勝節用之有之候ニ付御用申候一右之付可
有之候ハ組頭支配之向并前々之も其者より申返候
申合之旨可申聞候

右之趣四月下来之意ニ付而勘定奉行右へ相懸見合

六月

役所可之図

長崎表御参勤会所之継用本船之付候子
可申候之付先之事之面々急速之可識
右之付縁も請持之旨可申有之以被之議
之外右二而前将来之通ニ而右之付合一百右候差支
御勘定支持之面々急速ニ而渡上ゟ之候相改置
不申候之縁も請持之旨可申有之御勘定支配
之面々右之付合之可申相違無之事

六月

長崎ニ而兼而買入船修復一條ニ付右

船為修復之上程能御事ニも急速御申越候様（御頼）

之儀も有之候ニ付猶々請持所用意之上ニ而可被

之處ニ有之仍而御前ニ而相頼ミ紀ニ同御修業候

前ニ而存之右之趣鎮候可被成遣候様

（宜敷御取計可被下候ニ付而ハ相違ニ者御座候様ニ御申候）

因此旨報之通可被成遣

御神戸組長崎御奉行御座候

安部龍守

以御修復も候哉ニ急速修候（ニ而御難計）候得共

（之儀ニも御座候ニ付可相成者御請候事）

右之趣御相談ニ及候也

御書付於御所表写

今般渡来之阿蘭陀船咬𠺕吧迄致候かびたんニ

為談し之様子阿蘭陀西洋御改道筋ニ為差

御咸臨下之着ゟ以彼方存寄ゟ商英船ニ乗

と被仰付之可被致候かびたんへ申渡右船英濱ニ

差立候儀ニ付粗御伺向委細ハ御手奉行且又御鎮守浦之

ニも立入用意ニ付存分相済ニ至り候ニ付可相済

蘭亜書之和解評定所ゟ御下ケ被成候ニ付

辰ノ六月十七日

咬𠺕吧表ゟかひたんゟも差出候和解書之写

咬𠺕吧頭役ゟかひたんニ別段申越候ニ付かひたん申出候

横文字和解咬𠺕吧頭役ゟかひたんニ別段申越候

左之通ニ御座候

和蘭暦八月上旬（皇国六月十八日ゟ七月二日迄ニ当る）和蘭国王之フレガット

（一名）軍艦一艘パレムバンク号舟ノ又ハコルベット（軍船二艘ノ名）ボレア号舟

又ハ其他国王之所持之船ニ而

然之当節和蘭国王之御出ケイスル（帝と譯を是ハ役　王ゟ御出ニ奉公之方様）

（御役ニ上　此事）様出筈之艦隊ハ船々唐ニ在之義備方被成候

（事）改唐國之為も相生様之敵ニ彼方ニ利益ニ相成候

（致シ）於日本國大切之事出申ニ付ニ而申度御座候

猶右阿蘭陀商売筋事ヲ相守り候儀ニ而御座候

申上候

かひたん　[illegible]

右之通咬𠺕吧頭役かひたんゟ申越候かひたんゟ差出之和解

ヲ差上申候

辰ノ六月

通詞連印

一 [illegible]今日八時[illegible]出船

七月三日長崎ゟ之大早舟昨二日白帆舟相見候ニ付

大筒打之合図之上右ニ付御館越出仕之事

同四日一昨三日長崎表之大早到着阿蘭陀本国ゟ仕

出之船之儀入津之旨注進有之三左衛門殿ゟ右ニ付出役

申付置候御目見以御暇被仰付 難被成 御手元被仰付

多く有之ニ付御目見

長崎御役 毛屋之助（以下御手当被下） 友納栄右衛門

御番方 服田伝之丞 〃御番方 篠原宗太

右三左衛門附属

同八日三左衛門殿被立長崎表ゟ御帰着一所ゟ直場

請取候旨ニ而上右ニ付引取之面々ニ而ハ無之旨

御沙汰之趣承

同十日長崎表ゟ引取候面々之者共ニ付

御目見ニ 仰付之旨申達

同十一日番頭初御目見ニ仰付

中老 立花勘左衛門

番頭 前田権左衛門

〃 伊井新之丞

〃 大郷十郎兵衛

同十三日長崎表ゟ大早舟御到着（此節御申来之事）

天保十五年七月二日入津

阿蘭陀船九　（長サ三拾間七尺　幅七間）

鉄炮数　八拾余挺

乗組之者　三百弐拾人

同廿七日八時頃信旗ニ而長崎表ゟ為　御報在

御飛脚を返　（御使　四貫文　市中　五貫文）

同八月七日　御召職ニ而返

同十五日長崎ゟ飛脚到来出島蘭人数之内并

差出之儀人数之内掛り之上御返事之儀御手当

所ゟ飛脚之日ゟ十五日御手当所ゟ公儀御沙汰

有之由ニ而事

同廿日長崎表ゟ飛脚到来蘭人御手引所陽陸ニ付

役々不行調并江戸表ゟ書翰差出候ニ付御領内

御手当振之儀申来ル

同十月十二日阿蘭陀軍船去ル十八日出帆之趣

右ニ付御手当之儀御鐵炮之儀

御繁写同十二日御用職ゟ申達ス

窪田次郎右衛門一件

慶應元年（乙丑）十月日田代官窪田次郎右衛門ヨリ
御用節九月之　長溥公御招キ有之（御用向不相分）其節
箱崎御茶屋ニ御招待同所裏手ニテ
長溥公御目引　被遊御猟鶴ニ相成御打留窪田ト
乞下賜且口入日田ト内踏茂猟所免ニテ小宿承業
小領佐七幷其時召壱人御差添相成々且時窪田
侭ニ相成寄又大満足致々ル由佐七ハ右之相獅
ニ相成寄又次郎右衛門ヘ差出候由田且郎小領ト金
五両是御時右ト二両是小領家来ニ拾ト両是遣之

タル由

元治元年子十一月窪田次郎右エ門小倉ヨリ黒崎ヘ入込来同駅ヘ止宿ニ而兼而待請長州ニテ事件ニ付加藤司書同様ニ出張本陣下加藤止宿ニ付分限ニ相應ニ宿手相改兼窪田宿ニ当付應宴同人右宿ヲ不足ニ存シ同所出立木屋瀬ヘ通夫ヨリ博多中島二口屋ニ至宿シ黒崎宿手之様ニ付右ニ服立候ヲ右家来罷安六郎（御在番）当付黒崎荒手自石津信義両人二口屋ヘ罷越黒崎宿ニ於テ宿手役見合リ届ニ次第ヲ懇ニ及所シ雲一為不解窪田云ニハ幕府ニ権威ヲ着ラキ候トテ妨ル所無数ニ相成居引イカニモ御為筋ナリ彼者ハ此者ニモ先ニ心得モ有之ナド添様怒ニ教テ当時黒崎ニ繁雑ニテ情ヲ聞酒ニヲ怪ニ云之ニ付安六郎モ殆当惑之体ニ逢ニ見兼ニ角在中村平左衛門ト依頼致シ同人ヨリ次郎右衛門ヘ懇ニ申入候ニ氷解致シ候ハ心能ク申入ル由也（中村ハ今程元雄ト改名）

（右之旨申仕ル由ニ）

〇窪田ハ度ニ在候ヘハ来居候由而[illegible]

（[illegible]）

[illegible]

一梯橋初而実名相改、向後相唱候事

梯橋七十郎改直　吉永源八郎（重教）出處義ハ[illegible]

神代[illegible]編一巻

右之分出席之[illegible]出羽守中ニ

（[illegible]村上源因八[illegible]人[illegible]相成候[illegible]）

連名紀ハ外ニ致置（[illegible]）

一采女儀ト申ハ御附ノ実親之向後人ト（[illegible]）[illegible]致

之人之為ニ生館ニ而遠慮ハ[illegible]（[illegible]）[illegible]

遠慮[illegible]云

覚　[illegible]人見（江戸）

天保十五辰歳七月二日御国許[illegible]御覧

右者三頭御殿ニ而六人之者共江[illegible]被仰付候

右為先例[illegible]濃守[illegible]和[illegible]

御家老御国元ハ御国元ニ罷越[illegible]

御目附道之御為ニ[illegible]之上

継ニ而御国并[illegible]等之[illegible]

（[illegible]）[illegible]外[illegible]出之御国許

御国[illegible]人[illegible]勤之儀之事

覚　一　西野右兵衛　（七拾余）（牛鵜右兵衛）

年不相応　[illegible]（同高小笠原

能〻入候御國法不筋ニ候段申渡候

禄高壱百七拾石御國ニ依テ篇ニ仰付

候之以上

[illegible]二十歳六月書付を以御詫申上候

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

下野守長知

證人

慶應四戊辰年　四月

御國法ニ道中　[illegible]　松平中日記

閏四月十日

△大将様ニ者七ツ時ゟ御供揃ニ而

御下国

御発駕中御門出ゟ大仏前ゟ御休ニ而

九ツ時御供之人数東寺ゟ着同所ゟ御休ニ而

九半時頃同所

御発駕淀川ゟ御乗船七ツ時ニ已

大坂ゟ罷登候
御菊之進
一 大仏前　御小休所ニ而出
一 御樽酒肴伺之

吉田大進
吉田左京亮

一 愛宕寺住持ゟ左之通献上之
御菓子　中かし　一箱
一 右寺ゟ御用相勤候ニ付右之通
被下之
金子　二百疋
一 對面之節右之通被下之
扇子　一拍

大坂　御前にて発

△大坂　御陸にて参り御前にて乗出し通し
通し也

△御船場押

△ツ出来る也

詰合
陸士貝才

△ツ前乗ツ戸早仕

△あゝ方ゆツ与左免　　舞坂泊りく

△御着子達ツ廣平蛇ツ祝ひ遊
さしあへ　申候

△御着坂ツ祝儀御遠申候ニ付
舞坂泊りく

大つ
之ゆりにて候

一 右ハ於御役所御用向之申来之
書付写取之候事

一 御家老中御用
御預り之節　白御扇子壱本（江戸屋敷ゟ）
御出之事

一 甲斐守様ゟ御使者を以被下置之候事
御使者
三井七左衛門

一 御目付方ゟ紙面を以御使者御出合
立会　御用役且御儀式御用[illegible]
右之御役前御用之
新宅ニ而ハ[illegible]御用之

一 御用頭　御家老中江申達
右之御礼可被出之旨申聞之
新宅ニ而ハ不及候

渋川当番　一杉

○有馬中務大輔様より以使者を
暑中為御見舞御使者被遣候ニ付御挨
拶として御使番相勤候御城代より
大分難有仕合ニ候

○御用番相勤候ニ付御見舞以御使者
御用人を以御挨拶有之候

同月十一日

○今日御帰城

○御着城之節老中より以使者を
以御上ニ而相勤ル

磯部伊勢守様より以使者を以
私儀為帰国此度御暇被仰出候
右為御使者以御使 御書面

めでたく

御無事相勤まし候之旅

あなた様にも

御機嫌能御[illegible]申上候

大坂にて
何兵衛
何兵衛
三郎兵衛

○太刀馬代　御肴代

御目録之通

御上下　[illegible]

御[illegible]壱[illegible]

○紬[illegible]　東紙

一さし太刀[illegible]　東紙

一御上下[illegible]　東紙

一 右之段申付 御領分ニ而無之而事

可差上之所可承候得共不申候

一 八日御役所ニ而有馬中務大輔様ニ而

毛利長門守様御出ニ付候ニ付御座

候由

御帰府被為遊

一 右之御届書御裁判所ニ而出来候由

今般前美濃守様御乗船松井八偏右

候様被相願候ニ付江戸表ゟ御届被

御達之趣書付を以下野守殿

御沙汰被成 御出帆日積着坂仕

速ニ帰国ニ付候得共難船ニ被為遊

候処大船御沙汰ニ付一先

國許ニ而召仕候者共[illegible]出生之
迅速上坂為仕候處其元ニ而差留候段
右之者共被召捕候ニ付以[illegible]
以[illegible]為知有之候儀ニ付御聞届
被下候様以使者合ニ及候者共[illegible]
申上度如此候
正月十一日
御名内
福[illegible]

一 金銀[illegible]町役所ニ而用[illegible]差出候
正月十二日 （[illegible]）
一 堺表ニ而[illegible]之儀ニしても[illegible]差出[illegible]
右之[illegible] 御聞届之事
一 [illegible]御代官所ニ而[illegible]
御[illegible]遊[illegible] [illegible]
右[illegible]為念申入候

御拳鶴之儀被為成候ニ付
御家来服川口ゟ浅海服ニ而為
右普請ニ付鱗服被成下候
御取服ニ　御家被ニ而遊被下候
御拳服ニ而遊候被遊服

閏四月十三日　曇　後晴

一 浅路殿方ニ而被明日ゟ御供之事ニ仰候
及当旨被仰出候

一 御酒頂戴之儀ニ付　何事ニ候

閏四月十四日　晴　追手

一 上ノ関中ゟ御被仰付ニ而差出候事
油ゟ　御右大附候
御用服ニ付　御昔脇差御下候

御揚陸下ノ以後[illegible]
御前[illegible]ニ遊
○御[illegible]御戒[illegible]
○ノ紙ニ而[illegible]　御出[illegible]ニ而
○右御前船ニ而[illegible]ノ紙月ノ[illegible]　右[illegible]

叙

蕉葉鋤亭

乙丑ノ變余言フニ忍ヒサルナリ。我筑前藩亦タ嘗テ天下ニ覇タラスト雖モ亦タ西海ノ重鎮タリ。明治復古ノ業ハ薩長ノ勝氣ニ成リ。又タ其ノ領袖タリシ七卿等カ流離困頓ノ間ニ崛起セ[illegible]ラレシニ由ルト云フト雖モ其起因セル所ハ我カ藩志士カ力與ッテ大ナリト謂フ可シ。當時幕府ノ權力稍ヤ衰頽ノ實ヲ生セリト雖モ其勢威猶ホ未タ當ル可カラサル者アリ。譬ヘハ荒原ノ火之ヲ放ッテ且ツ及フノ勢ハ廣闊草枯木ノ處ニ遍キサルモ[illegible]ッテ之ヲ撹乱スルニ至レハ煙燻ヒ焔飛ヒ。遍サニ人ヲシテ辟易セシムルニ足ル。虚勢ト云フト雖モ抑モ亦タル眼見テ恐ル、所ナリ。是ヲ以テ征長ノ役ハ将軍一タヒ脚ヲ擧クレハ。

列藩慴伏シ、一號令ノ下、其驅使スル所タラサルハ莫シ。彼ノ薩ナル者ト雖モ、其旌旗ヲ南山ノ下ニ收メテ、未タ雷霆ノ氣ヲ噴ク能ハス、長防ノ境遇ハ、迫リテ、将ニ虞淵ニ沈マントス。此ノ時ニ當リ、我カ藩勤王報國之志士ハ、身ヲ挺シテ、以テ犠牲ニ供シ、以テ薩長ノ聯合ヲ揣摩盤錯ノ間ニ料理シ、又タ諸卿ヲ流離困頓ノ中ニ救護シ、遂ニ幕軍ヲシテ、其兵刃ヲ收メシムルニ至レリ。嗚呼何ソ其事ノ壯ニシテ其功ノ偉ナルヤ。是ヨリ三四年、我カ藩論ノ頽廢無カリセハ、明治麟閣ノ光彩ハ、今日諸公ヲシテ、獨リ其美ヲ專ハラニセシムル能ハサル者有ラン。而メ我カ藩論ノ頽敗ハ、志士カ其事功ノ壯且ツ偉ナルニ起因セルモノナリ。慷慨トヤ謂ハン、抑モ又タ悲憤トヤ云ハン。我カ藩論ノ頽廢ハ、實ニ慶應之元乙丑ノ歳ニ在リ。而シテ志士カ斬流囚禁ニ遭フ、殆ント遺類無カリシナリ。是レ其故無クンハアラス。當時志士カ誠意未タ弘ク士衆ニ貫徹セス。又タ未タ大ニ藩主ノ信任ヲ獲ス。假令ヒ大ニ其驥足ヲ天下ニ展ント欲スルモ、内顧ノ患無クンハアラス。而メ其外ニ在ル者ハ、事ヲ擧ルニ急ニ而シテ天下ノ事ハ、日ニ將ニ去ラントス。退カント乎、士衆解體シ、一藩ノ事未タ休マントスルヲ奈何トモセン。寧ロ輸贏ヲ一時ニ決スルニ如カサルナリ。志士カ此ニ頽敗セシハ、素トヨリ其所ニシテ、又タ志士カ志士タル所以ナリ。微ソ古人身ヲ殺シテ仁ヲ爲ス者アリ。蓋シ志士カ志ス所ナリ。我カ藩藩ノ始メニ當リ、國老栗山大膳ナル者アリ。卓ツテ倉

國主ニ背キテ自カラ罪ヲ引キ。而シテ其社稷ヲ全タクセリ。何ゾ其心事ノ髣髴乎トシテ相似タル。而シテ彼レノ功績ハ、今猶ホ人口ニ嘖々タリ。而シテ今ヤ志士カ跡ハ何ゾ寥々タルヤ。然ルニ民藩長ノ保全此ニ成リ。諸卿ノ身此ニ全クハ、復古ノ業於是乎我カ太宰府貶謫ノ地ヨリ起ルト云ル此時ハ志士カ罪ノ在ル所ハ、其功ノ存スル所ナリ。宜ヘナリ矣。他日藩主カ其罪ヲ恕シ、祀典ヲ擧ケテ其誠忠ヲ旌表セラレシモ、之ニ由リテ之レヲ觀ル。志士カ偉績ハ、明治乾坤ト共ニ其光彩ヲ争フテ可ナリ。誰[illegible]レカ之レヲシテ埋沒セシムル者ゾ。今又江島[illegible]逸此ニ慨アリ。乃チ其志士カ文久慶應ノ間ニ於テ鞠躬盡力セル事績ヲ蒐輯シ、叢苗錦ト名ク。於此志士ノ勳功ハ世ニ顯彰シテ知ヌタリト云フ可シ。而シテ其文辭ノ所微フト雖モ、其間可悲的、可喜的、可笑的、可怒的ノ事ハ一々叙シ得テ實景寧ロ其天真ノ存スル所ヲ見ルニ足ル。豈ニ當今摸倣的ノ説ト同日ニシテ語ルヘケンヤ。君適マ余ニ校正ヲ乞フ。余欣然トシテ先ツ其大意ヲ得タルヲ喜ヒ、而シテ又自カラ揆ラス敢テ校閲ヲ加ヘ、時正ニ十月氣候荒冷、陰雨下タリ。神思鬱然、坐ロニ當時ノ変遷ヲ追憶シ、閲シ来リ閲シ去リ、既ニ全篇ヲ卒リテ曰ク、耳ニ食シ眼ニ眩シ、其實勢ヲ察セス、其遠因ノ依ル所ヲ究メサル者ハ、凡人ノ常ナリ。彼ノ舉世滔々風潮ニ左右セラルヽニ當リ、屹然トシテ岩石ノ頭ニ直立スルカ如クナルモノ幾ハクノ人カ有ル。維新前功ヲ天下ニ致

シテ抑リ已ニ收メス。一敗復タ大ニ雄飛スル能ハサルニ至リシモノハ東ニ水戸藩アリ。西ニ我筑前藩アリ。已ヌル矣哉。余具ニシ誰レニ向カツテ語ラン。嗟乎乙丑ノ變此ニ至リテ余復タ言フニ忍ヒサルナリ

明治廿三庚寅十二月於福陵洲岬海飈起廬

篠蹤逸史　郡保宗　撰

~~維新大綱~~

福岡藩尊攘史

~~[illegible]第壹編~~

第壹編　福岡

~~[illegible]~~　江島茂逸纂輯編（自萬延元年庚申八月至文久二年壬戌四月）

~~[illegible]~~　庚申ノ壹事　大藏允ノ回駕

嘉永六年癸丑米國使節ガ相州浦賀ヘ來航シテ一發ヲ放セシ砲聲ハ。車轄下シテ我邦三百余年ノ睡眠ヲ驚擾シ。開港鎖港ノ紛議ハ頻ニ発起セシト共ニ。攘夷ノ勢焔ハ迸リテ戊午ノ大獄トハナリ。遂ニ氷刀一揮櫻田門外ノ紅雪ヨリ漂ハセリ。爰ニ我福岡勤王黨ノ率先者中村圓太（名ハ三季不言斎ト稱シ野入ト唯人ト多名ス）夙ニ見ル所アリ。時勢ヲ賞ヒテ出國ナシタリ（中村円太ガ出西セシハ安政四年己未四月廿一日ノ事ナリ）圓太ハ江戸

中村円太ノ出

中村円太帰西シテ同志ト共謀シ公ノ東覲ヲ留メントス

表ニ在テ。水戸儒ノ輩ニ交ヲ厚フシ。傍ラ天下ノ時情ニ精練セシ所アリ。于時我藩公（松平美濃守斉溥君）東覲セラルヘキノ風説アルニ接シ。此際藩公ノ東上スルハ（圓太帰西シテ）。大ニ不利アル所以ヲ痛論シ。圓太ハ其身脱藩ノ罪ヲ犯セシニモ拘ラス帰藩シテ時事ヲ上モ。公（萬延元年庚申五月ノ事）公ノ駕ヲ留メントシ。其同志月形洗（名詳、号ハ漪嵐ト称ス）鷹取養巴（名偉宣、号ハ葵軒ト称ス）海津幸一（名正）亦共謀シテ其事ヲ主張シ。屢々藩公ヘ謁見ヲ需メテ之レヲ言フ。蓋シ其大要ナルヤ。幕府ハ公ノ参覲ヲ要シ。開港ノ件ヲ議定セントス。今日天下ノ志士ハ奮起シテ攘夷ヲ唱フル時ニ当リ。若シ公ノ東覲セラルヽアラハ。浪士ハ如何ナル危害ヲ加フルモ測ラレス。如カス暫時在国シテ。以テ天下ノ機運ノ定マルヲ俟チ

中村円太浅香市作江上栄之進ト共ニ後チ密ニ鹿児島表ヘ赴キ内訴ヘ

且ツ速ニ九州ノ列藩殊ニ薩州肥後其他ノ雄藩ト聯合シテ以テ尊攘ノ大義ヲ首唱スヘシト云フニ在リシ。然レトモ藩公ニ在テハ。開国進取ノ所論ヲ執ラレ。痛ク世ノ浮浪等カ無謀攘夷ハ如何ナル大國害ヲ惹キ起サンコトヲ憂ヒラレ。且ツ曩日ニ於而既ニ幕府ニ属シ。開國通商ノ国是ヲ断行シ。以テ不朽ノ基礎ヲ確立スヘキニ係ハリ。數個條ヲ建策セラレシコトモアレハ（嘉永癸丑米使彼理浦賀ニ来航シ当時幕府ハ開港ノ可否ヲ列藩ヘ下問ス）公ハ假令浮浪士カ障害ヲ為ストモ何事カアラン。時機ノ変遷ニ遭遇シ。速ニ東覲シテ。幕府ヲ輔佐シ。以テ國家ノ大計ヲ参劃セラルヘキニ而決セラル、アリテ。毫モ動セラレサリシ。依テ圓太ハ淺香市作（名為徳、一粟ト称ス）江上栄

之進（武要）ト共ニ窃ニ國境ヲ越エテ鹿児島ヘ赴キ内訴（庚申
シテ以テ公ノ駕ヲ留メントセシ事有カセリ（四方ヘ[illegible]行
者ニ以テ窃ニ福岡ヲ発シ鹿児島ニ赴キ一此ヨリ先キ薩公ハ
年九月三日ニ帰ル）
圖太等カ意見ノ在ル所ヲ知ルヤ一理アリト雖モ[illegible]
以テ海外ノ事情ヲ知ラス一時ノ偏見ニ出ラレシ[illegible]
其言フ所タル主君ノ不利ヲ慮リ大ニ憂フヘキアルニ以テ
屡々親諭ヲ煩ハシ必ス必ス安心シテ以テ帝カ東観
ノ結果ヲ俟ツヘシトノ旨ヲ以テセラレシ[illegible]因[illegible]
等ノ如キハ殊ニ之レヲ望室ニ召シテ懇ロニ海外ノ事情ヲ
説キ且ツ其無謀擾乱ノ拙策タルヲ諭シ一々指摘
シテ訓誨セラレシモ拘ラス彼等ハ頑トシテ毫モ肯セサ
ルカ如ク益々自説ヲ主張シ西折ク樞ヲ事トシテ揺カ

薩公ノ東観

サリシ薩公ハ此時ヨリ彼等カ強情ヲ認メラレ以テ
宥免セラレシモ拘ラス彼等ハ公ノ寛容（毛拘泥）親藩タル
ニモ憚カラス殊ニ國法ヲ犯シテ鹿児島表ニ赴キ内訴
セシコトナレハ公ハ赫怒トシテ怒リ圖太等カ罪ヲ悉リ
逮問セシメラレシ（今八月十四日ノ事ナリシ）
薩公ハ豫期ノ如ク此年（萬延元年庚申）十月十八日ヲ以テ福
岡城ヲ発駕セラレ翌十一月十日ヲ以テ江戸表ニ着
アリ其月八日ニ於テ登営将軍家ニ謁見セラル
幕府ハ特旨ヲ以テ薩公ヲ左近衛権中将ニ昇
進セシメ儀仗ヲ行列ニ三本道具ヲ用フル等ノ特典
ヲ與ヘ殿中大廊下席ノ優待ヲ加ヘラレ（大廊下席ハ親藩ヲ以テ待ス
（三月八日ノ事ナリ）時状斯ノ如クニシテ薩公開国進取ノ卓見ハ

中村円太カ一黨流竄遠閉セラル

畢竟天下ハ太静ヲ驚覚スヘキノ端ヲモ発シタリシハ意外ニ公ノ東覲ハ小平穏ニシテ帰途或ハ盛壮家ノ好策ヲ結用セシニ随ヒ意ヲ以テ円太等ヲ累カ暴挙動ハ却テ其軽躁粗暴ノ剰リ招キシニモ拘ラス天下ノ時勢ハ益ス切迫シテ彼ノ鎖港攘夷ノ議論ハ愈モ烈火ノ如ク燃エ上リ殆ト之ヲ制スヘカラサル勢ニ立至レリ然ルニ藩公ハ翌年（萬延二年辛酉）二月十五日発ニテ告帰ノ登程アリシハ翌三月三日江戸表ヲ発駕木曽路ヲ経テハ仝四月五日福岡城エ帰城セラレシハ公ハ既ニ下国アリテハ当テ国状ヲ犯シハ麑島表ヘ内訴セシ罪ヲ敷行アリテ流竄或ハ各所ヘ遠閉セラレタリシハ此レ寔ニ~~戴~~文久（元）年辛酉五月七日ノコトニテアリシハ之ヨリ福岡表変事ノ濫觴トスルナリシ

早川養敬前條ニ衛ノ長藩エ入リテ因幽中遠閉ヲ解ク

此際早川養敬（宗像郡吉留村医師ニテ[illegible]ト称ス鷹取養巳等ト交深シ今日ノ早川勇ナリ）ハ当[illegible]伊佃ソ藤此兵衛（門義）カ等ト福岡同志ノ中ヨリ主トシテ幽囚エ呻吟スルノ同志ニ之ヲ釋解セシコトヲ思ヒ屢々福岡表ノ僚友森勤作（通節）加藤司書等ヘ嘆願シテ其宥罪ノ事ヲ上言セシ[illegible]モ一切ニ容レラレス依テ窃ニ思慮セル所アリシハ養敬ハ藤此兵衛（門義）ト共ニ窃ニ境ヲ越ヘテ馬関ニ入リタリシハ（文久三年五月八日吉留村ヨリ発シ翌日大島ヲ渡海シ夜馬関エ着ス）養敬等[illegible]行ハ馬関エ上陸シ滞留セシニ其夜敵[illegible]放ノ砲聲天地ニ震轟シ驚テ之レヲ視シハ此レ即チ長州藩ニ於テ攘夷ノ勅旨ヲ奉シテハ（此年五月十日ヲ限リ攘夷ノ期限アリ）馬関海峡通航ノ外国船ヲ砲撃シテハ攘夷ノ魁戦ヲ為セシモノニテアリシハ養敬等ハ踴躍シテ其壮挙ヲ観シ頃ニ

献惕ノ偽勅起シテ禁中ヲ紛ハサリシ、又タ此時中山侍従（悪）馬関ヘ来ラシ、長藩之レヲ奉シテ久留米ヘ赴キ、久留米藩ノ志士木村三郎柴山郡平等ヤ、時事ニ觸シ遂幽閉セラレシヲ解キ、策ヲ以テ其藩論ヲ振起セラレシト承ノ由ヲ聞キ、養良敬ハ此度一義挙ヲ設ケ急ニ同行ノ護衛リシテ福岡ヘ帰ラシ、又ハ長関攘夷ノ戦状ヲ報シ、且ツ中山侍従ヲ久留米ヘ赴カシニハ、帰路或ハ又福岡表ヘ立過リテ、志士ノ幽閉ヲ解カルヘシト冀シヤアヽ宣言セシム、養良敬ハ中山侍従ノ駕ヲ領内木屋瀬宿ヘ迎ヘ、帰鎮福岡表ヘモ枉駕セラレシ、同志ノ幽閉ヲ解カレンコトヲ請求セシモ、事故ヲ以テ辞セラル、依テ随行長藩佐久間佐兵衛ヘ面接シテ、詳細ニ福岡表ノ事状ヲ談シ、一策ヲ設ケテ曰ク、侍従通行セラル駅々ニ於テハ、仔細ニ福岡表ノ形勢等ヤ近状ヲ駅吏ヘ尋問セラルヘシ、然時ハ駅吏ハ必ス驚テ之レヲ報セシ、之ニ乗シテ別ニ策ヲ施シ、同志ノ冤囚ヲ救フノ術アリト云フ、佐久間ハ大ニ之レヲ賛成シテ、其謀ノ通リ通行ノ各駅ニテ之レヲ施行セシト、養良敬ハ即今福岡表ニ出テ、当時ノ要役牧市内ヲ訪ヒテ、長州ノ近状、殊ニ彼ノ外国船砲撃ノ事ヲ以テシ、且ツ中山侍従ノ久留米ヘ赴キ、其冤囚ヲ解カレントスルコトモ談シ、或ハ其帰路、福岡ヘ立過ラシ、彼ノ月形格等ノ冤罪ヲ赦解セラレンモ則ラレント勧ヲススム、市内ハ之レヲ聞キテ、大ニ悔ル、色アリ、操[illegible]返テモ[illegible]州ノ情状ヲ委ク問ス、養良敬一々之レヲ答フ、市内之レニ依リテ稍ヤ

皆ル所アリシトゾ又タ此時~~■■■■~~喜多岡勇平（暗殺）ナルアリ。東~~■■~~風ニ勤王正義ノ~~■~~懐キ更ニ務メ居シガ政府ニアリテ本内等ト共ニ枢機ニ参セリシ當事ハ久年平野二郎ト交誼ヲ有シ~~■■■■~~中村円太及月形洗蔵等ト通謀ノ罪ヲ解~~■■~~ニ志アリ。而百方救護ナシシ事共ノアリアリシ差良敬ハ外ヨリ刑撃シ當年ハ内ヨリ應援シ。円太洗蔵等ノ一罪ハ差リ放免セラレ帰宅スル所トナリシ此レ文久三年癸亥（■月廿二日）ノ事ナリシ。於此~~■■~~（慶応）■ノ党事ハ一旦消釋セリ。

国事ノ形勢

一事~~■■■■■■~~。

（従モ）■斉公ノ東覲ヨリ帰藩早クモ（文久元年辛酉四月廿日帰藩）魯西亜軍艦ハ対州益ケ浦ニ来航シテ乱暴ス（全二月十三日ノ事ナリ）依テ福岡表ニ於テハ長崎表ニ勝人数出張ス。又タ関東ニ於テハ水戸藩浪士有賀半彌等十四名。高輪東禅寺ナル英国公使館ヲ夜襲撃シ英人ヲ傷ケ。護衛兵ト戦ヒ半ハ戦死生擒セラル（全五月廿八日ノ夜ノ事ナリ）英国公使大ニ怒リ安藤閣老邸ニ来リテ彼ノ安藤事ヲ詰問シ。強テ要償ヲ迫ルシ（全二年■■ノ事ナリ）幕府櫻田ノ挙ニ懲リアリシ水戸藩十七士ヲ刑戮セシ（全七月十三日ノ事ナリ）遂ニ故堀織部正ノ旧臣甲田興三等ノ六士ハ安藤閣老ヲ坂下ニ要撃シ閣老ヲ傷ケシ兇徒ハ大抵其場ニ於テ死傷セシ大意ナリ

起シタリ（伝ヘ云ク要撃ハ翌文久二年壬戌四月十五日ノ事ナリ）薩州藩士数十名亡命
シテ、京攝ニ抵ル。島津泉州君其藩内ヘ諭シ、痛
ク無謀ノ挙ヲ戒ム。当年ヨリ往タシム。（仝三月十四日ノ事ナリ）長
藩長井雅楽京師ニ抵リ、開国論ヲ説ク（仝三月下旬ノ事ナリ）
意ヲ得ズシテ江戸表ニ帰ル。浪士之ヲ其途ニ要撃
セントス（雅楽ハ江戸表ニ帰リ川世藩邸ニ入ルコトヲ許サレズ禁錮セラル翌三年二月ニ至テ死ヲ賜フ）斯ニ於テ関東
京攝ノ事状ナルヲ以テ、殊ニ九州諸藩士ハ、争ヒ亡命シテ京
攝ニ入ルモノ尠カラス。遂ニ大坂ニ会スル浪士ハ数百人ノ多キヲ見
ルニ及ヘリ。于時ニ四月二日（文久二年壬戌）島津泉州君江戸ヲ発シ
覲セントシ、播州姫路ヲ過リ、福岡藩勤王ノ標榜首唱平
野二郎（隠）及田中河内介（中山家ノ旧臣）ハ其巨魁トナリテ、志士
二百余人ヲ募リ、泉州君ヲ首領ニ戴キ、幕府罪ヲ責メ、

攘夷ノ義兵ヲ挙ケ、京師ニ入リテ、二條城ヲ屠リ進ンテ御親征奉促セントス。二郎
河内介等ハ、泉州君ヲ途ニ要シテ之ヲ欺詐ス。泉州君之ヲ
慰撫シテ伏見ニ至ル。八日土州藩士其用人（吉田元吉ヲ殺シ、
脱藩シテ京師ニ入ル。伏見奉行林肥後守使ヲ馳セテ大坂伏見
ノ近状ヲ所司代酒井若狭守ニ告リ。若狭守泉州ガ浪士ニ與シ、
此挙アルモノト誤認シ、遂ニ在京ノ幕兵ヲ集メ又警備
ヲ厳整ヘ、二條城ヲ護衛シ、傳奏廣橋卿等ニ依リ、激徒
ヲ撃チ殺セシコトヲ奏上ス。京師騒擾ナリ。廿三日ニ於テハ、遂ニ安藤
閣老ノ解職ヲ告ルニ至リ（退職）英国公使ノ事件ニ拘ハリ、
開鎖ノ議論紛々ニ底止スル所ナリ。京師ト関東ノ睽乖隔
絶セシ状ヲ見セシハ、斯ノ如シ。嗚呼幕府ニ於テ外国事務ヲ
從事シ、開国綏撫ノ主義ヲ執リ、藩公ノ最モ信仰ヲ招カシ

平野二郎邀エニ来リ進説ス

又々藩公ノ所論ヲ贊成セシ安藤閣老ハ浮浪ノ輩撃毀罹ルノミナラス、遂ニ解職ヲ乞ルニ及ヒシカハ、藩公カ国家ノ前途ヲ憂慮セラルヽノ餘リ、又々参覲シテ公武ノ間ヲ調和[illegible]ラルヘキノ止ムヲ得サルノ時勢ヲ告ルニ至リ依テ藩公ハ本年（文久二年壬戌）長崎警備ノ當番年ナレハ世子ヲシテ代理セシメラレ、是ヨリ藩公ノ宿痾重リニ発動シ、自カラ江戸表ニ抵リ、府下ノ良醫門ニ治療ヲ乞ハントノ言シ、参府ノ期限ニ先タチ、幕府ニ乞ヒ、[illegible]閏三月二十七日ヲ以テ福岡ヲ発シ、東上ノ途ニ就カレシ、随行シテノ是ヨリ四月十二日播州大蔵谷ニ到着セラレシナリ、此時ニ当リ平野二郎ハ是巨魁トナリテ、外藩ノ浪士三百余人ヲ集合シ、京攝ニ出没シテ事ヲ謀リ、京都ニ朝廷ノ薦紳家ヲ勧説シ、西国諸侯ノ江戸ニ参覲トシテ通行スルモノヲ要シ、促シテ入朝セシメ、其援ヲ為シ、以テ事ヲ挙ケント欲スルコト久シカリシ、二郎ハ夙ニ薩藩ノ特ムヘキヲ知リ、嘗テ自カラ鹿児島ニ入リ、和泉君ニ建策シテ、自著ノ培覆論ヲ（王室ヲ培植シ幕府ヲ顛覆スルノ謂ナリ）以テシ、且ツ[redacted]其上京ヲ勧メシコトアリ。（二郎ガ薩州ニ入リシハ文久元年辛酉十二月ノコトナリ）和泉君ハ既ニ大衆ヲ率ヒ、是月十六日ヲ以テ鹿児島ヲ発シ、馬関ヨリ飛船室津ニ上陸シテ、四月六日播州姫路ヲ過キラレシニ、二郎等ハ迎ヘテ幕府ノ罪ヲ数ヘタル書面ヲ呈シ、首領ニ仰キ、勤王ノ軍ヲ挙ンコトヲ請フ。和泉君ハ之レヲ宥撫シ、[illegible]十日大阪ニ着シ、麾下ノ一半ヲ大阪ニ留メ、余ハ従ツテ上京スヘキヲ命シ、自ラ其一半ヲ従ヒ、十三日伏見ニ着アリシ、十数騎ヲ率ヒテ入京アリ、直ニ

近衛家ニ依テ朝廷ヘ建議セラレタリ（示ス旨ハ尾張越前等ニ勅使ノ御下リアリ御解リコトシ）近衛左府ハ関白ニ擬前中将ハ幕府ノ大老職ニ住シ諸政ヲ執リ[illegible]ナリシ）二郎ハ伏見ヨリ入京シ曇花院宮ノ侍人吉田玄蕃（讃岐）ニ就キ三条家ガ岩山差ス（二郎ガ建議セシ三条家ハ流前ニ記セシ主傳ニ詳ナリ）

藩公播州大蔵谷宿ヨリ回駕

二郎ハ此際恰モ藩公ノ東覲セラルヽヲ聞キ而主従ノ情誼黙止スヘキニ忍ヒサルノ所見アリテハ藩邸ヲ出テ井手田而平ト同伴シ藩公ノ播州大蔵谷宿ナル旅館ニ来リテ何カ建議セシコトアリシハ藩公ハ二郎ヲ廃シテ浪士等ヲ島津和州君ノ擁シテ事ヲ京師ニ挙ケントスルノ情状ヲ知ラレシハ是ヨリ二郎モ亦又藩公ガシテ直ニ入京シテ朝意ヲ伺候セラレシハ藩邸ニ提挙シテ断然幕府ノ罪ヲ征シ列藩ニ率先シテ勤王ノ軍ヲ挙ケシコトヲ促シ江戸表ノ東覲ヲ停止スルコトヲ建議セシガ云フハ然レトモ藩公ハ偶マ病痾ヲ發シテ呻吟交モ至リ必至ト病蓐ニ就カレシ暫時ラク駕ヲ仝宿ニ駐メ療養セラレシモ病魔猖獗ニ瑳リ若シ押テ長途ヲ冒サレナハ病勢増劇ニ入リ不治ノ症ニモ至ルヘシト藩醫ノ診断ニナリシヨシナルモ藩公ハ強テ病ヲ力メ泉州ノ路ヲ迂セ入京シテ共ニ公武ノ調和ノ為メ盡スアラントセラレシモ奈何セシヤ宿痾劇発シテ儘ナラス萬止ニナリシト云ヘ福岡表ヘ回駕シ得ク療養アリテ恢復ノ上更ニ東上セラルヘキニ決セラレシハ今十五日ニスエテ仝宿ヨリ回駕セラレ途九日ニシテ福岡ニ帰城セラレタリ此時隨従家老黒田大和（一衛）ハ旅先ヨリ東上シテ其ノ事ヲ幕府ヘ具状ス

平野二郎藩公ヘ扈従シテ帰セス

藩公ノ大蔵谷ヨリ回駕セラルヽヤ殊ニ二郎ノ脱走ノ罪ヲ免シ駕ニ扈従セシメテ以テ帰国セシカハ二郎ハ馬関ニ至リテ頂ロ和[illegible]

平野二郎繋
獄セラル

國ヲ購造アリシ帆前運送船（船名）日華丸ヲ馬関ヘ回漕セシメ二郎ソレテ船艙ヲ一覧セシメラルニ所備ナル理由ヲ存セシニヤ平野二郎ヲ艦裏ニ捕縛シ直ニ福岡表ヘ轉航シ福岡枡木屋ノ獄舎ニ禁囚セラレタリ蓋シ二郎ハ討幕ノ説ヲ首唱セシカハ幕府ノ嫌ニ觸レ之レヲ禁獄セラレ然モ[illegible]ヘシト云フハ偏ニ藩公ノ大識ニテ周旋セラレシハ即チ平野二郎カ説ヲ用ヒラレシモナリシト云フハ全ク爲ラン必シモ然ラサルヘシ然レモ世論モ否又其理由ナキニモアラサルカ如クナリ抑モ藩公ハ飽ニテ幕府ニ恭順ヲ重セラレ幕府ノ望ヲ賛シテ公武ノ和親ヲ圖リ内武備ノ充實ヲ務メ外海外ノ侮ヲ受ケサル威信ヲ示サシコトハ其秩序的ニシテ

事ヲ處シ陰ニ過激論ノ輕擧ニ出テ國害ヲ醸生セシコトヲ憂慮セラレシコトナレハ二郎カ建白ノ三策ナルモノハ一時海内ヲ聳動シ各藩ノ浪士狂奔シテ其事ニ從フ所ナリシト雖モ苟モ當時海外諸邦ノ事情ニ熟察シ艱險其事ニ從ヒ居タル幕吏其者ヲ指シテ早計ニモ其策ヲ施行セントシ無謀ノ攘夷ヲ行ヒ國害ヲ後世ニ遺シテ顧ミサル如キハ蓋シ藩公ノ最モ嫌忌セラレシ處ニシテ豈二郎カ言ヲ聞キテ之レヲ信用セラレシヤ又タ是ヨリ二郎カ説ヲ畏怖シ容易ニ擯斥シテ其ノ望ヲ阻サセラレシヤ之レヲ要スルニ藩公ノ[illegible]高尚剛毅ノ時ナラサリシモナリシ思ヤ二郎ニ於テモ既ニ和宮君ノ旅[illegible]ニ屈從シ又タ彼ノ三策ヲ朝廷ニ捧ケ未タ其事ノ成ラサリ

是ニ於テ數年来艱苦經営セシ籌策ヲ抛棄シテ
遂ニ藩公ハ邑従シテ帰途ニ就キシハ必シテ二郎カ本意
トモ思ハレサルカ如シ余ハ察スルニ二郎カ宗仰ヲ去リシハ
必ス他ニ事故アリシナラシ如何トナレハ時勢ノ傾キヲ察シ
テ従来二郎カ和泉君ニ隨ヒシ希望ハ悉ク胸懐相
反シ和泉君最後帰後ノ擧動タルヤ二郎等カ平素
切望セシ断行策ヲ嫌悪シ二郎等カ勧メヲ却テ拒
策ナリトセシ公武和親策ニ出テタリ二郎カ最モ信任セ
シ西郷氏カ[illegible]沖ノ永良部エ流竄セラレシモ此際
罪ヲ獲シモノタリ西郷氏ハ此際和泉君ノ内命ヲ請ケテハ
京攝間ニ往来セシカハ陰ニ浪士ト謀ヲ通シ煽動
セシトノ罪ニ坐リ又久光[illegible]伏見寺田屋ノ變動ヲ見ルニ至レリ

薩藩有馬新七等八名謀リ伏見ニ上リ兵ヲ擧ケテ直ニ二條城ヲ屠ニセントス和泉
君兵ヲ遣リテ之レヲ誅殺ス[illegible]壬戌年四月廿三日ノ事ナリ
此等前後ノ事情ヲ以テ見ルニ和泉君ノ意中ハ既ニ公武合
體說ヲ採リテ穏カナリシヲ知ルニ足ルヘシ二郎ハ[illegible]州ノ藩
論既ニ佐幕ニ傾キシヲ悟リシハ到底和泉君ニ依テ
以テ素志ヲ遂ク能ハサルヲ断定シタルカ如シ折柄藩公
東上ヲ聞キ且驚且憂シテハ宿圖ノ果サンコトヲ
欲セシナラシ然ルモ藩公ハ素ヨリ倒幕論ヲ嫌悪シ
之レヲ蛇蝎視スルナラサレハ争テカ二郎カ説ヲ容ルコトヲ
得シ依テ二郎モ大ニ悟ル所アリ藩公ノ駕ニ随従シテ
西ニ赴キシハ藩公ハ二郎ヲシテ或ハ他ノ浪士カ途中ニ於テ陰謀
セシモ測ラレサレハ二郎ヲ利用シテ之レカ防禦ヲナサ[illegible]
タルモノナラシカハ畢テ斯ノ如クナラシニハ二郎カ馬関ニ

於テ補併セラレ[illegible]逐ニ福岡表ニ繊（殿下）セラレシハ、故ニ惟ルニ

一定ラサルモノアルヘシ、然レモ二郎ハ代ヒ朝家ニ依リテ

免罪出獄ニテ藩ノ要役ニ採用セラル（二郎ハ文久三年[illegible]三月京師ニ於テ兵部ヲ）

（免レ出獄ス）一說ニ二郎ハ保国策一編ヲ著シ、藩主薩州肥

後其他ノ列藩ト聯絡シテ以テ力ヲ王室ニ竭サシメンコトヲ勧

告ス、代ヒ薩肥筑ニ遊説シテ上京シ、公卿ノ知己

及ヒ藩ノ有志ト周旋尽力ノ緒ヲ開セシハ、尽ク二郎カ力ナル

御~~第二回~~[illegible]採用セラレシモ、[illegible]ナルヘシ

~~王政維新ノ朝覲~~（至自文久三年至元治元年 遊説ノ[illegible]遊説ノ解[illegible]ヘ）

~~藩ノ朝覲~~

扨テ藩公ハ東覲ノ路次ニ[illegible]宿病劇発シ、播州大蔵

谷ヨリ四留ニアリテ（文久二年壬戌四日ホカラ）帰旆、病ヲ療養セラレシ

藩公上京ノ内

意ハ陰ル

是其年九月内勅ヲ奉シテ上京シ、随テ参府セラル、而シテ

リシハ其頭要ヲ討ルニ、近来墨夷渡来シ以後皇国

之人民不和ヲ生シ、深ク被為悩宸襟、公武猶ク御策

久ニ採用叡慮被為在候、宜シク之ニ因リ尽ク順シテ以テ力

ヲ尽スヘキトノ内勅ヲ二條家ヨリ伝達セラル（壬戌八月五日福岡表ニ到着ス）

且ツ其ノ御直書ノ大意ニ云ハク「墨夷渡来以後皇国人心

不和ヲ生シ、当時不容易形勢ニ到ル、深ク被悩宸襟

良ハ依之皇国ノ為メ無偏公武協和ニ深ク御心配セシコトアリ、去ル

五月関東ニ勅使被差立（大原三位[illegible]勅使トシテ関東ニ下向セシコトヲ云フ）、朝廷ノ

シ様ハ、今七月朝廷[illegible]将軍ニ於テ勅旨ニ従ヒ候ニ付

之ニ因リ実行セサルニ於テハ[illegible]謹ナケレハ、薩長両藩等

ヲ周旋尽力イタシ居候ニ付、当藩モ両家共ニ家為メ

藩公上京ノ途ニ就カル

抽丹誠周旋ノ攸依頼セラルヽニ在リし。藩公ハ深ク朝旨ノ在ル所ヲ感激シ。幸ニシテ宿痾モ稍ヤ穏ナレハ。速ニ上京アルヘキワ勅答セラレし。先ツ其内勅ノ厚キヲ拝謝し。且ツ上京ノ豫メ為ニトテ家老浦上信濃（名質）同人立花采女（埏）ヲシテ上京セシメラル（信濃ノ行ハ壬戌閏八月四日福岡ヲ発シ。仝二十五日着京ス）又々在江戸家老立花山城ヲモ出京セシメラル（山城ハ壬戌五月十七日福岡ヲ発シ出府ス。同八月廿九日江戸表ヲ発シ上京ス）藩公ハ家老郡格内膳（祐孟）杉山文左衛門（尚行）等ヲ従ヘ。此年（文久二年壬戌）九月廿八日ヲ以テ福岡城ヲ発駕アリ。翌十月十五日大坂着。仝十七日伏見着。翌十八日ヲ以テ京師ニ入リ。紫野大徳寺塔頭龍光院ヲ旅館セラレし又。

此際京師ノ形勢如何ヤ。大原勅使ハ既ニ帰京復命アリ。

京師ノ近状

（閏八月六日ニ帰京）目下ノ大問題ハ生麦事件ニ而テアリし。島津和泉君関東ヨリ帰京ノ路次ニ武州生麦ニ於テ英国人其行列ヲ犯ル従士之レヲ殺傷ス。即チ此年七月廿一日ノ出来事ナリシ。朝廷ハ断然攘夷ニ決シ。再度三條姉小路ノ両卿ハ攘夷ノ勅使トシテ関東ニ嚮ハレシハ。藩公ノ着京六日以前ノ事ナリし（両卿ハ十月十二日ヲ以テ発京関東下向ノ路ニ就カル）

藩公ノ着京セラルヽヤ。朝廷ハ藩公ヲシテ暫時滞京アルヘキノ旨ヲ命セラル。藩公ハ着京翌日即チ十九日ニ[illegible]ニ於テ二條家ヘ参候セラレし。親シク右府ニ接面シテ数刻ノ談話ヲ交セラレタリ。蓋シ其ノ談話ノ要ナルヤ。藩公ハ積年経験セラレし。海外各国ノ事情。殊ニ向近ク。英佛両国ノ聯合軍ハ。清国北京ヲ陥入ル事状ヲ具陳し。我邦モ亦タ其覆轍ヲ蹈マサランコトヲ論説し。

攘夷ノ容易ナラスシテ、如何ノ事変ヲ遣サレモ測ラレス、堅ノ無謀輕擧ノ不利ナルヲ説キ、先以公武ノ和調ヲ圖リ、内武備ノ充實ヲ整ヒ、外海防ノ堅固ヲ圖リ、以テ開鎖ノ兩條ヲ決スルノ順叙タルヘキ至レリト云フ、藩公ハ又々近衛関白ヘ参殿アリテ、時事ニ係リ數件ノ建策アリ、且ツ新附侍帝京ノ衆ニ接セシモ、輦下護衛ノ如キハ、[illegible]手數ヲ遣シ置カハ足ルヘシ、依テ兩勅使ニ速ニ出府シ、内勅ノ主ル所ニ就キ、周旋盡力アルヘキヲ慫慂セラレシトモ、朝議ハ果シテ藩公ヘハ遅ク出府シ、係セテ京師守護トシテ多少ノ人數ヲ遣スヘキ旨ヲ命セラル（十月廿三日ノ事ナリ）依テ藩公ハ其廿六日ヲ以テ京都ヲ發駕アリ、十一月九日江戸表ヘ着セラレタリ、此時ニ際シ[illegible]、兩勅使ハ既ニ着府アリシモ、恰モ將軍麻疹病ニ罹リ、未タ對顔ノ運ヒニ至ラサリシ、藩公ハ着府ノ翌日即チ十一月十日ニ於テ、用番井上閣老（井上河内守殿松侯）ノ邸ヲ訪ヒテ、内勅ヲ奉シテ出府ノ旨ヲ報シ、相繼テ屢々閣老中ヲ廻訪シテ開談ヲ遂ラレシ、偖テ將軍モ快復アリ、其二十七日兩勅使ハ登營シテ勅書ヲ致サセラル、十二月朔日藩公ハ登營シテ將軍ニ謁見セラル、仝四日將軍ハ兩勅使ヲ本城ニ延キ饗應シ、仝五日將軍ハ攘夷ノ勅旨ヲ遵奉スヘキ旨ヲ勅答ス、仝十日藩公ハ一橋家ヲ訪ヒ、中納言ニ接面シテ時事ニ係ル數刻ノ談話ヲ交ヘラル、同十四日藩公ハ越前總裁職ヲ訪ヒ、又々密話ヲ遂ケラル、

慶公江表ニ帰ル
[illegible]

此ヨリ先キ将軍ハ既ニ上洛ノ事ヲ布告ス（九月廿日）依テ慶公モ其供列ノ事ヲ企願セラレシモ恰モ本年ハ長崎表ノ防警備當番年ニモアレハ其乞ヒヲ猶豫セラレ且其臣ヲ長崎表ノ防警備ニ盡サルヘキコトヽナリ且ツヤ内勅ノ要點儀ハ臨ミニ際シ帰西御使ノ齎ス所ノ[illegible]諭ニ由テ徹底シ幕府ヨリシテ之レヲ遵奉シ其實効ヲ奏セシ先キニアレハ慶公ノ内勅ヲ奉シテ周旋盡力ノ効果ハ稍ヤ貫徹セシニヨリ慶公ハ翌年（文久三年）正月廿日江戸表発駕同二月十四日再度上京シテ勅旨ヲ伺候セラル同十八日慶公ハ参内天顔ヲ拝シ天盃ヲ頂戴セラル

慶公再ヒ朝天ス
[illegible]

此ヨリ先キ江戸表ニ於テハ彼ノ生麦ノ事件ニ付キ英國公使ハ幕府ニ迫リ強談シ要償ヲ促シテ揚カス又京師ニ於テハ一橋中納言並ニ宗閣老ハ将軍上洛ニ先発トシテ又京入シ（正月五日）又越前侯春嶽モ出京ス（正月十日江戸表出立二月四日入京）近衛関白解職鷹司右府代リテ関白トナル（二月十一日）将軍ハ江戸ヲ発シ上洛ノ路ニ就ク（二月十三日江戸御発駕）慶公ハ英國軍艦数隻来リテ（二月十九日英軍艦横濱ニ来泊ス）生麦ノ事件ニ係リ其談判ヲ要シ此備ナク由テ数十事ニモ及ハントト憂慮セラレシ所ナリ之レニ於テハ長崎表ノ警備ハ其領海ノ防禦ニ向テモ最モ肝要ヲ先ケ来リ既ニ幕府ニ於テモ慶公ノ供列ヲ猶豫シ専ラ其警備ニ當ラシメ且旨意慶上洛ノ路ニ就キシカハ慶公ハ匆々帰国ノ旅装ヲ促カシ傳奏近衛家ヲ始メ一橋會津（肥後守）ヲ訪ヒ秘密ノ談話ヲ交ヘラレ且ツ後事ヲ囑シ告別アリテ三月朔

長崎表警備
ノ為メ慶公帰[illegible]

逐団ノ釋解

同年京都ヨリ発駕同年七月福岡ニ帰城セラレタリシカ又々京
白老立花山城ハ既ニ陥リ京師ヨリ帰邸セシ居レハ（山城ハ既ニ昨年十二月
手分ニ御返（御親兵）） 藩公ハ之レト謀リテ専ラ長崎表ノ警
備等ヲ鎮撫ノ傍御采ヲ自蔵シ経営セラレシナリ 藩公ハ
又大ニ伊勢ノ論ヲ以テ疾セラレシカ（此事ヲ先キ）福岡藩士ヲ鎮撫ス
セラレシ千野二郎ニ於テ赦免シ（[illegible]）セ
リ（三月六日）加免 備セラレ中村円太加藤司書等（[illegible]）
御甲華一同藩士有志等カ流竄及逐団ノ釋カレタ
リ（同日十六日免罪）五
[redacted]藩府カ物辞ヲ得ル 窃ニアラスシテ其
米魯佛ノ諸国ト徹底条約ヲ締結セシハ当時別ニ仔細ノ
存セシコトナリ 然レトモ此一同 敏ハ非常ニ天下ノ人心ヲ激

一首

一是ヲ要スルニ公論ハ常ニ海外ノ事情ヲ通曉セス却テ藩府カ事情ヲ探究シ
就テハ西方ノ浪士ハ朝セスシテ京摂ニ集合シ[illegible]
[illegible]
[illegible]公郡国ニ於テ天飛諸生ヲ[illegible]
築クニ至レリ 藩公ハ後事ヲ開モ従ヒ靴シテ勤カサレ
ニモ[illegible]
[illegible]
[illegible]
情状ニテハ到底国家ノ前途ヲ[illegible]
是ヲ内部ノ尊攘家ニシテ上京シ[illegible]
ハ諸公ノ事情ヲ従キ[illegible]夷ノ実情ナラサルコトヲ論シ[illegible]
老府アリテ幕府ノ[illegible]尊攘ノ件ニ係リ[illegible]

意ヲ旋サシハ其結果ハ将軍上洛親シク厳ナル御沙汰
攘夷ノ叡慮ヲ奉ハルコトナリシ慶喜ハ朝議所謂攘夷ト
容セシカハ長崎表ノ警備愈ヨ厳重ナリ告ケシカハ度
公ハ将軍ノ告別ヲ辞シテ急ニ帰国シ其警備
係セテ領内ノ海ノ防御事ニ従ハシ抑モ藩公ハ嘗テ
内外ノ形勢ヲ観察シテ鎖港攘夷ノ害最大
行フ可キニアラスシテ若シ一朝無謀ノ戦端ヲ開クカ如クンハ
ラシカハ忽チ国家無窮ノ大害ヲ惹起サシムルコトアリト憂
慮セラレシ且ツ常ニ西洋堅牢ノ術ヲ精覈ニシテ其益
アルヲ看破シ兵器軍隊ノ事ヨリ諸藝名科ノ
百端ニ至ル迄洋術ヲ模倣シ洋式ヲ採用シ且富
國強兵ハ偏ニ開港通商ヲ除キハ他ニ其術ナキヲ
確信セラレシニ今ヤ幕府ニシテハ豈ニ信スル所ヲ捨テヽ
其信スル所ニ背キ之レヲ輸入シテ普ク開通セシメント欲セ
シモノヲ拒絶シ却テ不利ナリ巨害ナリト憂慮セラレシ
所ナリ力メテ之レヲ實行實施セラル可カラサルノ時
運ニ遭遇セラレシハ是亦時勢ノ然ラシムル所ハ奈何トモスヘ
キナキノミ之レヲ要スルニ藩公ノ主張セラレシ開国論ナル
モノハ内ハ軍備ヲ整ヘ外ハ威信ヲ保チ宇内ノ公例理
ニ基キ交際ヲ開キ以テ人智ノ開明ヲ促スニ在リ假令モ
彼レカ脅嚇ニ屈シ彼レカ虚喝ニ怖レテノ卑屈ニモ城ヲ
講和ヲ求メントスルモノニテアラサリシハ其数回ノ建白ニ（藩公数回ノ建白ハ載セテ長溥公ノ世譜ニ在リ）徴シテ明カナリ然リ而シテ
藩公ノ早キヨリ企圖シテ措カサリシ所ハ即チ公武合體

全国一致協合ニ在リシナリシ今ヤ上下挙テ鎖港攘夷ノ
一事ニ傾向シ。朝廷ハ鎖港ノ明詔ヲ下シ　幕府ハ之レ
ヲ遵奉シテ攘夷ノ期限ヲ布ルニ至リタリ　然ルニ
其詔ヲ奉シ其令ニ従ヒテ以テ其方途ヲ定メ[illegible]
ノ任タリ固ヨリヘキ事ナリ　攘夷ノ事タリトス　依テ論者ノ
為論ハ合然トシテ尊攘ノ路ニ傾キ鎖港ヲ唱フルニ至リタリ　是レ
即チ三藩侯上京ノ勅書ヲ賜リ胚胎シタル所以ニシテ又タ御親征
尊攘ヲ両党ニ起リ軋轢排抗ノ端ヲ啓クニ至リ
起因シテ以テ之ヲ大獄ヲ醸成シタリシナリ　両党ノ

~~第十四回~~

三藩ノ聯合　十郡ノ會合
藩論ノ紛難何ソ[illegible]
両党ノ起ルハ時勢ノ然ラシムル所ナリト雖トモ之レ[illegible]

京摂ノ近状

元ハ而シテ下ニ其ラテハ蓋毒苦ムル未タ（ノ至ル）影響ヲ及ホスヘキ豈ニ慨シ
耐エヘケンヤ

第三回
（自文久三年癸亥四月
至元治元年甲子六月）京師ニ於テ

三藩ノ聯合　十郡ノ會合

朝幕ノ疏隔ニ攘夷ノ決定ハ未タ成ラス　長防ハ擬備
其議ヲ先ケシカハ慶喜公ハ将軍ノ上洛ヲ促シ久シク東ニ滞ル
京シテ帰府（慶喜公ハ京畿ノ事ヲ奉シ将軍ノ帰府ヲ諭ス）且ツ其ハ攘夷ノ備ヲ為シテ
セラレタリシ　事情ヲ陳ヘ攘夷ヲ掲ケニ将軍ハ京ニ留ル
ニ従ヘ（三月四日）加茂ノ行幸将軍諸侯伯ヲ従ヘ（若君）
扈従シ攘夷親征ノ議進ナリト云フ（三月廿七日ノ勅）ヲ島津三郎ハ
建議スル其實ニ由リシ近頃天下ノ形勢ヲ察スルニ国家危急ノ
秋ナレハ藩ノ意見ヲ献スルモ一モ行ハレス却テ公武ノ離

隔ヲ生セントス真ニ恐懼ニ耐ヘサル也然レトモ朝廷攘夷ノ叡慮ハ
猶ホ止ム能ハス之レカ防禦ノ備ヲ為スヘシトテ書ヲ留置キテ
発足東帰セントス京師騒カル（[illegible]）一将軍参朝シ英国処
置ノ事ニ当ラセントテ東帰ヲ乞フ朝廷之レヲ允セス却
テ攘夷ノ期ヲ決セシメ帰府スルヲ得ハ之ニ於テ兵備ノ
指揮ヲナサシム（三月十七日ノ事ナリ）将軍一橋中納言板倉及小
笠原図書頭ノ両閣老ヲ従ヘ参朝ス朝廷乃チ五月十日ヲ以テ
攘夷ノ期トシ列藩ヲシテ之ニ親兵ヲ出サシム幕府
之レヲ奉シテ列藩ニ布告ス（三月廿日ノ事ナリ）越前中将総裁
職ヲ辞シテ其藩ニ帰リ尋テ亦国ニ帰ル蓋シ攘夷ノ議ニ
ホリヲ忌ミテ為セシナリ（三月廿六日）将軍俄ニ参朝シ
関東ノ事情切迫ナレハ断然東帰セント乞フ朝廷

将ニ之レヲ允サントス（三月廿二日ノ事ナリ）朝議遽ニ変シ将軍
ノ東帰ヲ留メ水戸侯ヲシテ関東ニ下シ小笠原閣老
随行シテ其地ノ攘夷ノ事ヲ司トラシム（四月十一日ノ事ナリ）男
山八幡ノ行幸アリ祠前ニ於テ攘夷ノ節刀ヲ将軍ニ授ケ
アラントス将軍病ト称シテ従ハス（四月十一日ノ事ナリ）
将軍男山八幡ニ失ヲ係シ遂ニ大坂ニ巡視ス（四月廿一日ノ事ナリ）一
橋中納言発京東帰ス（四月廿二日ノ事ナリ）幕府列藩ニ布告シテ
兵備ヲ厳ニセシム（五月六日ノ事ナリ）江戸表ニ於テ幕府ハ生麦ノ事件
賠償金四十四万元ヲ英人ニ与フ英艦乃チ品海ヲ退ク
（五月九日ノ事ナリ）長藩米船艦ヲ豊前田浦ニ追ヒ之
ヲ砲撃シテ攘夷ノ魁ヲ為ス（五月十日ノ事ナリ）小笠原壱岐守
水野癡雲井上信濃守神奈川ニ発艦シ大坂ニ赴ク兵

士千餘人之レヲ護送ス此日姉小路少将朔平門外ニテ遭難ス（仝廿日ノ事ナリ）長藩馬関ニ於テ佛国船ヲ砲撃ス（仝廿三日ノ事ナリ）又米利堅船ト戦フ（仝六月朔日）米国軍艦馬関ヲ砲撃シ長藩庚申丸沈没ス砲台モ亦タ大半毀損セラレ此日朝廷長州藩ヲ褒賞ス（六月朔日ノ事ナリ）将軍参朝東帰ヲ允サル此日江戸大火西城延焼ス（仝三日ノ事ナリ）佛艦馬関ニ来襲シ馬関壇ノ浦杉谷各砲台ヲ砲撃シ陸戦隊上陸シテ前田村ヲ焼ク長藩奮戦シテ僅カニ之レヲ却ク小笠原壱岐守等伏見ニ抵リ将ニ入京セントス朝議ハ其命ヲ待タス英人ニ償金ヲ與ヘシカ為メ深ク疑ハレ其官爵ヲ褫キ大坂城代ニ預ケ幽錮セシム（仝七日ノ事ナリ）将軍ハ小笠原等ヲ止ムルト號稱シテ京師ヲ発シ大坂ニ赴ケリ（仝九日ノ事ナリ）将軍大坂ヨリ乗艦江戸ニ帰ル（仝十三日大坂発艦同十六日着）朝廷正親町少将ヲ攘夷ノ監察使ト為シ長藩ニ赴カシム蓋シ其兇鋒ヲ撓メンカ為メナリ（[illegible]）英国軍艦七隻鹿児島ニ迫リ以テ生麦ノ要償ヲ要ム薩藩之ヲ拒ミ遂ニ交戦ス（七月二日ノ事ナリ）長藩幕使中根市之丞ヲ馬関ニ拘留シ又小郡ニ於テ暗殺セラル（仝廿三日ノ事ナリ）大和行幸御親征ノ詔発布（八月十三日ノ事）大和行幸御延引ト仰出サル（同十八日）中山侍従十津川ニ兵ヲ挙ケ五條ノ代官ヲ襲殺ス（仝十七日ノ事ナリ）朝議遽ニ変シ三條廣橋徳大寺ノ諸卿参内ヲ停メラレ長藩堺町御門ノ警衛ヲ解キ薩會両藩之レニ代リ長藩主ノ宗族禁セラレ三條、三條西、東久世、壬生、四條、澤、錦小路、

ノ七卿ハ兵難ヲ脱シテ長藩ニ避ケラルヽノ一大變状ヲ呈シ
来レリ之レヨリ文久三年癸亥八月十八日ノ變動トナレリ此
ヨリ先キ長藩ニ於而馬関通航ノ外国船ヲ砲撃シ其翌
戦ヲ着セシヤ其對岸小倉藩ノ如キハ之レヲ視望シテ
顧ミス剰エ擊破セラレシ外国船エ薪水ヲ與ヘシテ保
庇セレトノ風説行ハレリ小倉両藩葛ノ紛隔ヲ起スニ至リ
朝廷ハ長州ヲ追撥シ攘夷ヲ断行セシコトヲ命セラレシニ之レニ
反シテ幕府ハ小倉ヲ追撥シ漫ニ砲撃スルコト勿レト誡
合朝意ヲ遵奉スヘキハ無論ナレトモ台命モ亦タ一理アリテ
背クヘキニアラス若シ小倉ヲ追撥セハ忽チ違勅トナリ若シ
長州ヲ追撥シテ攘夷ヲ断行セシカハ國憲ハ忽チ暴行ニテ
國家ノ大計ヲ失ハシ然レハ前後ヲ顧ミ観望セシカハ意ニ

武門ノ本分之レ顧ミス詰リ公武ノ執ル所一轍ナラス
テスシテ何レヲ目途トシテ藩屏ノ任ヲ盡スヘキヤ斯ノ如キハ
拙キ國家ノ大患之レニ過キス依テ決セシヤ今日

真巳[illegible]

[illegible]

[illegible]ハキ[illegible]

[illegible]

[illegible]三[illegible]

[illegible]

三藩聯合密議
トシ川越牧ヲ
鹿児島ニ遣ハス

其備ハ其鞘ヲ脱シテ長藩ニ差遣ラルヽノ一大変ノ状ニ立至
上ニ於テハ其尽力ノ甲斐モ無ク要路ノ勤功モナカリシハ七ツ辛キ
備前本藩ノ形勢困難切迫シ前ニ鋭意周旋セラレ何卜
真ノ叡慮ナリシヤモ定カナラス親ラ上京シテ宗家
為メ尽サレヽ亦アラシメルモ其事ノ国家ノ安危ニモ
係リ尤モ重大ノ関係ヲ有スル事ナレハ九州列藩ト共ニ
戮力スルニアラスシテハ死命ノ結果ヲ奏シ難カルヘシトテハ
特ニ川越又右衛門（淡直）牧市内（翻秀）ヲ使トシテ薩摩鹿児島
ニ遣ハシ説カシメテ曰ク方今京師ノ形勢切迫シ備前
坐視スヘキニアラス御家ノ為メ微力ヲ尽スニアラストス薩藩ハ
長藩ト共ニ提携シテハ諸事協議シ共ニ上京シテ
幕府ノ違ヲ罪シ以テ宸襟ヲ安ンセンヤ否ヤ等ノ事ヲ以テセシ

一贈テ

薩肥ノ使来聘

セシム（川越牧ノ両使ハ癸亥七月十二日福岡ヲ発シ鹿児島ニ赴ケリ）殊ニ薩藩ヨリ
ハ高井良蔵（本名井上出雲守當テ福岡ニ来ルニ高井左門卜変名ス）海江田武次（今ノ子爵海江田信義）ヲ使トシ藩ノ内意ヲ伝ヘ（薩使ハ八月十五日福岡表ニ来リテ使命ヲ致セリ）又
肥後藩ヨリモ右松某郎ヲ使トシテ来聘ノ事ヲ報ス（肥後藩使ハ九月七日福岡表ニ来リテ使命ヲ致ス）既ニ三藩ノ聯合成リテ上京ニ決セ
ラレシカハ八月十八日ノ変動起リ長藩ハ其形勢孤立トナリ備前藩モ
益ス上京ノ事ヲ見合セラルヽニ至リ當時ノ藩論ニ依テ之レ
藩ノ決定ヲ鞏固ニシ三藩一定上京シテ以テ公武ノ和調
ヲ図リ以テ真ノ叡慮ノ貫徹ヲ図リ並テ以テ長藩ノ
宥免ヲモ乞ヒ会薩ト一致協合シテ以テ国家ノ大計ヲ
図ラント為ルノ意ナリシ以テ殊ニ黒田山城（旧名美作…）
（庄郡武吉長谷川…）中村到等随行ス

黒田山城遣セラル

正親町少將監察使
嘆願ヲ聴キ
陳報セラル

七卿使秋
良篤ニ附随
遂ニ傳ヘ奏
ヲ不知

島又兵衛（宮ノ侍使ニテ）之ヲ要約セシムルハ（山城ノ行ハ九州ニテ論ヲ発シ但シ勅ノ旨ヲ詳ナリ）
此ヨリ先キ七卿ヨリ下向アリシハ監察使正親町少將（公董）ハ
經テ九州ヘ航シ列藩ヘ攘夷ノ詔ヲ傳ヘシトスルノ
聞アリシカハ長州藩士等長崎表ニ集リ在留ノ外国船
ヲ砲撃シ攘夷ノ實ヲ擧ケシトスルノ説ヲ行ハントシ其間ニハ
長州藩ノ如キハ長櫃ニ兵器ヲ運搬セシトノ注進モ到来ス其間
之ヲ長崎奉行ハ諸藩ニ警備ヲ命シ筑前肥前ハ特ニ協力シテ
保サシトセシハ~~偏ニ両藩ノ力ナリ朝廷ニテモ其指揮ヲ嘉ミ~~
但シモ其後長州ノ御意見ノ方ニ達シ二未タ已シ際ハ長崎内儀
秋良篤之助堀上西郎福原某ヲ長崎ニ使ハシ傳ヘシメ
當藩ニ於テハ攘夷ノ命令ヲ遵奉シ（幕府ハ朝命ヲ奉シ五月十日ヲ限リ攘夷ノ令ヲ）
（五月十日限リ攘夷ノ令ヲ布告ス）馬関ニ於テ米佛英船ヲ討攘セリ當藩

素ヨリ兵備モ薄ク且軍政モ整頓ハセサルモ大義ノ重ンスル所ハ
力ノ及フ限リハ盡忠ノ覚悟ナルモ將来皇國ノ維持上ニ係
リテハ冀クハ列藩協同戮力シ以テ膺懲ノ師ヲ擧ケ
サルヘカラス既ニ兵端ヲ開キシコトナレハ何時ニ夷船ノ襲来
セシモ測ラレス依テ互ニ應援シテ以テ皇國ノ恥辱ヲ
請ケス國威ヲ海外ニ輝サント欲ス冀クハ両家モ
共ニ協力シテ以テ事ニ從ハレシ既ニ朝廷ヨリモ監察使ハ
シテ正親町少將當藩ヘ下向アリ即チ馬関要衛ノ地ニ
駐在アリシハ不日ニ九州ヘ航シ攘夷ノ御詔傳ヘラルヘキナリ
然ルニ筑藩平野次郎ヨリ正親町殿ニ離藩ノ儀等申立
書翰ヲ贈リテ當藩世子君ニハ公武ノ和ヲ周旋
トシテ上京近ク発途セラルヽ抔ト報セリ然ルニ正親町殿ハ

建部武彦妹
知ル兵衛 當部
[illegible]ニ於テ高也[illegible]
[illegible]
使ヲ[illegible]
[illegible]

不日ニ貴藩ニ来テ親シク和議ヲ謀リ掛ケラレシトスル時ニ当リ
遮テ世子君ノ上京剋セシ今更■公武ノ周旋ナトニハ卿
等ニ於テハ甚タ不案内ニ存セラレシ旨ヲ名藩ノ重臣ニ相
拘シハ暫時ラク上京ヲ猶豫セラレシ旨ヲ申シテ卿ト御
談リ擬ケラルヽヨリ侯ハ之ヘシトノ趣ナリトニテ在シカハ
依テ藩論ニ決テ建部武彦衣非茂記ハ當部勘
至門ノ野加賀（福岡藩）ハ其四名トシテ長藩及正
親卿ノ旅館ニ使者ヲ立テ不トナリヨリシ（建部ノ一行ハ八月十九日福岡ヲ出立シ任筆ノ）
驟至ノ四侯ハ先ツ山口ニ来テ■赴キシ家老■益田右
衛門ニ面接シ此程秋良侯ヨリ内使ヲ謝シ且ツ撰
長ノ御旨ヲ奉シ■馬関鬪戦ノ義ヲ尋ヌ後
ノ致シテ日クハ抑モ高徳ハ国家ノ重事ナレハ是ヲ意

接シ皇國ノ武威ヲ海外ニ耀スヘキハ最モ国是ナリト雖モ
先ツ鎖攘シテ却テ国家ヲ醸成スコトハ甚タ不利ナリ宜シク
全國一致協同シテ後ニ之レヲ従ハサルヘカラサルナリ況ンヤ長州
表ニ於テハ浪士集合シ中ニハ異邦ノ徴章アル長樽数百
弥見エ已ニ下ノ関ニ至港ノ異人館ヲ焼棄セシ碇泊ノ船艦ヲモ
砲撃シテ[illegible]ノ鎖港ノ為セシトスルノ尚アリ其本会港論ハ
固ヨリ両度ノ御下ノ衍ノトニシテ我ハ一意ニ高ク強リ如シ荒
シ異邦ノ兵隊ノ内ニ於テ其ノ鎖港論行ハルヘ事モシハ
得ス協和シ夷■ニ絶タル為メモ闘ヒ斬絶下ノ高徳ノ
世ノリ爲ルヘキナリ若シ浪士等僅ニ兵ヲ以テ軽挙
兵隊ヲ発シ為メ信義ヲ海外諸侯ニ失スルトモ則テ
スル国師ニ拘ルニ至リテハ■蒙ル害ナラサルヘカラス而

信セリ而ルニ斯ル天下ノ勢切迫スルニ際シ候ヘ共公武協力
表裏ニ出テシカハ何[illegible]爲ス人心疑惑シ其處置進退甚タ
惑フ依テ（藩）處セネハ不日上京セシテ款シ候ハ嚴重ニ附
下レ其藩[illegible]進退ハ外夷掃攘ノ策ヲ定メ遂ニ候シ
アヨツリ唱ヘ實行セシト謳ヘナリシ候シ
本邦浪處或ハ浪士一兆年ニ於テ本邦其事リ當スルシ
至リテハ假令整備ノ藩兵ハ武臣ナラテ政論ヲ立シ候
如何ノ行違リ生セシモ測ラレス云々之ヲ愚意
スハ折柄長藩内役ニ主事ト常藩官役出張シ候
モ藩ノ手段ヲ鎮シ其後卿存意ヘシト汎ク皇國ノ
爲ニ外國ヲ蔑盡カノ處置ハ遅遂ニナルナキト雖モ拘ツリ
勤王相互ノ立ニ至リテハ殊ナルナシ日然モ其藩ノ

肥前藩協和シテ
拝モ其藩ル茫非論ニ
日繼
以テ長州表
鎮撫ニ
處シ節
繼ヘ

國論ヲ協同スル而モシハ飽迄モ其藩ト協和シ云ニノ
事ニ從ハシ欲スル也シ候卿ノ大意ナリト云フニ至ラシ候右衛門
介義言ヒ曰リ候當藩ニ於テ長州表ノ鎮撫ヲ當ル等ノ
如キハ全ク風評ニテ據ナキ事ナリ然ハ浮浪ノ徒ト
當藩ト自ラ區別ニ至ヘシテ其最前ヨリ係ル不爲ルヘシ候當藩ニ於
テ斯ル無係ノ軽擧ヲナス如キモノハ一人モナキナリ候ヘ共
之レアラハ飽迄モ從輔リ加スシ候尤モ其藩ト協和シ
テ以テ攘夷ノ藩意ヲ奉スヘキハ勿論ナリ候却テ其藩ノ
奉ナキリ御云ト大意ナリ候於此庭部武藩等ハ已而廉
ヲ起キリ正親町卿ノ旅館ニ抵リ傳言シテ曰ク其旨ヲ
藩内僉ニ承リ諸卿中亦別ニ報シ候攘夷ノ所為ヲ傳ヘ
ラルヘキコトリ鎮[illegible]シ候故ヲ宰臣ヨリ侍チ奉ル所ナリ候

然ルニ當時都下ニ停リ　是時ニ薩肥藩ニ離合シテ
主トシテ公武ノ和親ヲ周旋シ上京出発既ニ期アリシ
ニ此ハ當藩ノ親シク當藩ヨリ下向アリ勅筆ヲ捧テ
ラルヽニ遇リ居ル折當藩ノ議論モ換シ暫時ヨリ
発途ヲ猶豫スヘキ旨忠義殿ヘ御沙汰不ナキモ是上京ノ
事タルヤ當藩ノモ當藩ヨリ下向以前ニ於テ決定セリ是
ヤ外両藩ナモ既ニ発途セントスルノ際ナリ然シ直様
會リ後レ協立ノ約ヲ遂ケ待スシテハ胸懐ヲ吐ク能ハサ
ルヘキヲ以テ[illegible]
勅使御下向[illegible]依テ世
子ハ御下向ヲ待タス発途アラシ度ク富君生母ノ又
シ居レハ僕テ奉命致スヘシ當藩ハ不充分ナカラ

正親町卿黒崎宿ニ入ル節御警衛ニ付着セラルヽ

モ兵備ヲ整置スルハ今ニモ外夷襲来セシカハ應戦スヘ
キハ無論ナリ且ツヤ勅使御下向ノ[illegible]ナルヲ領シ復命
ルハ取敢ヘス馬関迄出張シ重役ハ人数ヲ率ヒ両端ニ
出テ迎ヘシ日ヲ以テ下向ヲ相待チ居レリ下ノ事ヲ演説ス
正親町卿ニモ其事ヲ領セラル尚随従兵衛代々、
聞依ニ承リ勅使下向ノ事ヲ報知ス依テ當時
若狭出張ノ鉄砲大頭明石権右衛門銃手頭荒木十兵衛、
頭山左中、中西中ノ但員人百五拾人ヲ率ヒテ黒崎ヘ迎フ
九月四日（文久二壬戌）勅使正親町少将ハ御親兵八百余人ヲ従
セラレ馬関ヨリ黒崎宿ニ着陣セラル福岡表ニ於テハ
勅使奉迎ノ準備ニハ鄭重ノ仕構ヲ為シ相崎案
屋ヲ以テ勅使ノ本営ニ充テ後藤（西新町）邸ニハ大砲

数百輩ヲ抓列シ以テ隊列操練ヲ演シ以テ勅使ヲ慰メ
ントス蓋シ其壮衣飾準備ニハ数千金ヲ費ヤセシト云フ然ルニ
此際京師ニ於テ俄ニ奏聞ノ変アリ宰相中将ハ策ヲ下シテ
曰ク最早正親町少将ハ攘夷ノ勅使トシテ長州ヘ
下向セシモ右ハ都合ニヨリ急ニ帰京ヲ命セシカハ若シ
貴藩ヘ入込ミ居ル共ハ勅使ノ待遇ヲ為スニ及ハス速ニ
帰京ノ事ヲ催達スヘシトノ案外ナル京師ノ飛報ニ
接スルニ依テ宮崎代官福田角右衛門ヲ以テ其勅命ヲ
正親町卿ノ執事徳田隼人正ニ通達サシム此レ八月廿日
ナリ京都ノ事情大ニ変シ斯ル処至急セシナリ僕
正親町卿ハ且一時帰京セラルヽコトナリ三田尻ニテ
福岡表ヨリ御召ハ又且一時右等ヨリ乗船シテ馬関ヘ

（特ニ）一 在安平當作公ニ西尾崎孫卯等ハ擢シテ世子ノ船ニ扈従セリ

宍戸備後介
世子ト上京
役ヲ表発
明ス

引返サシメタリ（正親町卿ノ当所宿陣ヨリ乗船セラレシハ九月二日ノ事ナリ）
於此島津ニ卿君ハ偽ニ世間流言ニ卿ヲ誹ルモ
右ニ就テ上京セラルヘキコトニナリシハ藩公ニ代リ世子ハ
宮田山陽浦上信濃両家老ハ野村東馬ト立花采女
両人ハ武部戒名取締待井比郎兵衛名岡
勇卒以下三百余人（両総督ヲ率）九月廿二日ヲ以テ福原
表ヨリ出発上京ノ途ニ就カシメタリ抑モ当藩中首唱ト
ナリテ三藩ノ赤論ヲ團結シ以テ上京シテ皇家ノ為メ
ニ盡力アランコトヲ執ルヘキヤ藩公ハ世子発駕ノ前
ニ方リ一藩ノ士衆ヲ率ヒ祖宗ノ祠前ニ會シ血
誠ヲ祈誓シ神水ヲ啜リテ親諭セラレタリ其大意ニ云ク
予等父子萬世攘夷之志ハ益ス確乎トシテ変スルコトナシ

藩公祖宗ノ
祠前ニ於テ
歃盟

王道心傳　隠流

唯父予カ病氣快復セサルニ依テハ下野守予ニ代リテ上京シ、眞ノ叡慮ノ在ル所ヲ聞ヒ、國家安泰之基礎ヲ定メ、以テ宸襟ヲ安ンセント欲スルナリ、圖茲[illegible]流言若説ニ熒惑スルコトナクハ其分ヲ守リテ忠勤ヲ勵ムヘシ、殊ニ隨行ノ者ニ至ハ專ラ下野守ヲ守護シ、眞成ノ功ヲ期シ、敢テ細事ニ疑惑シテ驕擾ヲ致シ、以テ大事ヲ誤ルコト勿ルヘシ、又在京ノ者ハ、安ク能ク此意ヲ體シテ、以テ衆心ヲ一致帰セヨ、在京ノ動靜ハ、大ニ宗族ノ周旋振リニ影響スルコトアリ、虐ク心ヲ安ンセサルヘク

アラレニハ必ス〻出ハ其指揮ヲ受ケ、專ラ職務ヲ盡スヘシトノ執ニ在リシハ、皇國山城ハ廣ヘテ温說シテ曰リハ方今天下之時勢彌〻憎加迫塞押移リ、皇國ノ安危旦夕ニ迫リ、[illegible]傍觀セラルヘキニアラス、依テ此度世子君自ラハ前ニ[illegible]確乎ト押立上京セラレ、眞ノ叡慮ノ在ル所ヲ奉伺、何處迄モ以テ宸襟ヲ安ンシ、皇國安泰ノ基礎ハ心力ヲ盡シ、立ル分周旋在ラセラルヘキ御念アリ、依テハ藩ノ衆心一和シ、治國安民之道ヲ體認イタシ、荒シモ[illegible]無共ハ皇室ノ節ハ聊カ手抜ナリ、以テ忠勤ヲ勵ミ、藩屛ノ任ヲ負フヘキハ言ヲ待タサル所ナリ、然レトモ公武ノ形勢ハ[illegible]情態ニ係リテハ異說紛〻トシテ徑ス〻所ナシ、其浮說ニ迷ヒ良徒モアラレニハ多年ノ人氣不和ノ基トナリ、主公ニ於テモ最モ其憂慮ヲ被ハサレ、[illegible]之末梢爲東ノ人氣ヨノ動靜ハ、即チ京師ニ於テ周旋方ノ畫ノ

成丈ニモ関係スレハ其邊ハ篤ト勘弁ヲ遂ケ、若シモ
意見ノアルアランニハ必ス先ツ軽躁ニ奔ラス順叙ヲ経テ役部
ハ司申シ又ハ守父宗師ニ於テノ評議ハ殿屋ノ根軸ヲ伺
ヒ揺エ、臨機応変之處措ノ生キ●コトナシハ
雷同モ偶ハ未ハ浮説如何ナル浮説生セシモ同ラス
其際ニ於テモ関ハスシテ軽率ニモ疑惑ヲ生シ騒擾
セシカハ眼前古来ノ障礙ヲモ仍及スシハ宜シク鎮静シテ
其成功ヲ俟ツヘキナリ、抑モ此度世子君上京ノ事ハ曽テ八月
今ノ国家ノ危急ヲ傷歎スルニ出テ、主ニ非常ノ事件ナルハ
如何ナル変幻ニ押移ラレモ測ラレス、仰シ主公ノ命ヲハ
般若ノ如クハ毫モ動セラレサルノ執着ナレハ随テ家老
中ニモ其意ヲ体シ、假令一身糜爛ニ委ストモ、毫末モ

世子ノ行列モ
防ニ至リ揃ハ
ス

中村円太行
列ニ屋行シテ
ハ来ズ

私心ヲ挾マサルカ故ニ祖宗ノ神前ニ於テ明誓セリ、嗚呼ハ
二隊ノ臣庶モ心魂ニ銘シ、其節ヲ勵ムヘシ依テ世君
出発ノ首途ヲ祝シ、有志ノ輩ハ神水ヲ飲ミテ二心
ナキノ意ヲ表スヘシトノ大主意ナリシ。
當時長州藩ハ冤枉ヲ蒙リ、朝廷ノ厳譴ヲ蒙リシニモ拘
ラスハ世子ノ行列ハ堂々ト長防二州ヲ練行セシハ●
及八月大里ヨリ馬関ヘ渡航アリシニ當テ脱走セシ中村円
太ハ（中村円太ハ本年五月赦罪セラレテ山口島ヨリ帰島シ翌四月十日ノ夜再度出奔シ上京シテ大ニ為ス所アリシカ学習院出仕ヲ拝命シ更ニ八月十二日ニ於テハ尊王攘夷ノ過激党ト周旋尽力セシカトモ動キ不見アリテ帰藩ニ就キ防州三田尻ニ於テ正親町卿ニ同伴アリ東下八月十八日ノ変動ニ接シ不見悉ク水泡ニ属ス依テ留テ三條公ニ随従セリ）其又森安平
萬代安之丞等ノ旅宿ニ来リ●面接シテハ大ニ天下ノ形勢ヲ
慨論シツヽ、世子ヲシテ長州ノ郡宿ニ於テ長藩公ヱノ

出雲ノ勧メニ出ヅ。[illegible]ハ防州三田尻ニ至リ、下向ノ七卿ニモ面會セラレシニ、切リ促シ、其自ラモ亦タ世子ノ行列ニ随ヒテ上京セシコトヲ乞フ。元來安平ニハ圓太ト同卿合體ノ交誼ヲ有シ、殊ニ圓太カ特別ヲ以テ赦罪島帰セシニモ拘ラス、再度出國シテ長崎ニ入リシハ、大ニ儕輩ノ嫌疑ヲ觸レ居タル情状ヲモ説キ、此際圓太ニ加リシ輩ノ事ヲ周旋スルハ、却テ其身ノ危難ヲ招クニ過キサルヘシ。況ンヤ世子ノ行列ニ随ヒ上京セシトノコトハ、迚モ許容ヲ與ヘサルヘシトテ、痛ク其事ノ不利ナリト説キ、宜シク三田尻ニ在リテ七卿ニ随従シテ時機ノ至ルヲ待ツヘシト忠告セシモ、圓太ハ毫モ肯カス、自論ノ主張ヲ措カサリシカハ、安平等ハ之ヨリ疏遠閑却スルニ至レルハ、當事ハ元來圓太カ人物ヲ知レハ、既ニ其罪ヲ救護シテ赦罪ニナサシメシ事アレハ、大ニ之ヲ憫ミ、遠郷衣服等ノ供給ヲ爲シ、極メテ盡力シテ、其首尾ヲ取直シ、此際却テ圓太ヲ利用シテ浮浪ノ徒[illegible]妨障ヲ防御スルモ一策ナラントノコトニ決シ、冨田山城ノ特見ヲ以テ圓太ヲシテ世子ノ行列ニ前後セシメ、以テ其随行ヲ不問ニ措キタリ。又圓太カ所論タル世子ノ長藩主及七卿ニ會見ノコトハ、未タ實現ニ運ハサルモノナレハ、當事等ハ説諭シテ其事ヲ猶豫セシム。圓太モ亦タ強ユル不可トシ、三田尻ニ復シ、三條公ノ内使（土方氏）ニ伴ヒ世子ノ接見ヲ紹介シ、遂ニ世子ノ行列ニ前後シテ大坂ニ至レリ（圓太ハ世子ノ行列ニ扈シテ入京セシモ、時勢ハ未タ容易ニ京師ノ留邸ニ入ルヲ許サレス、所々ニ潜匿シテ、成功ノ爲メアラントスルモ、事ノ間セシヤ、幕吏ニ追躡セラレ、嚴戮シテ、刺客ノ手ニテ捕縛セラレ、不幸ニ幕吏ニ擒スル迄、北野近邊ニテ縛ニ就キ、即夜福井藩士ニ慘殺セラル。于時十月廿七日ノ夜ナリ）。又タ世子ノ行列ヲ防州宮市ノ旅寓ニ迎ヘ、留ラテ上京セシ

平野二郎但州ニ義兵ヲ起ス
嚢ニ同盟ナル旅
宿ヲ訪フ

平野二郎ハ（平野二郎ハ去文久三年正月ニテ出獄シ後上京セシハ七月末ナリシ大和ノ義挙ニ與ランテ一時三田尻ニ来タ）當年ヲ旅宿ニ訪ヒテ密カニ時事ヲ協議セシコトアリシ此時二郎ハ義徒ヲ嘯集シ且ニ四卿（七卿ノ内）澤主水正ヲ首領ニ奉シ但州生野銀山ニ義兵ヲ挙ケントセシ時ナリシリ先キニ二郎ハ三田尻ヨリ三條公ノ使命ヲ帯ヒ騎シテ山口表ニ赴キシコトアリシ其帰路ノ際ニ世子ハ宮市ニ宿泊アリシカハ二郎ハ密カニ来テ萬テ面ヲ有セシコトヨリ其後事ヲ嘱セシトリ殊ニ其旅宿ニテ叩キ密話ナセシナルヘシ（平野二郎ハ澤卿ヲ奉シ三田尻ヲ発セシハ十月二日ノ事ナリ追ニテ生野銀山ノ代官所ヲ襲撃セシハ十月十二日ノ事ナリシ）多ク世子ノ行列モ防長両國ヲ従行ナルヤ長藩ハ特ニ佐為向セ兵衆ハ國司信濃（親相）ニシテハ士衆ヲ率ヒ其領内ヲ前驅警衛シテハ鄭重ノ待遇ヲ表セラレ随テ世子ハ

世子ノ上京
京師近状

十月十九日ニ江テ着京セラルヽハ是レ世子カ上京セシテ三藩解ノ後ニシテ江戸ニ於テ公武ノ和合難シテ長藩ノ宿志ニ拘リ周旋盡力ヲ更ニ從来ノ経過ヲ紀元ニ先チ先ハ其前後ヲ統ル京師ノ情態ヲ案ニテ其梗概ヲ表ハシテ天（嘆シ）國内ヲ経テ以テ天下ノ官名ヲ附ケ削ル（八月十八日ノ事ナリ）而シテ十七日ハ大和ニ義兵出ツ四方之ニ騒擾セシトキ宸翰下ル（八月廿六日ノ事ナリ）中山侍従ノ義挙天忠組十津川ニ敗ル（九月廿四日ノ事ナリ）長崎名義ヲ以テ上ス（八月廿六日ノ事ナリ）島津三郎兵ヲ率ヰ上京シ幕府ヲ輔ケ速ニ攘夷ノ成功ヲ遂ケシメント奏シ治安ノ策ヲ論セシトテ将軍及一橋又代ノ上洛ヲ促ス奏議ヲ上ス（十月廿三日ノ事ナリ）朝廷将軍ノ上洛ヲ促スニ（全十月ノ事ナリ）将軍再度ノ上洛ヲ公布ス（十一月五日ノ事ナリ）江戸大火本城焼ケ名男死ルハ（全十一月ノ事ナリ）米國公使館焼亡ノ事ハ萬國ノ公例ニ江テハ宣戦ニシテ

シメスヘキヲ公ニ乞ス（仝年九月ノ事ナリ）一橋中納言入京ス（仝年四月ノ事ナリ）長藩ノ専使井原主計伏見ニ来リテ哀訴状ヲ上ス（仝年二月ノ事ナリ）幕議入京ヲ許サス。此月二條右大臣関白ニ任ス。又井原主計再訴ス。幕議猶ホ其ノ入京ヲ許サス。（去年十二月ノ事ナリ）薩藩商船自国ニ過リシニ長藩之ヲ外国船ト見做シ砲撃シテ沈没ス。薩長ノ執隔益ス激烈ナリ。（仝年四月ノ事ナリ）将軍江戸ヲ発シ海路ヨリ入朝ス（仝年正月ノ事ナリ）将軍入洛アリ。右大臣ニ任シ正二位ニ陞ス。優詔降リテ因テ横浜鎖港ノ談判ヲ遂ケシム。併セテ摂海ノ守備ヲ厳ニシ、又長藩ノ処置ヲ為サシム。（元治元年正月ノ事ナリ）将軍一橋慶喜以下四十八侯ヲ従ヘ参朝ス。[illegible]ノ勅旨ヲ宣ス。（仝年正月ノ事ナリ）長藩名ヲ[illegible]近来ノ風[illegible]シ上セ[illegible]攘斥ノコトヲ内訴ス。朝議之レヲ允セス。[illegible]

砲撃ヲ禁セシム（仝年四月ノ事ナリ）将軍参朝シテ御暇ヲ乞フ（仝年四月ノ事ナリ）我藩世子長藩宥免ニ係ル数ケ條ヲ建白ス（仝年五月ノ事ナリ）一橋中納言長藩使臣ノ入京ヲ許サレンコトヲ建議ス。幕議之ヲ許サス（仝年五月ノ事ナリ）朝議一橋中納言ノ将軍後見職ヲ解キ、禁裏ノ守衛、及摂海防禦ノ総督ヲ命ス（仝年三月ノ事ナリ）此月水戸藩藤田小四郎田丸稲之右衛門等義兵ヲ野州太平山ニ起シ敗走ス。我藩世子参朝龍顔ヲ拝シ天盃頂戴帰国ノ暇ヲモラフ（四月ノ事ナリ）我藩世子京都ヲ発シ内勅ヲ奉シ帰路長藩主父子ニ会見セントシテ帰途ニ就カレシ（仝年四月ノ事ナリ）将軍一橋中納言ヲ従ヘ参朝暇乞ヲ上ス（仝年五月ノ事ナリ）将軍東帰ヲ許サレ京師ヲ発シ大坂ニ至ル（仝月ノ事ナリ）海路ヨリ江戸ニ帰城ス（仝月ナリ）之レヨリ

世子参朝シテ
建白ス

世子去月同ニ傳ル叡旨ナルヲ以世子ハ公武和合ヲ旨トシ一定ノ議ヲ以テ長藩ノ寛典ヲ七卿ノ歸洛等ノ事ヲ周旋盡力セラレシカ二日五日ニ於テ傳奏坊城大納言ヲ以テ二條関白ノ意ヲ傳ヘ且ツ更ニ是ノ事ニ付キ長藩處置ニ係ル意見ヲ建白スヘキ旨ヲ傳ヘラル依テ世子八月廿六日参朝シテ謹テ上言セラル其大意ニ曰ク元来長藩ハ勤王攘夷ノ志ヲ厚シ蓋シ舊冤ノ（餘習ナル）憤ヲ免レ能ハス激徒ノ偏ニ奔リ幕府ヲ輕侮スル傾向ヲ殊シ昨年来ノ擧動（言ニ幕ヲ侮リ激徒ヲ事トシタリシ）一層過激ニ陥リシ則抗拒スルニ於テハ征討ヲモ加ヘラルヘシトノ名義昨日ニ然ルニ方今海内ノ人心未タ一定セス漸ク近来ニ至リ公武ノ和合ヲ補成セシ際ナリ殊ニ外夷患ヲ待ツニ臻リシ今日ニ於テハ強テ之ヲ征討シ其社稷ヲ滅却セシトセラルヽニ至リテハ國内騷擾必至ノ禍ヲ招カルヽニナルヘシト然レハ……

長藩辯解

各々天下ノ乱階ヲ醸生スルニ至ラシムル恐アレハ依テ直ニ老臣ヲ召寄セラレ其罪科ヲ詰問シ理非分明ニ方今ノ形勢ヲ説諭シ彼ヲシテ悔悟シ懲ヲ戒ムルニ至ラシメ叡慮ノ寛典ニ處セラレ社稷ヲ完フシ（寛典ヲ以テ御宥免セシメラレン）彼ヲシテ於テハ昨年馬関ニ於テ攘夷ノ戦ヲ着手セシヤ朝廷ハ監察使モ被差下且去五月十五日攘夷期限ノ御沙汰モアリシ今以テ八月十八日ノ変以前ノ叡慮ニ随ヒ依テハ罷在候間ハ幕府ヨリ何程問罪説得不穏騒乱ニ至ルヘキ議ハ……御為御處置成算ノ叡慮ノ在ラセル所ハ備ヘ充分説諭且ツ兼テヨリ……寄リシ又世子ハ中川宮ニ謁シ関白、近衛前関白、及一橋中納言ニハ屡々面会シ時事ヲ上セシ公武ノ

長藩侯入京ヲ周旋ス

ノ私徇、国是ノ一定ニ係リ違道アリ殊ニ長藩處置
ニ抑モ其罪ハ速ニ寛典ニ處シ以テ七卿ノ帰洛復官ノ事
メテ内憂ヲ避クルノ目下ノ急務ナルコトヲ慮リ長藩主家
及家老ヲ京師ニ召シテ其嫌疑ヲ糺シ併セテ朝
意ノ在ル所ヲ説諭セラルヘキコトハ既ニ其採擇スル所ト
ナリテ朝幕ノ議ハ多ク一致スト云フモ幕議ハ世子ヲ
鎮撫スルニ長藩主家并ニ家老呼登セ訊問スヘキ趣
意ハ理ナキニアラスト雖モ依テ先ツ大坂表迄呼寄スルニ衆議
決定セリトノ意ヲ傳ヘテ依テ世子ハ拘ヘシリ之ヲ大坂迄
呼寄スルモ京師迄呼寄スルモ何ノ異同アランヤ特
別ヲ以テ其入京ヲ許シナハ長藩ニ於テモ幕吏ヲ感
銘スルコトハ更ニ一層ノ深キニ及ツヘシトノ意見ヲ以テ余

旨世子ハ先ツ朝ニテ建議セラレシ其大意ナルヤハ長藩主家
及家老大坂表ニテ呼登スノコトハ是非ニ京師迄呼登セニ至ル
若来度ハ然ルニ彼ニ於テモ疑惑ノ生スル所有リ感激スルニ至ル
ヘシ曩日（[illegible]）訴ヲ上セシ井原主計入京ヲ許サレザリ
シモ此回ハ殊ニ呼登セラルヘコトナレハ之ニ加テ入京ヲ
許スヘキハ當然ノ事ナラントト云フニ在シリ然ルニ其モ長藩ノ
擧動タルヤハ攘夷ノ兇戦ヲ着セシ爾後ハ常ニ幕府ニ
抗拒シ殊ニ（去年）八月十八日ノ事変ハ都テ薩會両藩ノ所為
リト推信シ其恨骨髄ニ徹シ甚シキニ至テハ薩
賊會奸ト罵ルニ至レリ況ンヤ薩會ノ両藩ハ既ニ長藩
ニ代リテ禁門ヲ警衛シ其黨與ノ諸藩モ頗ル多クハ
長藩ヲ疾悪スルモ尠カラサルニ於テ此際若シ其主家

及家老ヲ入京セシムルニ至ラナハ如何ナル混雑ヲ惹起セシモ
測ラレス依テ先ツ右故表迄ニ止ムルノ安全ナルニ若カストノ
議多数ナリ右ノメ世子ノ意見ハ行ハサリシ然シテ尊攘派ハ
長藩ニ於テ悔悟ノ実効ヲ顕ハシタル暁ニ至リ朝幕ノ威
ヲ損セス如何ナル寛典ヲ与フヘキヤ猶ニ其意見ヲ
下問ス依テ世子ハ三月五日ニ於テ其下問ニ答ヘシ意
見ノ在ル所ヲ[illegible]封書ヲ以テ提出セラル蓋シ其大意
タルヤ過激ノ徒ヲ判然処置セシ上ハ長防ノ社稷ヲ
完フシ其名モ削除セサルヲ良トスルコト幕使ヲ憚
殺シ薩藩ノ船ヲ砲撃セシコトハ長藩主ノ知ル所
ニアラサルヤ明ナリ依テ其行為者ヲ限リ処置スヘキ
コト七卿ハ速ニ[illegible]シ呼返シニ命シ帰順ノ上ハ其情ヲ

審ニ訊問シ寛典ニ処スルコト等ニテアリシト猶ニ世子ハ先朝
シテ随而時事ニ関シ数件ヲ請献セラル其事件
ノ大意タル将軍上洛ノ義御請緩ヲ要セス猶ニ直ニ
千載ノ鴻謨ヲ建立シ天下後世ノ模範ヲ垂レ[illegible]ヨ
宮内ノ供奉ハ歴世旧章ヲ遵従シ虚飾ヲ屏除セヨ
宮殿ノ破損ハ速ニ修繕セヨ等ノ事件ナリシ其他時
事ノ緊要ニ係リ屡々建策アリシカ就中当時
ノ一大問題タル横浜鎖港攘夷ノ件ニ係テハ内軍
備ノ整ヒ外ヲ前[illegible]盛リ侵サス全国一致協気
シテ奮起在ル所ヲ奉戴シ臥薪嘗胆之レニ着ル
ニ至リ[illegible]軽挙シテ以テ国害ヲ醸生シ遂ニ[illegible]覆
轍ヲ踏マサルヘシトハ藩公ノ常テ海外ノ事情ヲ明察アリシ

世子ノ建白

実ニ瞭明ニ詳シ事変ヲ挙テ之ヲ厳明瞭ニ建策セ（外国船四艘ノ風説事ヲ行ハレ果テ独リ世ハ西家ノ外寇ヨリ列藩協合シテ以テ）ラレシハ殊ニ長藩尊攘道ニ拘リテ為リ其帰往セシ意旨立過リ親シテ其藩主ヘ直接シテ以テ朝幕ノ意ヲ告ス所アリ論シ曰ク長藩ノ執ル所モ領シテ之ヲ達セシト一決セラレシハ三月末ニ於テ世子ハ殊ニ先ニ朝シテ建白セラルレハ其大ナルヤハ臣慶親モ秋ヨリ滞京シ朝恩ノ冥加ヲ蒙リ感激シ報ユヘク当時勅使暫時在京下ニ駐滞シテノ以テ藩屏ノ任ヲ尽スナリ然ルニ聞日ハ長藩ノ異国船砲撃セルノ風説ニ接シ果シテ来寇スルニ於テハ即チ皇国ノ讎敵ナリ全国協力シテ以テ防禦ニ尽シ膺懲ノ由ヲ挙行セサル可カラサルナリ殊ニ臣ガ領地ハ長藩ニ隣接シ就中異船領海ニ碇泊セシモ測ラレス且ツ長崎表ノ警備ニ其設備ヲ要シ来セリ依而一先帰国ヲ辞シ領国ヘ馳セ下リ軍備ノ整完ヲ要セントス又長防藩ニ於テモ外寇ニ備ヘトスルニモ拘ラス朝幕ノ執ル所ニ背クニ因リ内外ニ関スルノ得策ナラス宜ク速ニ兼テ効ヲ顕スヘキナリ況シヤ此際ハ主藩ノ家老ヲ大坂ニ近時出仕ノ余命アルニ於テオヤ依テハ臣慶親ハ帰国ノ途次長藩ニ立寄リ大膳大夫父子ニ面謁ヲ遂ケ公武ノ執ル所ヲ懇ニ説及家老ヲ始メ大坂表近時登セ意ヲモ逐一談判シ時モ達シ神ニ詰メ其代理ヲ以テ説得シ施シ並テ以テ其情態ヲモ探索シテ報申スヘシトノ意ニアリシハ世子ハ将ニ中川宮ヲ参候シテ前ノ旨

之レ防御セサル可カラス依テ世子ハ其軍備ヲ整ヘンカ為メ帰国ヲ告ス

世子将軍ニ謁見ス

世子告暇トシテ参朝拝天顔

帰途長州ニ立寄リ藩主ヲ説得セシムル内勅

世子ノ発京

甲ネラル、四月十日世子ハ申ニ依リテ参内大樹ニ参シ拝帰

國ノ許[illegible]ル。二十日世子ハ二條城ニ登リ将軍ニ謁見シテ告帰セラル。将軍ハ病気ニ寝ルヽニモ拘ラズ病ヲ力メテ接見アリ、昨秋来永ク京阿逗留ノ労ヲ慰シ、（贈）賞下シテ陣衣刀一口ヲ贈ラル。金三疋。世子ハ告暇トシテ参朝アリ、天顔ヲ奉拝、天盃頂戴アリ、且ツ絹包ミ末廣扇ヲモ賜リ、御前ニ於テ辞去ノ際中納言ハ内勅ヲ傳ヘラル、其之ニ曰ク、帰洛長州ヘ立寄リ、大膳大夫初臣下ニ説悔悛候様説得盡力シ、若シ當惑承引不致トモ、帰國之上美濃守ト（郎）熟議シ、漸々説得開悟セシムヘシトノ、依テ世子ハ途ニ陸路ヲ取リ、長州ヘ立寄リ、其藩主ニ面晤セントシテ、四月十四日（元治元年甲子）京師ヲ発セラレタリ。殊ニ

椿井治郎喜多岡勇平ヲ先発シテ山口表ヘ遣リ萩藩會見ノ要約ヲ成ス

世子帰途姫路ニ於テ福岡表ノ変事ヲ接ス

浦上信濃海路ヲ取ルヘシト世子ニ説ク

世子ハ、椿井治郎兵衛（称武）喜多岡勇平（通武）ヲ先発シテ、山口表ニ携リ帰路長州出郡萩ニ於テ會見ノコトヲ要約セラル。世子ノ行列播州姫路ニ至ル、折柄福岡表ヨリ萩原平十郎（[illegible]）ガ去月[illegible]（[illegible]詳記ス）要役牧市内ヲ暗殺、及中村圓太ガ破牢~~[illegible]~~福岡表ノ変事ヲ齎ラセシ急使ニ據レバ、又是ヨリ斯ル変事ハ必ズ激徒輩ガ所為ニシテ、或ハ長州浮浪者ニ煽動セラレシニヨリシモノナラントノ流言アリトノコトヲモ傳フ。随テ世子旅先ノ一列ハ之レヲ聞キ、甚ダ疑懼ヲ抱キ、孰レト思案ニ暮レシナリト。家老浦上信濃ハ（家老黒田山城ハ一日程ヲ隔テ先行セリ）大ニ驚キ、此際世子ノ長防ニ入リ旅行スルハ甚ダ危険ナリ、宜シク海路ヲ取リ、豊前鶴崎ヘ直航シテ、以テ馬関海峡ノ通航ヲ避クヘシト。

[illegible]ヲ私ニ見ル[illegible] 其道中ハ七卿ノ旅行ヲ異ニ

主張シ世子ノ駕ヲ留メテ（私ニ見ン）且先行ス皇国山城
之ヲ促スハ山城ハ即之レヲ抑留シテ曰ク世子ノ帰途長州ニ
立過リハ七卿並ニ出會セラルヽコトハ我藩ノ大義ニシテ
且ツ内勅タリハ永久保[illegible]斯事長藩ヘ関係ノ証モナキニ
大宰府ニテハ貴領内ノ通行ヲ避ルトハ何事ソヤ余ハ之レニ従
フ能ハストテハ頗ニスレテ笑殺スハ此際中村到[illegible]モ（ヨリ補）
罷テ福岡表ヨリ急使トシテ報シテ曰ク福岡藩ハ勤王党
ノ錚々者鷹取養巴、江上栄之進、早川養敬ヲ黜シ
宗家ニ擬シ長州エ入ラシメタリハ是レ國老ガ畏レテ七卿ヲ
入ルヘキヲ慮リ係セテ其ノ事情ヲ探索セシメシカ為ナリトハ
於此世子ノ旅中ナリモ藝安守ハ萬一ノ安之恐尾崎ニ備
ヘ（係ハ中村円太信友ナリ）ニ命シテハ陽ニ亡命シテ行列ヲ脱シ陰

東藩ヨリ萬一ノ[illegible]中村ヲ行列ヲ脱シ亡命[illegible]

喜多岡勇平ノ情報[illegible]

ニ三田尻ニ入リ長藩ノ事情ヲ探ラハ円太カ縦跡ヲ探シハ
以テ[illegible]ノ郡ノ會合ヲ遂ンヿヲセヨトセラルハ全ク一同先行皇国
山城ハ藝州海田市驛ニ至ル晨明ニ山田氏エ赴キシ喜多
岡勇平伴リ来リテ長藩ノ事情ヲ報シ世子ガ内勅ヲ領シ
テハ七卿エ出會スル困難ナル事アリ以テスハ蓋シ其ハ
太宰府ヘ行ルヤリ長藩ニ於ラハ始メヨリ朝旨ヲ奉戴シテ（暴擁ヲ負フトモ云フ）
ニ従ヒハ既ニ攘夷ノ先戦ヲモ為セシニハ不幸ニシテ擯斥ヲ
蒙ヒ且罪ノ在ル所ヲ知ラス[illegible]謝罪シ[illegible]
ル事ヲ聞キヤハ依テ従来ニ盡セシ赤誠ヲ貫徹セシム
ルヤウ周旋ノ依頼ハナスヘキモ豈ニ謝罪或ハ實効ヲ
頭スヘシトノ勧告ヲ請ノヘキ理ナシトノ意気ナリシト云フ
ニ在リトハ山城ハ[illegible]日市宿ニ[illegible]留リハ世子ノ行列ニ復スハ

當年ハ又父先発シテ本郡岩屋ニ滞留ス十七日岩屋用
人億與一郎ハ[redacted]本日市宿ナル世子ノ旅宿ニ抵リ
侍衆ヲ致シテ曰ク宗藩ノ體勢容易ナラス此際長防
内孫行セラレナハ必ス激徒ハ道ヲ要シ如何ナル事ヲモ
要言セシモ測ラレス依テ海路ニ取リ且ツ旅装ヲ行ツ避ラ
ルヘシト云フニ至ル（岩西屋ノ[illegible]）信濃ハ[redacted]剣ヲ前駆ヲ[illegible]
岩西新湊ヨリ海路ニ取シテリマ及ス山城ハ直モ毛動セ
スシテ曰ク監物殿ノ御事中意ハ深ク謝ス所ナルモッテ
其事ノ障礙ハ當ニ是ノ事ナレハ今更動クヘキニアラスト
辭シ且ツ内使ヨリ旅宿ニ於テ饗応アリシ其労ヲ謝シ
山城ハ世子ノ行列ニ後シ豪家揚ヲトシテ防州ニ入リ
久リ岩屋後ト声頭安達彌五郎ハ従士ヲ率ヒテ護衛

其後宮ニ至リ
三田尻ヨリ出テ
ノ旅宿ヲ訪ヒ
ス

但境ノ藩士中ヨリ
行列ヲ随ヒヘ
執セシトス

セリ長府領内ニ入ルヤ國ニ宣徳公命兒玉少輔ハ之レヲ
境ニ迎ヘ又々従士ヲ率ヒテ前驅セリ本日世子小郡宿
ニ留ス明日ニ至リテ長府世子ハ山口表ヨリ（移リ行）一宿ニ出會セラ
ルヘキナリ且夜ニ當テ行列ヲ脱シ中村圓太ト共ニ出テ
捜シ兼ネテ長府ノ屋敷ヲ探リ小郡宿ノ便利ヲ図リシ
秋安平ハ[redacted]進方作安之丞ハ世子ノ旅宿ニ待テ轄シテ
曰ク三田尻ニ在リ徐ノ脱走ハ中村圓太ヲ以テ福岡ヨリ入リ先
鳥取養邑仁上等之進ヲモ廻リ合ヒシニ長府ノ事決ハ全
ク京師ニ於テ豫想外ニ出デ今藩臣ハ同テ朝廷ヲ[illegible]
奉セシ衰運ノ理識リ書シ且ツ[illegible]井伊直前ニ於テ本
郡行ヲ御親征ノ議成セ[illegible]徹川朝命ヲ遵奉シ國
家ノ為ニ尽力セシモノトシテ萬 且ツヤ福岡藩

脱藩ノ浮浪過激輩数有之而辰ヨリ集リ此間世子カ意ヲ迎リテモ藩主ヲ出奔セラルヽニ忌憚ヲ究シ而脱士モ此藩ノ浮浪ト密謀シテ世子ノ懼リヲ強ク要シ而拱列中ニ二ノ奸臣アルヲ誅戮シ而進ミテ福岡ノ藩論ヲ矯正セントスルニアリ而之レ容易カラサル陰謀ヲ企テタリ而シテ家栄衛ハ其陰謀ヲ果サシカ為メ密出シ入長シテ来ル事アリシモ円太及篤馬或江上等ハ之ニ立封ノ意見ヲ執リ而世子カ中山部ノ会合ヲ利用シ而因テ以テ長藩ト結托シ而提携シ而共ニ天下ニ事アラントスルノ目途ニテ而非常ノ激徒ノ匪挙ヲ鎮撫シ従行シツヽアリタリ而自分等モ假シ激徒ニ接シ而主君ヲ要シテ以テ其事ヲ果サシメ其間大義名分ノ犯ス可カラサルアルヲ奈何セレトテ而充分説諭ヲ施シテ鎮止セリ而然シモ御量カ奸人

浪士待井山郎（[illegible]）

（[illegible]）

ト呼做シ而因差シタルハ待井次郎兵衛ナリ而依テ今人ハ世子着（福岡ヘ帰）城三日以内ニ於テ其職ヲ褫キ而退隠ヲ命スヘキ旨城州（福岡山陽）ヨリ請ケ出テタルヤ而自分等ヲ同趣相務ムヘシトノ事ト又々ニ陳ス家老ヨリ士方梶原衆門ニ世子ヨリ佐間佐兵衛帰村私従ハリ此際福岡ヘ召喚ヲ促シ帰郎トシテ赴クニ於テハナリ而梶田行ナル尾崎弥助ハ先発トシテ帰西シ而梶栄衛ヲ以テ其事ヲ軽挙ナルヲ東長藩衆中ヨリ庸ク説キ伏ミヘシ而其ノ院ニ帰西セリトノ一部始終ヲ綴筆シ而着寄リ次郎兵衛ニ而福岡ヘ帰ル後三日以内以テ其ノ黙抜スヘシトノ要請ヲナシタリ而嵐ハ之ヲ聞キ激往中妄状ヲ主クリシヲ儀退シ而無理ニ要シ帰ナクノ待井カ奸計ヲ巧ミ而幽論ヲ妨害スルナレハ此度其處置ハ為スヘキモ而人ヲ對スルハ主君ノ権限ニ在ナリ而其ノ帰礼ト雖モ其ノ保護ヲ

抱為スコトヲ得ンヤ又タリシ等ノ住所ハナスヘカラサルモノナリト然言スレ
守衛安シ無ハ其任ヲ備キ若シ其任ヲ與ヘズンハ浪士ハ
必ス今夜世子ノ旅宿ヲ冒シ又タ人ヲ加フヘシト難言スレ
是郷武士ニモ其備ヘ居リ之レヲ聞キテ大ニ怒リ浪士未タ設セハ
快ク一戦スヘキナリ浪士カ進ミテ待サカ者ヲ討ツカ浪士ヲ自
カラ其首ヲ失フカ二ツニ一ツナルヘシト論スレ又タ其首岡宮守モ
偽ヲ説キテ曰ク足下等ハ大夫ニアラスヤ元来浪士ヲ手引シテ
今ヲ討タ死ト婦女ノ見ナリ公ノ両度（従等ヲ鎮メ死テ行キテ）誠信ヲ作リ大戦ノ首
生ル不ワノ従キテ以テ浪士ヲ後継セサルヤト論スレ安平等モ相
ヤ快ク不ナリ怖レ帰リテ両度従等ヲ説得スヘシ従等
若シ聞カズンハ自分等ハ従等ニ討ルヤ従等カ若シ抑ゲテ
来ルカ二ツニ一ツナルヘシトテ意気激昂シテ立帰リ行ク依

テ世子ノ旅宿ニ於テハ果シテ從臣徒ラ義兵等来セシカ快戦ノ
試ムヘシトテ戦闘ノ準備ヲ整ヘ深夜待居タリシカ又来徹
徒ラ虚喝ニ出テシコトナレハ無事ニテ済ミタリ翌朝玉明
平等両度来陣シテ自分等立帰リテ痛ク従等ヲ説
論シ累暴ニ及ハスシテ止ミ又従等モ嘆州ノ防禦ヲ鎮シ
風ノ極者シテモ三田尻ヘ向ケ立退キシトノ報ヲ報知セリ
依テ山縣ハ安平等ヲ慰労シ又自分カ郡ノ参居ヲ謝セシ
并尾能ク世子ノ為城ノ上ハ従ナク居廃スヘケレハ重畳辛抱
シテ不一為為メ又尽スヘキアルヘシトノコトヲ論ス安平
等ハ念ヲ入レテ（両度）三田尻ヘノ赴キタリ又日カ郡挽長両氏
主ノ命令九名ヤ其先発所ハ小郡宿軍議所ニシテ（旧慎屋）
今回書後長藩世子長門守君ハ主従七十二騎ニテ着ノ命アリ

長藩従者ノ悉皆之ニ随ヒ我藩世子ハ益田山城浦上信濃、
野村東馬立花采女建部武彦衣非茂記ヲ引具シテ発シ
會セラルハ長藩ヨリハ福原越後、栗屋帯刀[illegible]馬、毛利登人、
八木隼雄麻田新輔（周布政之助也）柏村数馬等随従シタリシニ
聴テ双方坐定リ我世子ハ内部ニ立チテ演説セラレシニ
長藩世子ニモ我世子ノ懇ニ白領ニ立過シシ好意ヲ謝
シ数刻談論ヲ交ヘラレシト雖モ素ヨリ秘密ノ談判
ニシテ其詳細ハ洩レ知ルニ由ナキモ其大意ナルヤ長藩ニ於テハ
抑モ将軍家再度上洛セラレシハ実ハ當藩カ公武ノ間ニ
全力ヲ致シテ攘夷ノ叡慮ヲ奉セント盡瘁セシニ因由シタリ既ニ
将軍上洛アリ朝命ヲ奉シテ五月十日ヲ限リ全國攘夷ヲ
挙行スヘキ旨ヲ令シタルニ依テ當藩ニ於テハ其勅命ヲ執行セリ

奉シテヨリハ實ニ馬関ニ於テ攘夷ノ魁戦ヲ着セリ為メニ攘
夷監察使正親町少将ハ勅命ヲ奉シテ當藩ニ下向指揮
セラレシニモ拘ラス剰ヘ砲撃破セシ異船ニ向ヒ薪水ヲ送リ又之
レヲ避ケシメタル藩モアリシハ遂ニ當藩ハ孤立シテ戦ヒシニ止ムニ
及ヘリ又々八月十三日ニ於テハ朝廷ハ大和行幸、御親征発御
在ラセラレシニモ拘ラス今十五日ニハ俄然停止ト相成リシモ
攘夷ノ叡慮ニ於テハ少シモ移ラセサル事ハ其御沙汰アリシ
ニアラスヤ然ルニ今十八日ニ於テハ遂ニ朝議ヲ変シ當テ廟堂ニ
異ヲ執ラセラレタルハ三條殿ヲ始メ悉ク参朝ヲ停止セラレ剰ヘ
當藩堺町御門ノ警衛ヲ解キ當藩士ノ入京ヲ禁セラレシハ
抑モ如何ナル詮議ノアリテ然ルカ察スレハ近ク全ク奸人等カ聖
聴ヲ蔽ヒ爰ニ至ラシメシモノナリト信スルナリ依テ寡君ハ深ク

福子ノ處揚

謹慎シテ其命ヲ待チ、數回ノ哀訴ヲ上スト雖モ、九重路隔リ、天闕下ニ達スルコトヲ得ザリシ。依テ嫡子家老井原主計ヲシテ入京セシメ、親シク朝意ヲ伺ハシメシモ、伏見迄ニテ差留、入京スルコトヲ得ザリシハ[illegible]。併又此四五度吉川監物及家老根來上總ヲ大坂迄差上ケ嘆訴セシハ、如何ナル嫌疑、如何ナル罪状アリテ拒ルカ。之ヲ要スルニ當路ハ[illegible]ノ[illegible]ヲ蒙シ、國難ヲ棄去シ、俯仰天地ニ作ル所ナキナリ。且ツ此凡内勅ノ[illegible]沮セサル所[illegible]ヲ以テ當路之[illegible]ヲ拒ラシ、内勅ヲ奉ル者アリト雖モ、アレトモナキハ天下其[illegible]シテハ詐ナキヲ以テ、當路ハ之ヲ疵罪シ、其實効ヲ致スヘキノ理由アルコトナシトノコトニ在リシカ如シ。依テ我福岡ノ[illegible]所謂ナリシヤ、要[illegible]當路ノ[illegible]ヲ[illegible]當リ奉シ、國家ノ爲メ

窮乏シテハ王事ニ盡サセラレシハ最モ憤慨ニ堪ヘザリシモ、騎兵ノ警衛ヲ勤メシハ其實罪過激暴ヲ戻シ[illegible]ナキヲ得サルナリ。然レトモ此等ハ其處ノ[illegible]ト雖モ、彼ノ帝都ヲ馬關ニ拘留シ、幕使中[illegible]ニ於テ格子[illegible]、現ニ其處内ノ牛田東里[illegible]、此等ノ事件ハ其非ナル所[illegible]藩ニ於テ[illegible]幕府ノ嫌疑[illegible]カラサルハ[illegible]。況シヤ客年八月[illegible]真ノ厳慮ナリトノ[illegible]十八日以前ノコトハ皆[illegible]真ノ厳慮ニ[illegible]随テ御沙汰ニ下シ[illegible]實ニ其[illegible]假令奸人其間ニ虐ナル[illegible]厳慮ヲ知ラ[illegible]アラザリシモ、既ニ震慮ヲ戻讒ナリトスルモ、神聖ニ[illegible]海内

臣民ノ分トシテモ之ヲ看過セズシテ可ナランヤ　當家ニ於テモ
昨年来幕府ノ施政ニ疑惑ヲ懐キ居リシニ　上京シ朝廷ニ於テ
陳述シ新ニ幕府ノ弊ヲ以テ周旋盡セシニ
徹頭徹尾目下外患ノ際　内訌ニ
内乱ヲ起シ　不知ノ間ニ外夷ノ術中ニ陥ルニ至ラバ
叡慮ハ萬一ハ全国一致シテ以テ攘夷　叡慮ヲ奉シ
國家ノ危急ヲ匡救セントスル他念ナキナリシ故ヲ以テ此回上
京之上ハ君ヲ輔リ至誠為メニ盡力シ周旋シ居タル薩藩
王庭ニ向セシ形アリシナリ　吾ガ藩モ貴藩並ニ京王ノ依見ニ於テ
ヤ速ニ兵入京ヲ辞サシメタリ然シ　将又此回長藩主ノ
根本上ノ行ガ大阪ヲ歩サルヤ　是非ヲ京師近ニ及サシメ
シテ主張シテ建白セリ　故ヲ以テ世評ハ　當藩ハ王家ノ内

意ナリトシハ當時ハ朝幕ニ嫌疑セラレシモ　稍ナリシモ幸ノ事
ハ今日モ辞セルニアラズ　唯之合ニ一致協力以テ御趣意ニ
叡慮ヲ遵行シ　以テ叡襟ヲ奉安セントノ念ヨリ為シタ
ヘリ　當藩ハ最モ憂フル所ハ　夷艦数隻ノ長崎並ニ来航シテハ
キノ風説アリ　果シテ然ラシメバ　誠ニ数国難ナレバ　全国ノ
臣民ハ相提携シテ以テ　攘夷防禦セザル可カラザル
朝廷幕府ノ叡慮ニ反スルモ外ナラザレドモ　依シ内訌
ヲ奉シ　其後ニ於テ違フハ　親シク事ナレシテハ　國家安
輯ノ大計ガ　協整完ニ在ルナリ　貴藩ニ望ムハ此意ヲ
諒シ　貴藩ニシテモ宜シク　謝スベキハ謝シ　許スベキハ許
可ナルベシ　當藩ハ其ノ紹介奔走ノ労ヲ取ルヲ厭ハザルベシトノ
大意ニアリシハ　其於テ藩主ノ命ニ関ハ　首尾能ク其當ヲ

東久世卿ニ屬シ
ヨリ小郡ニ来リテ
藩世子ニ会スル
人

陳セザリシハ又々長藩ニ於テ此ノ戦浚ノ好意ヲ謝シ嘉ミシ協
議畢リテ一議ヲ強リテ晩宴ヲ賜リ杯盤献酬ノ間ニ於テ
胸襟ヲ披キ勝リ交エテノ組ヲ謀シ代ト称ス百藩ノ交
証充分ニ偏メタリ二十二日東久世卿ハ水野丹後守ヲ伴リ
随ヒシニ西尾ヲ特ニ小郡宿ニ出馬セラレ軍議所ニ於テ
世子ニ出会リ戦刻ノ謀議ヲ交エラレ取リ丹後ハ又々別ニ之
陳家ノ上ヲ傳エ且西山陣ニ馬関ニ於テ外船ヲ撃攘
之ミナリ

水野丹後
但馬守

七十八日[illegible]称ヒノ兵ヲ以テ石岸ヨリ撃攘ノ事ヲ止メ議セラ
二十二日世子ハ大倉ヨリ出発セラレ且二十四日馬関
ニ陣ハ大里ニ航渡セラレシトスニ至リ水野丹後守馬ニテ
追来リシニ陳家ノ命ナリトテ且西山陣リシテ暫時ヲハ
馬関ニ滞留シテ彼馬関海峡ニ於テハ異船撃攘

（且西山陣ヨリ馬関ニ将ス此船モ於米撃攘ヲ止メノ計儀ヲ為スト云）

細注アリ

世子ノ命ニ依ル

出テ日野村佐
兵ヨリ依頼

（肥後守中村円太郎ノ家来衛士ニ贈リシ内翰アリ之ニヨリ福岡ニテ山陣ハ世子ノ行列ヲ乞ヒシ
前時馬関ニ往来シテ攘撃ノ協議ヲ定メシハ亜米利加ノ商船ヲ撃チシ事ヲ[illegible]）

ノ計議ヲ聴捨セシコトヲ要セラレ亦世子モ山陣ニ在リ一旦
福岡ヨリ長府ヘ帰ラサルヲ促サレ因テ向アリトテ之ヲ辞シ去リ
二十六日世子ノ行列ハ[illegible]ニ到リ福岡家臣ヨリ陽陣セ
ラレシミナリシ此時ニ陳家ノ使者[illegible]ニ出テ楠本ヲ使ツテ又七藩代任ハ
衛ノ野村和作ハ福岡家臣ニ使命シ院ニ於テ
ニ復ハ福岡陣ニ会リ[illegible]

此ノ使節ノ大意ニ曰ク長藩ハ既ニ壊走シ数日ヲ矣 長藩
自ラ出テ世子ノ行列ヲ見テ宿ニ向セラレシヤ七藩ニ入リシ森
安平ハ萬代安ニ出此ニ随キ追来リテ七藩ヲ福リ
涙シ是非ニ山陣ニ来リテ馬関ニ引返シ前時ノ帰陣ニテ
且ツ保守ノ策ヲ来ルヘキ等策ナルコトヲ陳スレハ山陣ハ姐ニ悟
リ其ノ策ヲ説キテ兩出リ揃シ蘭[illegible]七藩ヘ之ヲ宣ラサレシ[illegible]

忠徳公大略

藩公苦心

奉シ馬関ニ於テ異船ヲ砲撃シ其先鞭ヲ着セリ風聞ニヨレハ不日異船数隻又来襲ノ説アリ果シテ然ラハ馬関ノ海峡ニ於テハ彼レヲ邀撃殲滅シ以テ國躰ヲ擁護シ國威ヲ海外ニ宣揚シテ以テ宸襟ヲ安ンシ奉ラント欲スル所以ナリ為メ努テ協和ヲ期セラレ奉リシ藩公ノ意見大意然ルニ攘夷ノ事ハ素ヨリ国是ナリ外寇ハ全国協力シテ以テ膺懲ノ策ヲ図ラサルヘカラス独リ長藩一手ニテ戦闘ヲ東国ニ及ホスハ形勢ニアルコトナレハ却テ一様ナルコト能ハサルヘシ是レ斯ル重大ノ秘密ノ事件ハ素ヨリ直ニ従テ奏スヘキコトナリ依テ当方モ及ハス遠慮スル所ナレハ先ツ藩主モ亦之ヲ感セラルヘシ然シハ当ニ周旋シテ同馬関海峡撃攘ノ事ハ努メヘシト云フ所ナリシカハ斯ル帰嚮ハ

三条家復ス

又又三条家ノ復官ナルヤ藩公カ積年勤王ノ志ヲ達セラレ三藩ノ操守ヲ以テ世子上京アリ公武ノ和ヲ乞ヒ萬事長藩ノ寛典ヲ企図シ全国協同一致シテ尊攘ノ実効ヲ奉ラシ國家ノ為メ周旋尽力セラレシハ頗ル衆人ノ知ル所ニシテ而シテ今ヤ外患荐リニ臻リ皇国危急存亡ノ秋ナレハ蹶然シ表裏ノ畳ヲ相争スルニテハ邦内ノ憂患（内ハ藩政ヲ釐革シ外ハ海防ノ備ヲ厳ニシ）蜂起スヘキハ必然ナレハ速ニ膺懲ノ事業ヲ果シ給ハンノ宸念ヲ貫徹セシコト天下至難ナレハ依テ宜シク朝廷ヨリ召サレシ矢野梅庵等正義党ノ人ヲ用ヒテ愈々一藩ノ政体ヲ改革シ士気ヲ鼓動シ衆ノ首唱トナリテ大ニ國家ノ為メニ尽力アラレシコトヲ藩公ノ誠忠ニ付エテ之レヲ上達セシメ奉リシ藩公ハ[illegible]

有明略記

~~明者者書者~~ニ賜ハリシ者（[illegible]）（第四編ニ見ヘ）
尊ク其心深ノ赤才リ銘シ故以一藩人心ノ一般ヲ崇トシ
矢野梅庵其代ノ有志ヲ益々慮リシ以テ国家ノ為メ藩
臣ノ任ヲ負フヘシトノ勲ル長吏ノ書ヲ賜ラレタリ（[illegible]）
（其書ハ此代附録ニ攬第四編ニ見ヘリ）斯テ世子ハ帰城アリテ人

一筆致啓上候各様弥御堅勝珍重奉存候然ハ對州浅海ニ碇泊之魯西亜舩修理ニ事寄セ當春以来于今滞舩仕居申候テ追々不法之擧動有之候得共公義通信之國柄ニ付耻辱ヲ為相忍兵端ヲ不開様ニト對馬守折角相制罷在候處四月十二日關所前理不尽ニ押破堅メ之者及殺害最早渠ヨリ事ヲ破候事故是非不打取シテハ對馬守一己之義ニモ無之　本朝之御瑕瑾共相成候事故兵食不足之身代ニハ候得共眼前足長ニ罷在候異賊其侭難閣候ニ付其段公義江相伺候尤打取候

儀ハ公義御差留ヲ相待候儀ニハ御座候得共右之次第ニ付小子儀田代之者共召連人夫等迄五百余人ニテ急ニ本國江致渡海候筈ニ候尤表立致渡海候筈申越候儀ニモ無之候何レ為御知之儀ハ國元家老共ヨリ申述ニテ可有御座候然處兼テ乗船之手當仕居候儀ニ無之差懸非常當惑之次第ニ付御氣之毒ニハ御座候得共御憐端之御義ニモ有之候ニ付本國着岸迄御船手ヲ以御送リ被下候儀ハ致出來間敷候哉此段及御相談候重畳宜敷奉頼候以上

四月廿九日　　平田大江

御家老中

云〻之儀美濃守江申聞候處當年ハ長崎御當番ニ付同所江船〻差越居申且同所非常手當ニ相備居候分且領海江手廣之儀ニ付此節之儀何欤難及御答候尤公義ヨリ之御差留次第ニテハ又〻御國元ヨリ被仰聞候儀モ候ハヽ其節ハ評議之次第モ可有御座候御憐端之處ヶ様申候テハ何トモ御氣之毒ニ奉存候宜御聞得被下度此段

御答迄早〻如斯御座候以上

平田大江様

御家老中

一筆啓上仕候然ハ對州表異船魯西亜船先頃ヨリ碇泊之未追〻不法之舉動有之由ニ付世邉風評前合猶宿役等ヘ無手抜申出候様申聞置候處則別紙之通申出候條差出申候異人去ル四月十二日多人數端船ニ乘組大船越瀬戸關所前理不盡ニ罷通候未固メ之番人兩人彼カ船ヘ擒捕小者安五郎ト申者ヲ鉄砲ニテ打貫致即死渠亦輕侮之餘リ右之通兵端ヲ開キ候得者一家中最早不堪憤怨戰鬪決着ニ相成御打取之處御届ニ相成候由ニテ既ニ外國奉行小栗豊後守殿御目付溝口八十五郎殿附屬共凡百五拾人蒸氣船ニ乘組去ル五月五日下關江着船翌六日同所出船直ニ對州ヘ下向ニ相成定テ急速裁斷可有之筈ト何レモ相見込居候處到着後為何儀モ無之空敷及數日候ニ付對州侯ヨリ再應烈敷御引合ニ相成候處六月廿日限否御差留可致トノ由ニテ外

ニサシタル咎モ無之由ニテ夜中竊ニ出船ニ相
成候誠ニ笑止之沙汰ニ有之由對州ヘハ異賊眼
前ニ下差置前段ノ形勢ニ候得者何レモ不堪奮激
多勢昼夜出張篝ヲ燃シ下民等當時他之公役ハ
御差免専為戦闘武辺而已致修行候由風説之趣
ニ御座候委細ハ別紙申上候條省略仕候右之趣
御用人衆ヘ別段御注進仕候儀隙取可申差急候
ニ付不申出御手許迄申上候條宜御取計被仰付可
被下候此段可申上タメ如此御座候恐惶謹言

六月三日

長谷川半之允

肥塚

矢野

別紙

遠賀郡黒崎田町庄屋兼帯古海次郎兵衛
ヨリ注進

一當港朝吉丸弥平大坂ヨリ罷下リ對州御家中
肥前田代詰御目付堀江直次郎殿其外共上下
四人ニ貸船仕對州江罷越候處御同方様御騒
動之趣見聞仕廿六日同所出帆今當湊江歸船

仕委細之趣私手元江申出候間重疊取調子左
之通ケ條書ヲ以奉申上候
先月十日博多表出帆仕候得共打續風並悪敷
漸去ル廿日對州府中着船仕翌廿一日揚陸仕
御城下見物ニ罷越候處湊口左右ニ貳ケ所ニ
御臺場御築立之御摸樣ニテ數百人出夫仕左
手之御臺場ハ廿三日四日間御成就之摸樣ニ
御座候處尾崎浦ヨリ蒸氣船壹艘府中江入津
之節右御成就ニ相成居候左手之御臺場ヘ石
火矢空筒一發響キ煙夥敷府中之者共相驚キ
騷動不大方然ルニ對州樣ヨリモ石火矢空筒
右蒸氣船ニ向ケ御打返シニ相成候処異船之
筒音ヨリモ却テ鳴動烈敷相覺申候
肥前樣ヨリ御差越ニ相成居候蒸氣船廿日ニ
御國元ヘ歸帆仕申候
公義御伐々樣蒸氣船ニテ先月初旬對州御着
直ニ異船ヘ御乘移ニ相成為差御差留モ無之
空敷數日相立候ニ付對州樣ヨリ御使者ヲ差
向ラレ御公義御裁許之趣被相伺候得共兎角
之御返答ニモ不及候間對川侯大ニ御立腹被

為在空敷數日ヲ御打過候ハ數テ國元粮物之
敷右ニ付異人之意ニ随ヒ粮物責之御取計ニ
似寄候由ニ被思召旀一家中憤怒甚敷急ニ御
差留於無御座ハ異船打拂可被申段對州様ヨ
リ押テ御申入ニ相成候處兎モ角モ六月廿日
頃迄此侭被押移候ハヽ公義ヨリ屹度御裁許
可有之段御返答ニ相成廿日夕密ニ同所御引
拂蒸氣船ニテ御歸府ニ相成候由

○當春尾崎浦ヘ異船入津其砌ヨリ同所灘辺江
七間ニ十八間之家居三軒仕調官吏之分ハ居
住仕近辺江畠抔相開候ニ付對州様ヨリ御差
留ニ相成候處兼テ江戸表ヘ金子拾八万両献
納仕對州之内七ヶ浦異人共江御渡方ニ相成
候趣ニテ御墨付頂戴仕居候由申立少モ差控
不申却テ竹木ヲ切乱牛馬抔盗取候ニ付在所
之者共相制候得共取用不申候ニ付薪ニテ異
人ヲ打擲仕候處渠等ヨリ短筒ヲ打掛一人即
死仕候ヨリ事起騒動ニ及候趣ニ御座候

公義ヨリ御裁許無之内端船ニテ府中江揚陸
致候異人共ハ五人八人ツヽ御石取ニ相成府

中ニテ土藏ヘ被召込置御裁許御待受被成候趣ニテ最早三拾人程御召捕ニ相成申候廿五日府中ヘ碇泊之蒸氣船長崎表ヘ罷越候趣ニテ翌廿六日府中出帆仕凡五里程沖ヨリ引返シ又々尾崎浦ヘ繋船仕居申候

○廿六日尾崎浦之異人共府中江陸路通罷越候節官吏一人馬上士卒十五人各鈒付鉄砲ニテ前後ヲ堅メ居申候對州様御徒人騎馬之士三人何レモ鎗持壹人ツヽ御召連右異人共ヲ警固被致府中着同日陸地通尾崎浦ヘ引取申候

○對州様御領肥前田代ヨリ出張之役々人夫等迄凡五百人府中二ケ所ノ寺院ヘ楯籠リ昼夜鈒鎗駈引之調練烈敷去ル廿三日朝鮮米千石餘府中御藏入ニ相成尚追々粮物御評議ニ相成候趣ニ御座候

○異人御打拂之趣御一左右次第藝州廣島様ヨリ兵士千人筑後柳川様ヨリ千人肥後ヨリ八百人御加勢之御人數御繰出シニ相成候由其節ニ至候ハヽ尚御隣領江モ御援兵御乞受ニ相成可申趣府中ニテ専ラ風説仕候

一府中ハ不及申御領中之人民等不残府中江御
石寄日〻公役ニ御召仕ヒ追〻御臺場所〻御
築立之趣ニテ浦人漁事モ不仕統テ御上ヨリ
粮物御渡方ニ相成居申候

一府中ニテ米相場地米壹升貳百文朝鮮米百八
拾文酒壹升三百三拾文ニ御座候

右御注進申上候處相違無御座候

文久元年酉六月三日　黒嵜田町庄屋
船庄屋兼帯
古海次郎兵衛

長谷川半之丞様

福岡藩尊攘史

福岡　江島茂逸　纂編

第壹編

第壹冊（自萬延元年庚申八月 至文久二年壬戌四月）

庚申ノ黨事

大藏谷ノ田篤

中村円太ノ出國

嘉永六年癸丑米國使節ガ相州浦賀ヘ来航シテ。一發セシ砲聲ハ。轟トシテ我邦二百余年ノ睡眠ヲ警攪シ。開商鎖港ノ紛議ハ頓ニ発起セシト共ニ攘夷ノ勢焔ハ逆リテ戊午ノ大獄トハナリ。遂ニ氷刀一揮櫻田門外ニ於テ紅雪ヲ漂ハセリ。爰ニ我福岡勤王黨ノ率先者中村圓太ハ（名無一号不言齋ト稱シ野唯人ト変名ス）夙ニ見ル所アリ。笈ヲ負ヒテ出國ナシタリ。（中村円太ガ出國セシハ安政四年己未四月二十一日ノ事ナリ）圓太ハ江戸表ニ在リテ。水戸

中村円太帰国シテ仝志ト共謀シ公ノ東観ヲ留ントス

藩ノ志士エ交厚ク、深ク天下ノ時情ヲ探知セシ所アリ。于時代藩ハ（松平美濃守齊溥名）東観セラルヘキノ風説アルニ接シ、此際藩公ノ東上ハ、大ニ不利アル所以ヲ看破シ、円太ハ其身脱國ノ罪ヲ犯セシニモ拘ラス、帰藩シテ時事ヲ上セ（円太カ帰國セシハ萬延元年庚申五月ノ事ナリ）公ノ駕ヲ留ントシ、其仝志月形格（名詳鋏庵ト称ス後洗蔵ト改ム）鷹取養巴（名維寅葵軒ト称ス）海津幸一（名正倫）ト共謀シテ其事ヲ主張シ、屢々藩公ヘ謁見ヲ需メテ之レヲ言フ。蓋シ其大旨タルヤ、幕府ハ公ノ参観ヲ要シ、開港ノ件ヲ議定セントス。今日天下ノ士ハ奮起シテ攘夷ヲ唱フ時ニ方リ、若シ公ノ東観セラルヽ、アラハ、浪士ハ如何ナル危害ヲ加ヘンモ測ラレス。如カス暫時在國シテ、以テ天下ノ機運ノ定マルヲ俟ケ。且ツ速ニ九州ノ列藩殊ニ薩州肥後其

中村円太浅香市作江上栄之進窃ニ国境ヲ越エ鹿児島表ヘ赴キ内訴ス

他ノ雄藩ト聯合シテ、以テ尊攘ノ大義ヲ首唱スヘシト云フニ在レリ。然レトモ藩公エハ開國進取ノ所論ヲ執ラレ、痛ク世ノ浮浪等カ無謀攘夷ハ如何ナル一大國害ヲ惹キ起サレコトヲ憂セラレ、且ツ曩日ニ於而既ニ幕府ノ下問ニ應シ、開國通商ノ國是ヲ断行シ、以テ不朽ノ基礎ヲ確立スヘキニ係リ數個條建策セラレシコトモアレハ（嘉永癸丑米国使浦賀ニ来航シ當時幕府ハ開港ノ可否ヲ列藩ヘ下問ス）公ハ假令浮浪士カ障害ヲ為ストモ何事カアラン。時勢ノ変遷ニ遭遇シ、速ニ東観シテ、幕府ヲ輔佐シ、以テ國家ノ一大計ヲ参劃セラルヘキニ所決セラルノアリテ、毫モ動セラレサリシ。依テ円太ハ浅香市作（名茂德後一索ト改名ス）江上栄之進（武要）ト共ニ窃ニ國境ヲ越エ鹿島ヘ赴キ、内訴シテ以テ公ノ駕ヲ留メントセシ事変ヲコ

セリ。（円太カ一行ハ庚申八月五日ヲ以テ窃ニ福岡ヲ発シ、鹿児島ヱ赴キ、仝九月三日ニ帰國ス）此ヨリ先キ藩公ハ圓太等カ意見ノ在ル所タルヤ、一理アリト雖モ、未タ以テ海外ノ事状ヲ知ラス、一時ノ固見ニ出テシト雖モ、其言フ所タル、主君ノ不利ヲ慮リ、大ニ恕スヘキアルヲ以テ屡々親諭ヲ煩ハシ、必ス々々安心シテ以テ、予カ東觀ノ結果ヲ俟ツヘシトノ旨ヲ以テセラレ、月形格等ノ如キハ殊ニ之レヲ坐室ニ召シテ懇々海外ノ事情ヲ説キ、且ツ其無謀攘夷ノ拙策タルヲ諭シ、一々指摘シテ訓誨セラレシニモ拘ラス、彼等ハ頑トシテ毫モ省セサルカ如ク、益々自説ヲ主張シ、面折々檻ヲ事トシテ措カサリシ、藩公ハ此時ヨリ彼等カ猩情ヲ愍ミ、力メテ宥容セラレシニモ拘ラス、彼等ハ公ノ実家タルニモ拘ラス、親藩タルヲモ憚カラス、殊ニ國法ヲ犯シテ麑島表ヱ赴キ、内許セシコトナレハ、公ハ赫然トシテ怒リ、圓太等カ一累ヲ悉ク幽閉セシメラレタリ、（仝八月十四日ノ事ナリシ、）

藩公ノ東觀

藩公ハ豫期ノ如ク、此年（万延元年庚申）十一月十八日ヲ以テ、福岡城ヲ発駕セラレ、翌十二月二十日ヲ以テ江戸表参着アリ、其二十八日ニ於テ登営、将軍家ヱ謁見セラル。幕府ハ特旨ヲ以テ、藩公ヲ左近衛権中将ニ昇遷セシメ、併セテ行列ニ三本道具ヲ用フルノ特典ヲ與フ、踵而大廊下席ノ優待ヲ加フ、（大廊下席ノ待遇ヲ蒙ラレシハ二月八日ノ事ナリ）時状斯クノ如クニシテ藩公開國進取ノ卓見ハ、早晩天下ノ大勢ヲ警覺スヘキノ端ヲモ発ントシ、案外ニ公ノ東觀ハ平穏ニシテ昇進或ハ盛装ノ好果ヲ結フニ随ヒ、應シテ圓太等カ一累ノ擧動ハ

中村円太カ一累流竄幽閉セラル

却テ其軽騒粗暴ノ刺ヲ招キシニモ拘ラス、天下ノ時勢ハ益ス切迫シテ、彼ノ鎖港攘夷ノ議論ハ、恰モ烈火ノ如ク燃エ上リ、殆ント之レヲ制ス可カラサルノ勢ヒニ立至レリ。然ルニ藩公ハ翌年（万延辛酉）二年二月十五日ニ於テ、告帰ノ登営アリ、翌三月三日江戸表発駕木曽路ヲ経テ、仝四月五日福岡城エ帰着セラレヌ。公ハ既ニ下国アリテ、曽テ國禁ヲ犯シ、麑島表へ内訴セシ罪ヲ處断アリテ流竄或ハ合所へ幽閉セラレタリ。此レ実ニ文久元年辛酉五月七日ノコトニテアリシ。之レヲ福岡表黨事ノ濫觴トスルナリ。

早川養敬筑紫衛長藩ニ入リテ同志ノ幽閉ヲ解ク

此際早川養敬（宗像郡吉留村医師ニシテ、月形洗鷹取養巴等ト交深シ今日ノ早川勇ナリ。）福岡同志ノ未タ幽囚ニ呻吟スルヲ憫ミ、之レヲ釋解センコトヲ思ヒ、屡々福岡表ノ信友森勤作（通寧）加藤弥平太等へ牒合シテ、其宥罪ノ事ヲ上言セシモ、一切ニ容レラレス。依テ窃ニ思慮セル所アリ。養敬ハ筑紫衛隈ト共ニ窃カニ境ヲ越ヘテ馬関ニ入リタリ。（文久三年五月八日吉留村ヲ発シ、翌九日大里渡海其夜馬関エ）着養敬等ハ、馬関エ上陸シ滞宿セシニ、其夜数放ノ砲聲天地ニ轟ク。驚テ之レヲ視レハ、此レ即チ長州藩ニ於テ、攘夷ノ勅旨ヲ奉シテ、（此年五月十日ヲ限リ攘夷ノ勅命アリ）馬関海峡通航ノ外國船ヲ砲撃シテ、攘夷ノ魁戦ヲ着セシモノニテアリシ。養敬等ハ踴躍シテ其壮擧ヲ観ミ、頗ニ敵愾ノ心情勃起シテ禁スル能ハサリシ。又タ此時中山侍従（忠光）馬関エ来ラレ、長藩之レヲ奉シテ、久留米エ赴キ、米藩ノ志士木村三郎・柴山郡平等カ時事ニ觸レ、幽閉セラレシヲ解キ、兼テ以テ其一藩ヲ振起セラレントスルノ由ヲ聞キ、養敬ハ屹度一考案

ヲ設ケ急ニ同行ノ筑紫衛ヲシテ福岡エ帰ラシメ馬関攘夷ノ戦状ヲ報シ且ツ中山侍従カ久留米エ赴カレシハ帰路或ハ亦タ福岡表エ立過リテ志士ノ幽閉ヲ解カルヘシト真トシヤカニ宣言セシム又タ養敬ハ中山侍従ノ駕ヲ領内木屋瀬宿エ迎エ帰路福岡表エモ枉駕セラレ同志カ幽閉ヲ解カレンヿヲ請求セシモ事故ヲ以テ辞セラル依テ随行長藩佐久間佐兵衛エ面接シテ詳細ニ福岡表ノ事状ヲ談シ一策ヲ設ケテ曰ク侍従通行セラル驛々ニ於テ仔細ニ福岡表月形梠等カ近状ヲ驛吏エ尋問セラルヘシ然時ハ驛吏ハ必ス驚テ之レヲ報セン之レニ乗シテ別ニ策ヲ施シ同志カ罪因ヲ救フノ術アリト云フ佐久間ハ大ニ之レヲ賛成シテ其牒合ノ通リ通行ノ各驛ニテ之レヲ施行セント養敬ハ即チ福岡表ニ出テ當時ノ要役牧市内ヲ訪ヒテ長州ノ近状殊ニ彼ノ外國船砲撃ノ事ヲ以シ且ツ中山侍従カ久留米エ赴キ其罪因ヲ解カレントスルヿヲモ談シ或ハ其帰路福岡エ立過ラレ彼ノ月形梠等カ一累ノ救解セラレンモ測ラレジトノ趣ヲ以テス市内ハ之レヲ聞キテ大ニ怕ルヽ色アリ操返シテ長州ノ情状ヲ尋問ス養敬一々之レヲ荅フ市内之レニ依リテ稍ヤ悟ル所アリシト又タ此時喜多岡勇平（通元）ナルアリ夙ニ勤王正義ノ忠ヲ懐キ吏務ニ富ミ政府ニアリテ市内等ト共ニ枢機ニ参セリ勇平ハ元来平野二郎ト交誼ヲ有シ中村圓太及月形梠等カ幽閉ノ罪ヲ解クニ志アリ百方救護ナシヽ事實ノアルアリ養敬ハ外ヨリ刺撃シ勇平ハ内ヨリ應援シ

関東ノ形勢

圓太、裕等カ一累ハ悉ク放免セラレ帰宅スル所トナリシ。此レ文久三年癸亥五月二十三日ノ事ナリシ。於此庚申ノ黨事ハ一旦消釋ナセリ。

却説モ藩公ノ東覲ヨリ帰城早々。（文久元年辛酉四月二十日帰城）魯西亜軍艦ハ對州芦ヶ浦ヘ来舶シテ乱暴ス。（仝二月十三日ノ事ナリ）依テ福岡表ニ於テハ長崎表ヘ増人数出張ス。又々関東ニ於テハ水戸藩浪士有賀半弥等十四名高輪東禅寺ナル英國公使館ヲ襲撃シ。英人ヲ傷ケ。護衛兵ト戦ヒ半ハ戦死生擒セラル。（仝五月二十八日ノ夜ノ事ナリ）英國公使大ニ怒リ安藤閣老邸ニ来リテ。彼ノ妄挙ヲ詰問シ。強テ要償ヲ迫ル。（仝六月朔日ノ事トス）幕府櫻田ノ一擧ニ與リシ水戸藩十七士ヲ刑戮ス。（仝七月二十六日ノ事トス）遂ニ故堀織部正ノ旧臣甲田顕三等ノ六士ハ。安藤閣老ヲ坂下ヘ要撃シ。閣老ヲ傷ケ。兇徒ハ大体其場ニ於テ死傷ナセシ大変ヲ起シタリ。（坂下ノ要撃ハ翌文久二年壬戌正月十五日ノ事ナリ）薩州藩士数十名亡命シテ京攝ニ抵ル。島津泉州君其藩内ヘ諭シ。痛ク無謀攘夷ヲ戒メ。藩命ヲ俟タシム。（仝三月十四日ノ事ナリ）長藩長井雅楽京師ニ抵リ。開國論ヲ説ク。（仝三月二十六日ノ事ナリ）意ヲ得スシテ江戸表ニ帰ル。浪士之レヲ其路ニ要撃セントス。（雅樂ハ江戸表ニ帰リ。長藩邸ニ入ルコトヲ許サス禁錮セラル。翌年二月ニ於テ死ヲ賜フ）斯ル関東京攝ノ事状ナルニソ。殊ニ九州各藩士ハ。争ヒ亡命シテ京攝ニ入ルモノ尠カラス。遂ニ大坂ニ會スル浪士ハ数百人ノ多キヲ見ルニ及ヘリ。于時ニ四月六日（文久二年壬戌）島津泉州君江戸ヘ参覲セントシ。播州姫路ヲ過リ。福岡勤王ノ首唱平野二郎（國臣）及田中河内介（中山家ノ旧臣）ハ其巨魁トナリテ。志

士二百余人ヲ募リ泉州君ヲ首領ニ戴キ幕府ノ罪ヲ責メ攘夷ノ義兵ヲ擧ケ京師ニ入リテ二條城ヲ屠リ進ンテ御親征奉促ントス二郎河内介等ハ泉州君ヲ途ニ要シテ之レヲ歎訴ス泉州君之レヲ慰撫シテ伏見ニ至ル八日土州藩志士其用人吉田元吉ヲ殺シ脱籍シテ京師ニ入ル伏見奉行林肥後守使ヲ馳セテ大坂伏見ノ近状ヲ所司代酒井若狭守ニ告ク若狭守泉州カ浪士ニ與シ此擧アルモノト誤認シ遽ニ在京ノ幕兵ヲ集メ軍備ヲ整ヘ二條城ヲ護衛シ傳奏廣橋卿等ニ依リ激徒ヲ撃却センコトヲ奏上ス京師騒然タリ十二日ニ於テハ遂ニ安藤閣老ハ解職ヲ告ルニ至レリ且ツヤ米英魯ノ各國要請事件ニ拘ハリ開鎖ノ議論紛々底止スル所ナリ京師ト關東ノ睽乖隔絶セシ状ヲ呈セシハソレ斯ノ如シ従来幕府ニ於テ外國事務ヲ総宰シ開國綏撫ノ主義ヲ執リ藩公ノ最モ信仰ヲ措カレ又タ藩公ノ所論ヲ賛籌セシ安藤閣老ハ浮浪ノ撃毀ニ罹ルノミナラス遂ニ解職ヲ告ルニ及ヒシカハ藩公ハ國家ノ前途ヲ憂慮セラルヽノ餘リ又タ参覲シテ公武ノ間ヲ調和セラルヘキノ止ムヲ得サルノ時機ヲ告ルニ至レリ依テ藩公ハ本年（文久二年壬戌）長崎警備ノ當番年ナレハ世子ヲシテ代理セシメラレ且ツ藩公ノ宿痾連リニ発動シ自カラ江戸表ニ抵リ府下ノ良醫ヱ治療ヲ乞ント名言シ参府ノ期限ニ先タチ幕府ヱ乞ヒ閏三月二十七日ヲ以テ福岡ヲ発シ東上ノ途ニ就カレ緩行シテ其四月十三日播州大蔵谷ニ到着セラレタリ此時ニ方リ平野二郎ハ其巨魁ト

平野二郎朝廷ニ三策ヲ建議ス

ナリテ、各藩ノ浪士三百余人ヲ集合シ、京攝ニ出没シテ、事ヲ策リ、窃カニ朝廷ノ薦紳家ヲ勧説シ、西國諸侯ノ江戸参覲トシテ通行スルモノヲ要シ、促シテ入朝セシメ、其援ヲ爲シ、以テ事ヲ擧ケントスルニ汲々タリ。二郎ハ夙ニ薩藩ノ恃ムヘキヲ知リ、曽テ自カラ鹿児島ニ入リ、和泉君エ建策シテ、自著ノ培覆論ヲ（王室ヲ培殖シ幕府ヲ顛覆スルノ謂ナリ）以テシ、且ツ其上京ヲ勧メシコトアレリ（二郎カ薩州エ入リシハ文久元年辛酉十二月ノコトナリ）和泉君ハ既ニ大衆ヲ率ヒ、是月十六日ヲ以テ、鹿児島ヲ発シ、馬関ヨリ乗船室津ニ上陸シテ、四月六日播州姫路ヲ過キラレシニ、二郎等ハ迎エテ幕府ノ罪ヲ数ヘタル書面ヲ呈シ、首領ニ仰キ、勤王ノ軍ヲ挙ンコトヲ請フ。和泉君ハ之レヲ宥撫シ、十日大坂ニ着シ、麾下ノ一半ヲ大坂ニ留メ、余

藩公播州大藏谷宿ヨリ回駕

ヲ従ツテ上京スヘキヲ命シ、躬ラ其一半ヲ従ヒ、十三日伏見ニ着アリ、少人数ヲ率ヒテ入京アリ、直ニ近衛家エ依テ朝廷ヘ建議セラレタリ。（朝紳幷ニ一橋尾張越前等ノ謹慎ヲ解クコト近衛左府ヲ関白ニ越前中将ヲ幕府ノ大老職ニ任シ諸政ヲ改革スル数件ナリシ）二郎ハ伏見ヨリ入京シ曇花院宮ノ候人吉田玄蕃（宣義）ニ就キ三策ヲ密奏ス。（二郎カ建議セシ三策ハ筑前志士傳ニ詳ナリ、）二郎ハ此際恰モ藩公ノ東観セラル、ヲ聞キ、旧主從ノ情誼黙止スルニ忍ヒサルノ所見アリテ、薩藩井牟田尚平ト同伴シ、藩公ノ播州大藏谷宿ナル旅館ニ来リテ何ク建議セシコトアリシ、藩公ハ二郎ヲ庶シテ浪士等ク島津泉州君ヲ擁シテ事ヲ京師ニ挙ントスルノ情状ヲ知ラレ、且ツ二郎モ亦タ藩公ヲシテ直ニ入京シテ朝意ヲ伺候セラレ、薩藩ト提挈シテ断然幕府ノ罪ヲ征シ、

列藩ニ率先シテ勤王ノ軍ヲ挙ンコトヲ促シ、江戸表ノ参覲ヲ止ンコトヲ建議セシト云フ。然ルニ藩公ハ偶マ宿痾剝発シテ呻唫交〻至リ、必至ト病蓐ニ就カレ、暫時ラク駕ヲ仝宿ニ駐メ療養セラレシモ、病蒐荐リニ臻リ、若シ押テ長途ヲ冒サレナハ、病勢膏肓ニ入リ、不治ノ症ニモ打変ント醫師ノ診断ナリシヨシナルモ、藩公ハ切慮シテ病ヲ力メ泉州ノ跡ヲ遂ヒ入京シテ、共ニ公武調合ノ為メ、盡スアラントセラレシモ、奈何セシヤ、宿痾劇発シテ侭ナラス、萬止ミナク、一先福岡表エ囬駕シ、得々療養アリテ、快復ノ上更ニ東上セラルヘキニ一決セラレ、仝十五日ヲ以テ仝宿ヨリ囬駕セラレ、仝二十九日ヲ以テ福岡ヘ帰城セラレタリ。依テ随従家老黒田大和（一衛）ハ、旅先ヨリ、東上シテ其次第ヲ幕府エ具状ス。

平野二郎藩公ヘ扈従シテ帰国ス

藩公ノ大藏谷ヨリ囬駕セラルヽヤ、殊ニ二郎カ脱國ノ罪ヲ免シ、駕ニ扈従セシメテ以テ帰國ニ嚮ハレ、馬関ニ至リ、頃ロ和蘭國ヨリ購造アリシ帆前運送船日華丸ヲ、馬関ヘ囬漕セシメ、二郎ヲシテ船艦ヲ一覧セシメラル、如何ナル理由ノ存セシニヤ、卒然二郎ヲ艦裏ニ捕縛シ、直ニ福岡表ヘ轉航シ、福岡桝木屋ノ獄舎ニ禁囚セラレタリ。蓋シ二郎ハ討幕ノ議ヲ首唱セシヲ以テ幕府ヲ憚リ、之レヲ禁獄セラレタルモノナルヘシト云フ。

平野二郎繋獄セラル

編者曰ク、余世論ヲ聞クニ藩公ノ大藏谷ヨリ囬駕セラレシハ、即チ平野二郎カ説ヲ用ヒラレシモノナリシト云フ。余ハ以為ラク必シモ然ラサルヘシ、然レトモ世論モ亦タ

其理由ナキニモアラサルカ如クナリ、抑モ藩公ハ、飽マテ幕府ノ情誼ヲ重セラレ、幕府ヲ翼賛シテ公武ノ和調ヲ図リ、内武備ノ充實ヲ整ヒ、外海外ノ各國エ威信ヲ示サンコトハ、其秩序的ヲ以テ事ヲ處シ、深ク過激論ノ軽挙ニ出テ、國害ヲ釀生センコトヲ憂慮セラレシコトナレハ、二郎カ彼ノ三策ナルモノハ、一時海内ヲ聳動シ、各藩ノ浮浪者狂奔シテ、其事ニ從フ所ナリシト雖モ、苟モ當時海外諸國ノ事状ヲ熟察シ、艱險其事ニ從ヒ居タル幕吏其者ヲ指シテ早計ニモ其罪ヲ征セントシ、無謀攘夷ヲ行ヒ、國害ヲ後世ニ遺シテ顧ミサルカ如キハ、蓋シ藩公ノ最モ嫌忌セラレシ處ニシテ、豈二郎カ一言ヲ聞キテ以テ之レヲ信用セラレンヤ、又タ奚ソ二郎カ説ニ畏怖シ、容易ニ頓着シテ、其駕ヲ囬サセラレンヤ、之レヲ要スルニ、藩公ノ宿痾劇発ノ時ナラサリシナリ、且ツヤ二郎ニ於テモ既ニ和泉君ノ旅先ニ建議シ、又タ彼ノ三策ヲ朝廷エ捧ケ、未タ其事ノ成否ヲ見ス、数年来艱苦經営セシ籌策ヲ拋棄シテ遽カニ藩公ヘ扈從シテ帰途ニ就キシハ、決シテ二郎カ所為トモ思ハレサルカ如シ、余ハ察スルニ二郎カ京師ヲ去リシハ、必ス他ニ事故アリシナラン、如何トナレハ、時勢頓ニ変シテ從来二郎カ和泉君ニ嘱セシ希望ハ、悉ク霄壌相反シ、和泉君着後以来ノ挙動タルヤ、二郎等カ平素切望セシ断行策ヲ嫌悪シ、二郎等カ執リテ以テ拙策ナリトセシ公武和合策ニ出テタリ、二郎カ最モ信重セシ西郷氏カ他日沖ノ永良部エ流竄セラレシモ、此際罪ヲ獲シモノタリ、西郷氏ハ此際和

泉君ノ内命ヲ請ケテ。京攝間ニ往来セシカ。窃カニ諸浪士ト謀ヲ通シ煽動セシトノ罪ニ在リ。又タ伏見寺田屋ノ変動ヲ見ルニ至レリ。（薩藩有馬新七以下八名伏見ニ上リ兵ヲ挙ケテ直ニ二條城ヲ屠ラントス。和泉君努遣リテ之レヲ襲殺ス。即チ此年四月二十二日ノ事ナリ。）此等前後ノ事情ヲ以テスルニ。和泉君ノ意中ハ既ニ公武合體説ヲ執リテ搖カサリシヲ知ルニ足ルヘシ。二郎ハ薩州ノ藩論既ニ佐幕ニ傾キシヲ惜ミ。到底和泉君ニ倚リテ以テ素志ヲ貫ク能ハサルヲ断定シタルカ如シ。折柄藩公ノ東上ヲ聞キ。其駕ヲ路ニ要シテ。宿圖ヲ果カンコトヲ欲セシナラン。然レトモ藩公ハ素ヨリ倒幕論ヲ嫌忌シ。之レヲ蛇蝎視啻ナラサレハ。争テク二郎カ説ヲ果スコトヲ得ン。依テ二郎モ大ニ悟ル所アリ。藩公ノ駕ニ随従シテ。國ニ就キシハ。藩公二郎ヲシテ或ハ他ノ浪士ク途中ニ於テ妨障セシモ測ラレサレハ、二郎ヲ利用シテ之レカ防禦ヲナサシメタルモノナラシカ。果シテ斯ノ如クナラシニハ。二郎カ馬関ニ於テ捕縛セラレ遂ニ福岡表エ繋縄セラレシハ敢テ怪ムニ足ラサルモノアルヘシ。然レトモ二郎ハ他日朝命ニ依リテ免罪出獄シテ藩ノ某役ニ採用セラル（二郎ハ文久三年癸亥三月六日ニ於テ其罪ヲ免シ出獄ス）依テ二郎ハ保國策一編ヲ著シ。藩公カ薩州肥後其他ノ列藩ト聯結シテ。力ヲ王室ニ竭サレシヿヲ勧告ス。他日薩肥筑三藩聯合シテ上京シ。公武ノ和合長藩ノ宥免ヲ周旋盡力ノ緒ヲ発セシハ。蓋シ二郎カ所論ノ幾分カ採用セラレシモノナルヘシ。

第二回　（自文久二年壬戌　至文久三年癸亥三月）

藩公上京ノ内勅降ル

壬戌ノ朝覲　幽囚ノ解免

扨テ藩公ハ東覲ノ路次、宿痾劇発シ、播州大蔵谷ヨリ回駕アリテ、（文久二年壬申四月二十九日帰城）病ヲ療養セラレシカ、其年九月内勅ヲ奉シテ上京シ、踵テ参府セラル、所トナリシ。其顛末ヲ討ルニ、「近来蠻夷渡来シ、以後皇國之人民不和ヲ生シ、深ク被為悩宸襟、公武猶々御栄久之様叡慮被為在候、宜シク之レヲ承順シテ以テカヲ盡スヘキト」ノ内勅ヲ二條家ヨリ傳達セラル。（壬戌八月五日福岡表ニ到着ス）且ツ其御達書ノ大意タルヤ、蠻夷渡来以後皇國人心不和ヲ生シ、當時不容易形勢ニ到、深被悩宸襟候、依之皇國ノ為メ無論公武猶々栄久センコトヲ、去ル五月関東ヘ勅使被差立（大原三位勅使トシテ、此年五月二十二日発京関東ヘ下向セシヲ云フ、）朝旨ノ趣ハ、今七月朔日将ニ於テ勅答

藩公上京ノ途ニ就カル

ニ及ヒ、併シ若シ之レヲ実行セサルニ於テハ詮ナケレハナリ、薩長両藩ハ専ラ周旋盡力イタシ居候ニ付、本藩モ亦ク兵ニ國家ノ為メ抽丹誠周旋ノ儀依頼セラル、ニ在リシ。藩公ハ深ク朝旨ノ在ル所ヲ感激アリ、幸ニシテ宿痾モ稍ヤ穏カナレハ、速ニ上京アルヘキヲ勅答セラレ、先ツ其内勅ノ辱キヲ拝謝シ、且ツ上京ノ豫地ヲ為ント、急ニ家老浦上信濃（正賀）用人立花采女（延士）ヲシテ上京セシメラル。（信濃ノ一行ハ壬戌閏八月四日福岡表ヲ発シ、公二十五日着京ス）又タ在江戸家老立花山城ヱモ出京セシメラル。（山城ハ壬戌正月十七日福岡ヲ発シ出府ス、閏八月二十九日江戸表ヲ発シ上京ス）藩公ハ家老櫛橋内膳（祐寧）杉山文左衛門（尚行）等ヲ従ヒ、此年（文久二年壬戌）九月二十八日ヲ以テ福岡城ヲ発駕アリ、翌十月十五日大坂着、仝十七日伏見着、翌十八日ヲ以テ京師ニ

緒言

明治九年秋月騒兵ノ原因意談　壬族ノ間

古處一穂夫

回顧スレハ明治六年征韓論破レ西郷武晃の棟梁泰斗視サレタル西郷桐野篠原等ノ人傑ハ職ヲ辭シ冠ヲ挂ケテ故山に帰臥せしより其餘御帯は悉く去る同七年二月に至りては於て佐賀の乱となり同九年十月に至りて熊本神風連の乱となり随て秋月及萩の乱となり遂に同十年二月に至りては福岡及西南の一大乱と爆發せり是れ盖し彼れ青氣縦の将兵は萌せんとするにあり憂國血誠之士は足を踏て征韓の論を以て對外進取之意義を啓かんと欲せし國民と共に血誠に浴せし精氣以隆んとせしも而して偏狭にはあらさる

秋月党挙兵
前後事情に就て

りしなり、茲に秋月古処山の麓に生まれ赤心愛國を以て經

とする、干城御備を以て綱と爲す、三百年来水魚親睦の下に

成り立ちたる舊秋月藩の青年輩は已に維新前後に

於て、士族の子弟三十有七名は某所に集合し協議して隊を組織

し以て干城衛備の任を負はんことを當時の藩廳に建議す

舊藩主は之を採用して所謂干城隊の組織を見るに至る然

るに兵隊律なるもの國家經綸之場合には、義に由り命を致

して以て其任を盡さんと欲するに在りて各藩各其の任を終結

し以て皇政維新に至りたるも王政を復古せし 明治四年七月

廃藩置縣は解隊して各存在の理に 自主の生

同志二人益田静方東京より帰り来りて曰く永岡久茂越後人大橋清登等同盟の密謀を告ぐ

然るに當局者の施せし所を観るに

計を營み、遂に國躰を强弱して建國の迪謨を謬りて以て

皇猷を八紘に恢弘せんとの叡慮に悖り國人の

日腹に眠り せられつゝあるを 今や隣近く佐賀の變

乱を見み、隣て熊本城神風連の騒動あるあり、風雨

雞聲を耳にす、豈に袖手傍觀せさらんや、豈に之れ奮起せさらん

や、當時の青年輩は之に顧せずして秋月舊所に集合して

以て言語動に議するあり、方針を議せんとするの有志の

一人、僧正静吉東京より帰り来りて京地の事状 人

永岡久茂 越後人大橋清登等の志士同盟天下の爲め

以て時勢を救ひ粉然舊ちを挙げて大に内外に爲すことあらんとする

其後大橋は[illegible]秋月表に赴き秘密の謀[illegible]益田静方宮崎[illegible]卯橘は[illegible]を同伴して秋月表に赴き前原一誠等と面接して密議[illegible]謀す又池邊吉十郎秋月表に赴き前原に[illegible]秋月の帰路秋月表に立寄り同志と密議[illegible]

のことゝて[illegible]を得て要あらず彼大橋清督は[illegible]は静方と共に[illegible]ぬて秋月表に在て密議し同志の一党は清督と同じく密議を凝らし其後清督は静方及宮崎車之助戸原卯橘を同伴して秋月に赴き前原一誠等と面接して[illegible]議を謀合せしあり又夫より我同志の十[illegible]は若く仕役謀議せしなり又池邊吉十郎は秋月に赴き前原一誠を訪ひ其帰路秋月に立寄りて潜く同志の一党と謀議せしこともありしなり池邊帰後其同志松浦新吉郎なるを鹿児島表に赴かせ又桐野利秋に就き何事か計謀す桐野謂らく我輩は一端意

同志の一人

[illegible]として[illegible]戸原文喜[illegible]池邊を[illegible]の[illegible]池邊は[illegible]秋月の[illegible]帰途[illegible]秋月の[illegible]

見行はれず冠を挂けて故山に帰臥せし者は爾来内国政之事に至りては敢て喙を容るゝことを好まず之れとも国権の消長と外患の侵凌に至りては緩急之場合は事あらば一死奏効を期す其他は[illegible]せずと言ふ協議整はずして空敷帰熊せりとのことなり熊本人阿部景器富永守国の両人も秋月表前原一誠に向う密議をなし帰路秋月表に立寄りて同志の一党に密議をなせり依て同志は集合して以為らく熊本の敬神党は加屋霽堅を始め阿部富永連中は学校党は池邊の一派其挙兵の日に出さるは緩急先後の議を異にするのみ池邊等は謂ふ我熊本

依[illegible]征[illegible]一派

は黨派數種あり故に共同して天下に魁先たることは難し

と敬神黨は謂ふ他過激派も率先の勇あることは我已に之

を知れり我黨は人數少しとは雖も我黨[illegible]天下に[illegible]率

先の勇を取るときは他の隊長と雖も恐らくは三舍を避くへ

きと云ふに在り此の兩黨は素より同派なりとは雖も其心

情に至りては全く相容れさるものあるへく又彼秋月我秋

月の如き急激兩派はあれとも同しく各自の謀議を盡せ

り其間軋轢抱括の弊ありて表面協同なる能はす

兩黨共同し[illegible]く國家に竭す所に至りては異なることなし

表面の進路に於ては到底後年を前轍として志を伸ふる所なく

熊本人阿部景永兩士秋月表に來り秘密の謀議

直段

得さるの日に帰す是又命なる哉然り雖とも鹿兒島は

既に恃む所ありて（新に恐るゝ所あり）深く何れを恃みて何れも確保して以て定意

を徹到せん時勢日に非なりと雖も躊躇して時日を送り

了は時機を失するに至る是れ此上は瞬間も猶豫なしかりて

之、詰り敬神黨と結合して以て率先天下に唱ふる所ある

へきに（の方針）止坐の評論は之れに帰着せるなり是れは同志の

面々は必す志を整へて事機の投るを俟ちつゝあり

明治九年十月熊本人阿部景永の兩士又もや秋月に來

り告けらく我黨の謀議既に熟せり断然義旗を擧け

んとするに決す依て本月二十四日の夜を以て熊本鎮臺を屠

揚 時

神風連阿部景器の再三再度稽首に和り挙兵の期を告く依て同志宮崎保六、宮崎哲三郎、蒲池作之進の三士を〔illegible〕して急行熊本に赴く

秋月の同志は〔illegible〕

りて内外に雄飛の発緒を試むへし、去なから我黨は僅

々人数のことなれは没死以て一分の義挙を遂くるも其場合

に[illegible]くへか、同志黨は或は逡巡を誹り萬全の効は期すへくとも、

故に秋月の事に於ても我等か志情のある所を汲み、我々か

率先の業を續くへきにあらんか、速に應兵を擧けよ、若くは継

くとも能はすんは、[illegible]く時機を俟つて我黨か遺志を継續

せよ、然れ共目下我黨の義志を堅くする爲め、秋月人

より数名を派して聲援あらんことを希ふと云へり、於此同志磯淳

宮崎保六、蒲池作之進、の三士をして同行晝夜兼行なして

熊本へ赴かしむ、それと同時に古川八部を鹿本地方へ、益

秋月の同志皆此天神神社に集合して事を謀る

の策　應變の

戸原敬夫、堀

中野五郎三郎、

大野輔蒲三、石

井〔illegible〕三、〔illegible〕

〔illegible〕等

田静方を佐賀地方へ、吉田信乃、戸原文蔵、堤三郎を柳河

久留米地方へ赴き所在同志の動静を視察せしめ、但つ急

に秋月同志の一眾を秋月學校、及天満神社の両所に

召集して應變の計畫を協議す、即ち學校に集合せ

しめたるは、磯淳、土岐清、蒲池武彦、宮崎車之助、宮

崎哲之助、戸原安浦、磯安次郎、宮崎安家、伊藤英

次郎、臼井五郎、同慶喜、水間七之助、中野五郎三郎、

を始とし其他數十名に及ふ、又天満神社に集

せるは、今村百八郎を始めとし平井淳之助、田島泰、

手田止戈雄、白根權之進、同信太郎、田代多門等其他

吉川八郎は植木より蒲池作之進は熊本城内より各馳せ帰りて神風連の事を発せし驚報を齎し来たく

三四日

一百餘名ありしなく此等の同志者は所在に屯集せしか

糧食尽きんとする様を見て以て發せんとて日夜協

議をなしつゝありしか、偶て吉川八郎は植木より蒲池作之

進は熊本城内の戦地より各馳せ帰りて神風連の壮

士は期の如く本四日の夜を以て城内を襲撃し、鎮台兵一時

散乱し、種田少将・安岡縣令をも討取られしとの捷報を

齎らし来たく、去れは一黨の士氣は大に振ひ殆んと蹶起發

陣せんとす、…は自重を取りて得らふかく

まく近隣各地の…とも知らすに又た彼敬神の神風連も

一旦同進を異なとは雖も、從て應援后継の者もなく孤獨

今村百八郎…遂に…

孤立に至るへきやも知るへからす、さ此は暫時らく静に各

地の事情を探偵して愈よ事實を慥め以て奮起すへし如ら

ると…を支へ…、去れとも血氣に逸る今村百八郎

以下鋭氣壯强の一黨は毫も肯せす、士氣の鋭…此様

失ふへからすとし、遂に隊伍を指揮し鐘鼓を打鳴らし

て今にも發陣すへきの勢なりしかは、以前の…の

輩は其場に立入りて之を急とし、各を擱きて説くに士氣を

鎮撫する事…を見透し以て寧兵…を以て…と鈍

も制し得すして、騎兄之勢力とも止へからす、…一隊の兵は常

憤怒に堪へして進退を問はす…家まて進行して…

陣営[redacted]は要するに是れ源を擇みて訣別し直ちに陽

を引上げしも余は途中に踏み止り昨唯殺四以高く、本営の

我[illegible]伊等君に告ぐ危き身を保する事を見[illegible]備りし[illegible]

を定めて如何ともせん山上は何諸の伊等君と進退を共

にせんとて自ら決せへしとて余すより引返して、飛び宮谷の陣

営に赴きしは天正の其の昔大気に陸ら石田三成の容らを

極諫せしも[illegible]

遺憾に傍得ぬ[illegible]言はく吉は青年者の達は喜べて

御心へ惟幕にあって[illegible]遍[illegible]の任を[illegible]

陣て秋月者は乃ち是れ等の暴動は[illegible]ち福岡縣廳の

聞く所によれば、適々福岡表よりの飛報あり、曰く福岡鎮

台の兵来襲すと、於此隊長今村百八郎は共議な

して、攻撃せ来る台兵を防がん壘を築き之を

防御すべきこと、盛に旗幟を立て兵威を示す

[illegible]

陣ち[redacted]は畏可されば涙を揮ふて訣別し直ちに傷

を引上げしも途中に於て哨兵数百以為らく非常の

我彼等若し出でゝ危急身を投するを見ば備へ師を

を全安むして如何せん此上は何卒隊を率ゐて進退を共

にせんと決意し全軍をして一途に至って参謀の陣

營に赴きしは天正其の意大気吉に従ふ西軍に参せしと

樋静せしを聞かるべし由緒ありて主君と生死を共にせし

遺憾の儀あらんも吉田善子若等の言に喜んで

仰ぐ惟ふに當時に於て福岡連隊の任を盡さしめ

結て秋月勢するに是等の挙動は安ち福岡縣廳の

聞く所によれば適々福岡表より兵器

せしものあるを探りなり偶に謀ありと見へ其巡査の一隊は寄

せず是に於て福岡表に出者ありと聞へ伏兵稗役半太郎

信兼村雲四郎は一名の巡査（福岡の事務に関忠あらしむ）を従

ひ捨てとして砲塁近く進み来る兵士は出でゝ之を挨拶

は衆寡され𛂦滿を擇みて談判し直ちに傷

しも今は陥みより呼唯殺四以為らく、[illegible]

等者も者も危き身を得ることを見て[illegible]歸り

て如何せん山上は伺者[illegible]進退を共

にして決せへしとて余すりろ迄して[illegible]の降

さしは天正の黄大気[illegible]陸ら石田三成[illegible]を

しも[illegible]直ちて主と生死を共にせし

衛得[illegible]吉野[illegible]の[illegible]は貴へて

心當帝にありて[illegible]の挫を[illegible]あり

[illegible]此ま事の挙動は寄ち福岡縣廳の

[illegible]適て福岡縣より[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]他に謀あると見へ其巡査の一隊は寄

福岡表に出者あると聞へ、伏宮種次半太郎

小室四郎一は一名の巡査（福岡の[illegible]）を從

て堡壘近く進み来る、兵士は出て之を捕え

[illegible]は、暴風遁の

[illegible]

[illegible]後者を[illegible]

[illegible]出陣さし[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

陣[illegible]追退を[illegible]

兵道行を拒却すれば終るに羊太郎ら雄辯喋々強ひて進行

せんとす端して兵場に於て格闘を起さ両人は既くに

持債せられて男女ある明示寺の毛髪に去逃れ来る此

時宮崎車之助は還て側より出て停せら居し羊太郎

二一植ありし側ある隊士を説諭そらくは此人は禍間の

勇士にして我々ら目志たりかくて[illegible]

[illegible]唯[illegible]の内に[illegible]し[illegible]

[illegible]来て[illegible]早まりて羊太郎[illegible]

羊太郎は[illegible]衆に[illegible]此七せしめたる羊太

郎は傍に[illegible]を出えて宮崎[illegible]ら手[illegible]諭して

[illegible]

と語る羊太郎あるを報に[illegible]

[illegible]

能造は自重を執りて輕擧なからべきを[illegible]協議せ

しなりと呼ぶ百八郎は聲を勵まし[illegible]先刻出[illegible]

人て遁逃せしそや遁逃せ[illegible]一時氣鋭を避けん

あらしと抗論す百八郎は赫と怒り直に抜刀して羊太郎

側に揚り寄り汝羊太郎能も来れりと[illegible]

振り[illegible]彼れら肩先深く斫り付け二の太刀[illegible]

を難[illegible]呼と叫て後に僵と倒る其の隊下護隊士は将

に発酵せんとする[illegible]の[illegible]て冷酒を酌替せ[illegible]

物[illegible]集り環視して愉快々々と呼べたり百八郎は

血刀を抜めて側に得せられ居たる森巡査[illegible]巡査を

りしやと詰る森巡査は聲を抗け此者は巡査にあらす公等

系の者なり事情探索として来りしも僕は遂に巡査隊の為めに

に捕縛せられ畜のなふと誣言す吉八郎哄笑して汝は自ら

捕縛せられて此所に於て事情探索をなし [illegible] 何て殺害さ

速に其實を明らせ弟して巡査たらんは [illegible]

さて彼手太郎は己に覆節を捏造し [illegible] 到底天誅免かれされは

軍の者に之を誅せんとす汝は速に此場を去る [illegible]

の際なれは當分此寺に拘留をへ [illegible] 其縛を解き寺の

虐哀にありて体憩せしめ而して発陣後二名の隊士をして

途中迄見送らせ謝意を述へ [illegible] それより全隊は

秋月の一隊男女

[illegible]

杉生十郎五様

[illegible]

意気揚々と隊伍を整へ発陣し路を轉んして耳水通り山間の峪嶇

を陟り降り [illegible] 町に出て休憩をなしありし際豊津人杉生十郎

及友松純一郎 [illegible] 馳せ来り迎へて謂らく豊津の人士何分にも議

論區々一定せす速に来りて衆論を定め其を糺せ小倉に出

て下ノ関の海峡を渡り萩長州藩にて萩表に [illegible]

大い事を天下に揚んことを約言すそれより二隊は大隈に

暢に進軍せんに大隈の警察署に於て防禦するとの聞

あるにそ先鋒隊進んて敗らしに二名の巡査存署し [illegible]

りしか二名は遁逃す独り青木色と抗せしも隊士は之を捕縛

して後留の半を逃れ家長に [illegible] を取りて決して暴行せさ [illegible]

豊浦全書

匆ちそあるも兵営をかける家去りて兼吾隊は進軍中に於て既に[illegible]

しなく それより全軍は絵ケ畑を経て 豊浦は情勝に[illegible]

翌十九日隊は須佐に至りて報時馬関に達して軍議を凝す 豊浦

人両名を伴ひ 僕等一同は徳山藩の軍議に参せしも[illegible]御送

巡して要館を得す 追えて豊浦に入るへしと 徳[illegible]

翌十五日又た佐々木彦を追えて豊浦青徳館の門前に抵る

は豊浦の人士皇気しつゝあるは此時豊浦の[illegible]

兵器を携へて来り集る 学館より 而して出て[illegible] 在住

ま説に於て 義勇兵は速く出て来るもの 最も同志の[illegible]

は武器なく通行せしあよと 気ふかく 此方に於てまる良に食糧[illegible]

學館及所在の集議所に在りたる それより先鋒の一手は青徳

館に在りて見へて軍議せんとを需む それ共まで談判に隊

ては公前の形勢及彼の両人は其のなく 往復して談判の労を取

宿へ至るも今少しく隠たれ共豊浦の軍議[illegible]全軍を迎

へて軍議すへきとこふるに過ぎず 彼の両人も何事情に迫まれ

るを見て遂に姿を正して本陣へ来らすらし 此方の應接

掛り宮崎伊三 宮崎建之助 其他は直に青徳館に

赴き彼の隊長連と一軍議を遂げ 豊浦へ報するなれは

逡巡の色あると見み 宮崎伊三は毅髪裂眦追って曰く

男児天下の大事に臨み何ぞ遅疑の要あらんや 決は一刀両

断に在りと怒聲は満場を震動すに於此豊津人盟書を作り其後又限従の姿を顕すとは雖も兎角決断ならさらしかは学館門前を我兵は兵隊を以て之を押倒さんとせしも一場の議論頭せす、又手詰めの談判を試むへきに帰着す折柄一の筆者（生駒主税なりと云ふ）我ヶ隊は馳りて議堂に挨拶を呼へ何等応の盟を向へさるに我豊津人士内心の協議決するを暫時猶豫を乞ふ評決次第豊津を迎ふへしとて其旨を弾復ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此あ先き育徳館の近傍に小笠原家職の事務所あり、まず表門に倉庫あり[illegible]倉庫とし人兵器を携ふる士衆大勢ありて[illegible]数個の弾薬箱を運輸せんとするを見るに依て此方の作隊は之を見咎め此際弾薬箱を何の所に運輸するや、院合問ひてる然るに[illegible]は彼れ手の所あるへからす我ヶ秋月の士衆に加勢せんとて共に運輸せしところなり彼此之を辯して曰く弾薬箱はあらす家職の用物たる物騒の折柄から他に運輸し[illegible]芸ふ然に其用物は弾薬なりしに[illegible]ならす因ると要[illegible]は此方の疑接誤り其物の事で我ヶ秋月人衆は決して家職の用金を標にあらすへきて保護をするものなり他に運ふにはならすと生じ悉く

扨之[illegible]

[illegible]

米兵護兵等
討とて此事を
行ひ伏兵を以
掩撃す
~~量[illegible]戦~~
して[illegible]
[illegible]

庫の内に保護あるべしと[illegible]事務所の内にある室壹数

其中の室を一の倉庫に持込み封印して置き[illegible]

置きて倉庫の前に哨兵を張らし[illegible]我兵一隊の

将士ら[illegible]へ入り来りて家職の用金を分捕せんとせしかば此

ものを従はずして掃攘戦闘せりとの[illegible]をなせしは同違ひの

甚しきものにて私門兵隊は[illegible]之を保護する[illegible]

聊以て之を[illegible]追々書冊の類は[illegible]野社

の人家に分置を[illegible]同時に学館内より兵器を[illegible]

扁せし者あり[illegible]出て積物と補充酒食と[illegible]

同盟院に調べ好意の積物は何そ兵器を用ゆる必要[illegible]

挙して好意に出るならんは脱刀せよ然らざれば積物を[illegible]

るの必要なく此方は兵器を携て且つ[illegible]をなすと呼ばり、

[illegible]に應ぜて[illegible]言はせしに兵器を[illegible]に投捨て、二三十人より本隊に

[illegible]行して脱刀を[illegible]して刀を[illegible]に投出せし時は此方へ於て

一々其[illegible]に[illegible]れを附け掃せし[illegible]せ[illegible]食

[illegible]兵士は所々に潜居して院に[illegible]食

とおもふの一刹那[illegible]あたりの[illegible]より[illegible]

[illegible]弾丸雨下是なん大倉営所の[illegible]兵、討と

以て[illegible]を誘ひ伏兵を[illegible]て掩撃せしなり此方へ

も学卒隊を[illegible]して應戦数刻に渉ると雖も衆寡の[illegible]

[illegible]何せん

錦原の激戦

に遭遇す、既に重圍の内に陥る、賊等ち兵のみか斯る不意の驍撃
に來る以前兵器を解き殊に佩刀迄も脱したる故豊津の士族は遂
に兵器佩刀を奪はれて我軍を狙撃せんとする者あり
其他同志者と思ひし豊津人士は我に反戦し追り寄す、我軍
は万死一生を得るの覚悟を以て奮然吶喊敵陣を衝くに敵
兵も披靡せし隙に乗し一方の血路を拓き南方城井村迄
兵を退けたり、斯る激戦に際し宮崎伊六、菊池武彦、白根壮
之進、田代多節、森貞吉、森本稔等の数名は奮闘し其場
に戦死を遂け傷を負ふ者もあり、於此兵を點検し
を纏め英彦山口に退却して以て後図を為さんと帰着す三人位人

合離して、これ等の
隊はあれとも其場を引き去り又は錦原の戦地より同志に其
場を引き去り同道を得すして秋月の方位へ脱ひし者も多くあり
ることを知らるへし、第五、家長参謀連は右の如く餘燼を集め
て英彦山中に旅行し其夜は山中に露宿して猶も餘燼を
收め熟議を凝し静かに後図を為さんとせしも奈何せ
ん隊兵は疲れ糧餉は竭き衆散し列伍も解けて闇
も一人去るものさへありけるは是非もなし、秋月の方位に
引上くへきの異論は帰着もしたり、依て餘衆を糾合して山
を下り小石原に至り、台本に斥候を出し黒川
佐田口へは斥候出張し来るとの風説あり

ること此より山奥の民家に潜み是に至て一行

人家に[illegible]士気も散乱し殆程[illegible]

大約廿七日[illegible]事業成らしむ[illegible] 磯淳ハ士

岐清、戸波半九郎、磯平八、宮崎車之助、宮崎哲之助、戸原

安浦の五人は各兵士を集め、連日の苦戦を謝して解隊

を命じて曰く、我々は國事を謀り[illegible]敗衆寡なる、此野に於て自

殺せんとす、宜ねて諸君等を謀ることを欲せす、諸君は宜

しく運を天に避せ暫時恥を忍ひ、諸を含みて命を全ふ

し、他日國家有為の用に於て奮て身命を國家に効さるゝは

我[illegible]然らは我等の赤心を以て天下に顕はすらん[illegible]

涙を揮ひて訣別の意を表す、獨り今村百八郎はその些に在らす

一隊に屏居して猶も何も策あるを[illegible]黙して一言

も発せさりけり、此時兵士の内宮[illegible]年は廿弐歳 同島[illegible]

白根信太郎に後に振りて相談頭とは[illegible]坐に於て屈[illegible]す

らく、諸君今此處に於て解隊命散を[illegible]屈強なる

生挿して此ならす、卒伍を[illegible]降伏自新[illegible]要害

の地を據構せしは[illegible]三月位は四方の寄手[illegible]

味方を陥[illegible]を得べし、去ても[illegible]自滅せんより寧

ろ進て敵を襲ひ衣戰し勝を一戦に決せん、事若し利あら

ざれは快く屍を原野に横へまで[illegible]の本分にあらずや、諸君

よ諸君此より一死を決して敵軍を衝撃するハ同意なる者は此家

を出よくよ呼ぶ声に応して一隊十餘名の者は他の人家を

出てゝ突如間の場に集合あせて又此夜間道よ

り秋月の旧兵夜襲するとの事を伝へ探偵して報告

来し於是一里半ばかり距てゝ外にある各所の旧兵も亦以て呼び

集めて天下議を開く其場より宮田国島白根の三名は確

信以下を集合せし家に往復し説くに利害を以て諸君

は我々家士と共に一死を決して進まん其の勇気はあるや

まず戦ひを為すやみく此所に於て自及ぶて命を盡すを

報餘を潜伏して後図を為すべく以て [illegible] 高の在る [illegible]

ふに諸君は口を揃へて [illegible] 諸君は決死進撃

運に任せて進退せんとの事に極まり我々 [illegible] 同意なれ共今

日の場合時勢々所民の自由に任せよ素より我々か所

見とし決して諸君に累を及ぼすことは為さゝるなりと

爰に於て諸ゞ要領を得さりしか依て今村百八郎に [illegible] と呼びて

謀りに先ず家士の進退を同意に決し [illegible]

て百八郎を俟ちて他の集会所に赴く百八郎は一団の主義

に向ひて諸君と決死進撃勝を一戦に決し事若し利あらされ

は死を原野に横ふへしとも血誠の存する所は拙者と雖も

豈に同意せしも今日の場合拙者も亦く諸君に [illegible] 七名

と同様一個の老兵卒なりしかば暫時自由に任せよ元来拙

者等は拙なくして一敗血に塗れ諸君に對する面目なし

あらざれば依て遺憾ながら從來の責任を解きて此隊に於て

隊長の職を辭す此上は諸君銘々所見の通り勝手に進

退ありて可なり[illegible]を吐きて[illegible]則に臨んで[illegible]

議は喋々ちきたりしく[illegible]君は[illegible]薄[illegible]

に其々喃々若相一大激論[illegible]

隊長は特に[illegible]今村隊長[illegible]彼の如く此上は

隊長の[illegible]鉄砲の所[illegible]進退[illegible]

帰り或は江川谷の要害に據りて四方の寄手を引受け

一身を[illegible]ち其暮しは一大激論を起す[illegible]淳

[illegible]七士は[illegible]今村隊長[illegible]

其は銃を[illegible]或は江川谷の要害に據り

籠[illegible]運命の續く限り奮闘して止

まんと云ひ或は秋月の應援を得て夜襲して最後の決闘を為

さん[illegible]何者共を捕へて[illegible]萩表の動静を窺ひ

勝会して事を[illegible]此場に於て空しく[illegible]

[illegible]

[illegible]今村百八郎と[illegible]

本雄、田島[illegible]、白根信太郎、宇江親雄（旧名達助）、戸倉敏

（[illegible]以外は[illegible]）

夫ゟ慎三郎、中野五郎四郎、天野絳三、西井寛二、孟田逸走、古川八郎、（甲斐正夫（親雄弟））伴々五郎、宗正蔡廿、堀専蔵、牧幸九郎等の人々にてありし由 何ゟ 側に着て倹気[illegible]

居ながら吉村今八郎は躊躇して[illegible]抜刀にて先刻より相覗居ながら諸君の血誠屈するに難なく不束なりとも再度[illegible]

[illegible]諸君と生死進退を共にせんとす[illegible]江川と断ひ[illegible]

下戸河内より吉野山の方位に嚮ひて出発なせしなり 却説も江川谷に在りたる磯淳以下の七士は何ぞを実行する尺牘を作りて秋月長なる吉村直晴（士族長なり）江藤良一（士族長にて）[illegible]に対し後事を托す挙兵の概略を述へ、且つ後事の累を寛世へ處分の事ども[illegible]

以て後事を處る等り

~~[illegible]天下の[illegible]~~

~~[illegible]~~

長江藤良一、吉村直晴等に対し後事を托して挙兵の機[illegible]且つ従容[illegible]

[illegible]以て後事を書翰[illegible]

夜談笑の詩歌を賦して従容として自殺す 磯一列宮崎哲之助は磯淳以下六士と共に錯をなさんとして[illegible]

腹[illegible]明治九年丙子十一月一日の暁天なりとぞ

遺書及辞世の詩歌を左に掲く

贈江藤良一吉村直晴東

磯淳等の七士
右秋月ハ江藤良
吉村直晴ハ一読
[illegible]

今般東肥併ニ豊津、其他数藩會議之上、神州之元氣恢復ヲ謀ル、故ニ僕輩亦々米柳ト與ニ謀テ宿志ヲ此時ニ達セント欲ス、然ルニ米柳亦々事ヲ発セス、二三ノ激徒輕擧之為メ事機ヲ誤ラシ、遂ニ成ラス、小児輩之所為ノ如キヲ致シ、慨歎スレトモ不及、既ニ余（僕）輩死ヲ致ス、然ルニ此ノ擧ノ為メ秋月ノ士族死ヲ致スヤ不少、實ニ憐然ノ至リナリ、然ルニ彼ノ徒ヲ見殺スニ忍ヒス、彼[illegible]我儕ノ罪ノ如キハ共ニ事ヲ謀（議）ルニ非ス、只附和随行セシノミ、故ニ寛典之處置アランコトヲ願フ、卿カ志ヲ兩兄ニ陳テ、願クハ憐察セテ、

明治九年舊暦九月十五日

磯淳
宮崎車之助
土岐清
戸原安浦
戸波半九郎
宮崎哲之助
磯平八

吉村直晴殿
江藤良一殿

○右七士江川谷栗河内（民家川上市兵衛ニ）（宅ナリ）ニ於テ自刄ノ辞世
栗

忠勇士の絶詠 川

江村即事　　磯　淳　行年五十
雨晴烟散水之濆。終日坐茅垂釣綸。倦去仰
天長嘆息。勃興周室亦漁人。　一日悲愴慷慨作り
右之遺詩ハ氏屍傍ニ有り血痕淋漓字々漫滅亦難讀、
~~後人未ダ審備ニ存其遺筆二首ヲ録シ未タ補フ、~~
之より北條時（成名）辞世ニ有りき
同　宮崎直遠（車之助）
辞世　　行年三十八
散れハこそ別れもよけれ三芳野ハ、
ちらずば花の名残なからん、
同　土岐　政澄（清）　行年三十一

真心を木々の紅葉に染なして、
嵐につるゝ曉のそら、
同　戸原一燁（安浦）　行年三十
世の中に浮名をつとも大丈夫の、
赤き心ハ神そしるらん、
父母に奉るとて
國の爲め捨る此身ハおしからて、
心にかゝるかそいろはさとく、
同　磯　景澄（平八）　行年二十七
我國の爲と思ひは露と此身の、

ちりて甲斐ある今日のありさま、

同　　戸波定夫（半九郎）行年廿六

今更に言ふことの葉もなかりけり、

捨てゝ甲斐あるこの身とおもへは、

同　　宮崎安義（哲之助）行年廿五

明らけき月をかくさふむら雲を、

拂ひても果てす死ぬるかなしさ、

遺品の腹帶に題せり

攘夷殉國、直言無遺、洒忘星霜、死無餘
貲、

○七士の遺骸の傍に血に塗れたる辭世あり孰なるを知らす

さも七士の内なるへし仍て之を補ふ

辭世

國の為思ふ心を今更に、

身ハ砕けても動くへきやハ、　點撿者

ちりて甲斐なき今日のありさま、

同　　戸波定夫（半九郎）行年二十六

今更に言ふことの葉もなかりけり、
捨てゝ甲斐なき古の身とおもへは、

同　　宮崎安義（哲之助）行年二十五

明らけき月をかくすなむら雲を、

同し[illegible]

同し[illegible]

辞世

[illegible]

の士の遺骸は[illegible]

因に記す七士自刃の后秋月表より数名の巡査及憲兵
一小隊と共に江川谷に出張ありて其島の館を點據あり、[illegible]石下
の六士は互に[illegible]せしか、獨り宮崎哲之助は自ら咽を貫
きて死せしは哲之助の首級を截断して外の六級と共に収
めて日本警察署に贈り来る、遺骸は里人其地に埋葬
す、后ち各個の首級は秋月より遺族の許に還す、依て遺族
等は江川谷の遺骸を収めて共に各自の墳墓に合葬せしな
り、然るに[illegible]に出張せし憲兵は[illegible]の山野を限なく捜索
す[illegible]捕獲して長崎助
衛は[illegible]手殺せられしなりき、
[illegible]

第六回

却説今村百八郎決死隊の一隊は江川氏を下ち、下戸河内に於て夜明けたり本道を避けて間道の[illegible]往きて古処山の裏手に迂回をなし絶頂に[illegible]揚声に[illegible]を計るべく[illegible]山嶺よりつゝ古処山の絶頂に[illegible]大巌の側に火を焚きて[illegible]休憩[illegible]制と停まり一令に[illegible]決死の一隊[illegible]隊長今村百八郎は一つの[illegible]満たし[illegible]言はしむ今や決死兵士たちの一票悉く[illegible]して止むは[illegible]もあたり依て今一度解散して銘々意の[illegible]進退すべし

事若し其場に死まさんか生残りたる若者は其[illegible]を継ぎて目的を[illegible][illegible]以て分散[illegible]山嶺を降る[illegible]山の[illegible]ある炭山小屋に集りて[illegible]休憩せしは前に記せる決死の一隊十有七八名なりしなり此所に於て初めの目的を達せ得べき望の決死連を結合することを得ざりし依て炭焼へ夫を傭ひて二三里程も[illegible]て酒肴を求めしめ暫時して人夫は数個の酒樽と[illegible]の鶏を買ひ帰り依て[illegible]寄りて[illegible]酒を温め愉く[illegible]飯に入る[illegible]竈[illegible]琵琶[illegible]頭は[illegible]の小屋にあり居しは其場に於て琵琶を弾ぜしめて

弾丸雨注[illegible]

亦一坐頭ハ佐[illegible]隊長[illegible]郎[illegible]

悲歌慷慨の[illegible]山を下り[illegible]壮士[illegible]

て帽を脱す

ぬ上すり[illegible]運進す 壮士ハ[illegible]我等ハ[illegible]

到る[illegible]伍[illegible]を[illegible]めて麓に集合して夜食の時[illegible]を待

待ず 但ニ私学校ハ官兵ニ包囲せりと聞くものに[illegible]

先[illegible]

後十時比麓より鳥[illegible]信号[illegible]彼の学校を取囲みしに

果して先刻途中に行逢ひしもの之状を密告せしものと

見え学校には数個の挑燈を吊し警備せしもの如くなりし

かは壮士は手を分け学校の周囲より襲撃を始めたり 校

舎玄関の奥に幕[illegible]を排して内に入らんとせし時 [illegible]隊長

[illegible]ハ刀を抜て大喝一声進み入しは正木次

藤[illegible]此時の先[illegible]これと格闘して[illegible]其[illegible]に

斬害す 吾他は其場を逃走せしは[illegible] 中町に

於て一人を[illegible] 是より帰宿 加藤俊次郎にてありし

[illegible]の[illegible]にて同士討して保々五郎は難刀[illegible]

重傷を負ひたり 又石井鎮次は辟易[illegible] 何れ

も自宅に引取りて自刃せり 但保[illegible]郎[illegible]

り又の五郎助[illegible]長[illegible]

所[illegible]氣退却[illegible]

みだ[illegible]

第七回

武士の長袖を東倒させ度と謀り自ら又之を勢して分錯せしむ

あり、それより乱徒の一手は男女石なる警官の出張所に押掛け

此處に居りて警戦争を乱勢は遠巻にして四方に散乱し大隊

十分とれくくと呼ひて虚勢を張りたりし、然るに當夜は朧

月にて一天朦々なりし燐寸明元寺の近傍なる酒屋の檐の

下より火おこりくと打出したる弾丸雨を飛すに乱徒はその下を潜

みて件の酒屋へ乱入すべし

此より先き秋月表の騒擾派り爆裂して其害を豊前豊津

地方へ傳ひ出勢せしとの飛報福岡縣廳の聞く所となり

警部岡野正理は縣官加藤木貞次郎（十三等出仕にして水戸人[illegible]）

等は数十名の巡査隊を率ひ夜を急行秋月表へ出張之鎮

撫防禦に任ずる所とはなりたり、岡野警部は巡査隊の本

部を男女石なる明元寺の隣側なる人家に設け哨線を四

方に張りて取締る、然るに秋月學校の生徒は會合して事を謀り其

身は出兵せすとは雖も嫌疑を蒙り嫌疑あるもの一二名にある

動き岡野警部は其嫌疑者の男女を本部に呼出し

て糺問し又た其外にも豊津藩の戦地より脱れ帰りし旅

人自訴せしものもありて、これは秋月出張所なる學校にて之

を請取り自宅へ引取り謹慎せしめしものも多々ありき

偖て宮崎種忠渡邊耕助等の年少者は秋月舊藩士及

男女右の警官出張所に至りてこれ等と斡旋なしつゝありしに警官は好意にも彼の嫌疑の罪名を組合ひて所在の人家を指定し宿らしめしは（各自の居所に）当時輩達はその事を罪名に諭して兇向に来り謹慎して命を待つべきなりとて岡野警部より自訴状の案文を老輩に交附し斯る文意にて即時に捺印進達すべしと命す然るにその案たる「天朝に対し恐懼兵を挙れ「同意」云との文意であり純然たる暴挙謀反者の所為に異ならざりしかば謹慎者の罪名に於ては假令此場に於て斬首せらるればとて斯る脅迫的の自断には捺印なすこと能はずと拒みしに依て老輩は岡部警部との往復談

判殺田に迫り罪ある者の在る所と歴みその信生一国家後急し協会一命を投じて盡せし罪（天下アラント）とも称へ忠慮して出兵八千余に手凡そ奉莫文に云々との文意に依て斯て其場を謝せし随ひ意外の心配をなせし事寧ろあらざりき

却説し乱暴は恰も狂風の如く駆廻りて男女右名警官出張所を訪ひたり警部は土着の防御者と指揮せし一刹那一人の暴徒雑刀振り廻して警部を目がけ迫り寄りける郎は元来舊島原藩の武士にて躯幹魁偉膂力武道の人物なりなれば隙に微傷を負ひしにも拘らず寄せ来る一二の乱徒と格闘をして其場に組み倒せ乍ら其場を避け

岡野警部是部負傷して乱徒の三名と格闘以て其場を避く

なりし天明元年の前年なる臣團の内に於て乱徒起りて巡査

の一列として乱闘せる長崎に於て警部補何某は備後守

郷の人（は遂に乱戦の下に於て討死せしもの如く）秋月士族

ひして長崎々斡旋せし所在の副戸長宮田保晴（江藤正居）

の農兵）青柳新の二名も乱闘の際に殺害せらるる乱静佐

は勝るにて仏詳情者る宮野に逃りし同士討を免れ

守は吉田作十郎佐々木吉三の二名なりせみく長崎に於て殺

殺されるか阿羅の悪を免す呼々之を何とも謂ふべき

乱劫は一時巡査隊は散乱して長崎を引上げしとは兵器

弾薬数個男女の倉庫に収入せしものあるを掠奪せし

人夫を備へて之れに背負はせ乱徒の富は意気揚々として秋月に

學校に據り引上げたり隊長今村百八郎は再び最後の軍旗を揚

げて氣隅せし天満神社の廣前に旗を掲げ椿

を初め其庸て關聲をあげ衆に誓へて告げらく諸君の

諸君の語るに男女なる敵兵を掃蕩し一の

是より四方の寄手を引受け快く最後の決戦を試むべし

も一所に於てせは秋月市街の兵變に陥るなれば市街外なる

丁寧の地を撰びこれに陣して数日の勢力を維持し寄手を防

無く此の旗を挙げしと鳴り凱歌を揚げて後々として秋月を

引上げたり部隊は男女石に於て斡旋の勢力を勝たせて筆の一

明治九年十月三日午前二時頃の

[illegible]

~~云ふあるもありし故噴て乱徒の一聚は警察官の出張所を~~
~~散々に毀ちければ騒擾せし官所に闖入して~~
~~同志し[illegible]同士諸の修羅巷を現出せし~~
~~謹慎を作す富田保兵衛、青柳[illegible]平、井上津守、吉~~
~~田作十郎、佐々木嘉吉の五名は其傷に於て乱徒の為めに~~
~~残殺せられたり　吁々之を何とか謂はん矣　乱徒は所在を~~
~~放火を飽まで乱暴を逞くし又々古高山に楯籠り上~~
~~け橋警察所を　却説も老悲寧の一人警察度邊耕助は一時其~~
~~乱を避けて耳木警察所を叩くに巡査は悉く出掃ひ~~
~~警部補の何某は此陰情を大病にて[illegible]褥ち呻き苦悩~~

起り紀行見るに宰府の有様なり此際白石直に秋月表
ち宰府に避け居りしが折あしく大病ありて警部補は渡邊白石の
両名を柳頭に招き兎に角足下等に於て署に留主して
且下の事務の取扱を熊勤に依頼せしかは両名は警察署
署に詰居りつゝありしに折から彼の無名にて謹慎せし
新道も陸續山を論へて日本宮に避け保護を警察署
に要するに西郷人の為とて乃ち依て白石渡邊は熊勤に
に斡旋して日本の教法寺の本堂へ宿せしめ日本の役場と
交渉を取り在豪家の慈恵を得て[illegible]休養せ
しめぬ其内に福岡より藤井参事（平志、唐島縣士族）警部の官吏

[illegible]

今村百八郎は[illegible]
[illegible]

第八四

と来りて日本へ来りしは後ち其一党は其手に引渡せしなり
此秋月表へは福岡警察署より二中隊の巡査出張あり無事
を求め鎮壓ありしかは人心自ら平安に帰し彼の古處山の
に拠籠りし一党も漸く事治まりて秋月監所に自訴せし
り獨り今村百八郎は[illegible]臨時裁判所の[illegible]
輯其他それ[illegible]家長の[illegible]
◎磯亭 言議と[illegible]
あて[illegible]維新の[illegible]大學教と[illegible]して
秋月表に其後の事にて藩制の[illegible]に於て博文治記憶
子居子[illegible]明治四年廃藩後は家塾を設け子弟を
[illegible]

を教授す。同志者の領袖と仰がる。明治九年十月當時の形勢止むを得ずして秋月有志の黨に於て擧兵せむとするや、氏は同志に推され、惟黨の為に於て[illegible]の任に推さる。然るに時の風運[illegible]差備せしむる間に[illegible]以て発陽せんとす。氏は飽まで自重を旨とし、各地の動静を視察し事機を見るの要なる事を[illegible]すると行はれず。氏は淚を揮ひて[illegible]を殊き[illegible]往[illegible]して危殆の地を踏む[illegible]自ら吾身を[illegible]に供して[illegible]引返して同志と生死を同ふするに決して、秋月の兵は學校を詰つ。豊前錦

原に於て敗蹟す。此時は隆熾を極め一時英彦山に振篭り、各地の動静を視察して後圖を爲せしも、無備せん兵疲れ糧盡き、又た為す所なく、遂に山を下り秋月に歸る。[illegible]の一路小倉黨の[illegible]追撃[illegible]。茲に於て解隊を命じ、淚を揮ひて隊兵に告ぐ。氏等七士は自ら縛に就き、又[illegible]を作り秋月[illegible]藤良[illegible]後事を托し[illegible]程なく[illegible]實[illegible]の處置に[illegible]を[illegible]して[illegible]自若として[illegible]行年五十[illegible]

◎宮崎車之助 [illegible]稱す。資性[illegible]文久慶應

慶應之際過激を以て世間に聞えしも亦あり [illegible]

藩大参事に任して藩政の樞機に参与す其[illegible]如く士氣 [illegible]

者の領袖に推さる廢藩後は家に居りて [illegible]

を嘆じ鹿児島の黨與佐賀黨等に [illegible] 在の

志士と交際し稽古の如く往復して某々國権の擴張

を論じて自ら任ず明治九年十月熊本神風連の挙あり

を聞き信し氏の同志は隊伍を組織し之れに応ぜんと

す之れ等の挙動福岡縣廳の聞く所となり故に [illegible] 十名の

巡査を隊探偵として出張を先つ以て福岡の [illegible] 後等

太郎は早自害せんとする化集所に来りて陥へんと欲せしも所ある [illegible]

端なく隊士と一條の葛藤を起こす半太郎は聡くも其場に

て捕縛せられ明光寺の屯集所に送られ来る氏は其侍せ

見みないに驚き此人は福岡の有志にして自分の知己なり

て嚴侍なすへからずとて直ちに側に招寄り其の縄を解かしめ

とせしに實弟今村百八郎進み来りて其場をあへ遂に其

危難を救ひ得ずして百八郎の為めに殘殺せられたり氏は

ために其厩擧を [illegible] 騎兵の轄制を得す長大息して

其場を避けは之れより氏等の隊長連と全隊を指揮し

路を轉して甘木道より進軍豊津に向ひ同地に於て軍旅

を失ひ綿密に於て一敗血に塗る氏等は残黨の五数を纏

[illegible]

めて英彦山に拠り堡塁を修め事を策し以て兵備の堡塁

意図と為すことを能はず 遂に秋月に引上ぐるに至り山を下り以

同盟者を疫し茲に其の艱難辛苦を嘗め尽し卒ふして

江川公進藤昨次郎は同地に於て士衆を解散し以て其の七士

は一の民家に入り縦夜謀議を従容として自殺す 行年年

有八 実に明治九年十一月一日の暁天なり

◎土岐政澄 清と称す 旧姓温石 旧字之を以て武を

議論学識材幹を以て著る 維新后秋月藩の大属に任ず

す 藩政の際 宮崎の意に従ひ其の方に

権力回復論を主張す 鹿児島佐賀等と共に萩の前原と聯絡

燁い

至る 対外国権の振張を策し以て遂に明治九年十月

神風連の暴挙に応じて同志の一列隊伍を組織して豊前に

軍等を率ゐて英彦山に籠る 共に江川公等を引揚げ山に

於て解散を命ず 其の七士は一民家に入り従容として自殺

す 即ち明治九年十一月一日の暁天にして行年三十有一

◎宮原一撰 初め関右衛門と称す 宮養の長男なり 即ち卯

橋継明の甥なり 資性沈静明敏文書に精通し一藩

青年等は其の声望を自ら慕ふ 又継明の風采を慕ひ学

然として時世の志懐を帯ぶ 明治九年十月神風連の

事を発するや 氏等常に諸方の志士と往復して以て対外

國権の振張をはて一任とす、惟て同志の一家は神風連の
挙兵に應援として一隊を指揮して豊前豊後地方へ進軍を
導控を失して錦原にて一敗血に塗る、氏等の隊長達は其
餘燼を集合し一旦英彦山中に楯籠り又六山を下らん秋
凡ゆる上よりに坐し、四囲千辛の嘗を喫し、江川谷迄落延び
此所に於て士衆を解散し、氏等の七士は一の民家に入り従
容として後事を頼み家書を遺して自双す、行年二十、
掟久継明は平野國臣等と共に兵を但州銀山に挙け一敗之
て義従と共に此見山に於て従容として自双す節義を千載
之に烱照として英績を継續して餘編あるを可惜哉

を失ひ時り哉、氏は江川谷に於て自双の際家に送られる遺
書を左に揭く

一筆啓上仕候、今般天下之為義挙仕候得共、同盟之
輩々痴疑及覆致し、最早微力而進退難相極り
候間、同志中ち死り決申候、御両親様ニハ何卒下
此上御保養御大事ニ奉願候、私一人死候而も外ニ弟
三人御坐候事故、以て御障無御坐様精々奉祈候間
馬迺雨我氏様ち私死後之事ハ萬事宜一奉願候、お房
みは拙者にかゑりよくく御両親様に御孝養相盡候
様有之度、吾子供世話致し此先成長之上拙者志継

是れ度候、文熹千足ニハ何も家事請持、御両親様ニ而
障無御坐候様精々雅入申候、申述へ度事ハ如山候得
共、何も申残候、

九月十五日　　戸原安浦

せの才みうきく名白つとも、
あ隠居用ハ清心を神もしるあはれむ、
和一郎、の代香をよろしく頼て、

十朱の書く

◎碌景隆、平八と称す、資性温良静沈、文學を好み、
學才に富み、惜しき哉世に施さずして明治九年十月望族
に加担し、錦原に於て軍務を失ふ、遂に七烈士と共に江
川谷に於て自刃す、時に年二十有七、

◎戸波定夫、半九郎と称す、資性英邁敏達、遊學多識、
年文辞に嫺ひ、詩文に長し、青年学の模範なり、明
治九年十月の役、軍務を採る、豊前錦原に於て一敗し、遂に余
を集率して江川谷に退き遂に七士と共に従容として自
刃す、行年二十有六、

第九回

宮崎併二ノ事蹟

第十回

回宮崎安義、哲之助と稱す、車之助重遠の季弟なり、資性磊落細謹に拘はらすして膽力あり、又學に明諳にして博聞强記[illegible]の所なり、明治九年十月の擧兵には從ひ江川谷に於て清士と共に自刃せんと欲す、氏は陣中の[illegible]りしは砂錯の任を負ひ確信以下の六士と最後を共にし錯し悉く事に屠腹自ら其咽喉を刺して死す、時に年二十有五なりしと云ふ、江上之れを江川谷自刃の七士とす、

回今村惟賀、百八郎と稱す、即ち車之助重遠の次弟にして哲之助安義の兄なり、元来先傳主（長氏名）の側室[illegible]子（宮崎の詳細）諸公あるを生して死す、從て一家を立て其家名を繼ぐ、[illegible]は即ちして今村姓を冒して其家を嗣けり、氏資性剛毅豪邁卓見あり、最も抜刀術に練熟す、藩制の際權大屬に任して藩政の[illegible]に盡す、廃藩後は家に居て諸方の志士に往復して事を籌しき、明治九年十月[illegible]風運[illegible]を應揚[illegible]制せられ[illegible]家長[illegible]手隊を[illegible]寺院に[illegible]其[illegible]闘ひ數十の巡査[illegible]秋月[illegible]を指して出發す、これに先ち福島[illegible]標波手太郎等自ら[illegible]なさんと[illegible]士と論を生し[illegible]陣距

[illegible]

以て連れ来り氏は半太郎の罪を責め其場に於て斬殺し隊
士を指揮し隊を轉して豊前豊津地方に脱出せんとし
守備を失ひ佐賀の鎮臺に於て一敗與塗して解散す隊長遅
は餘兵を率ひて一旦彦山中に潜伏し再擧を企てしも
宗藩の鎮撫隊来る者多く備ふる處となり彦山を去り
~~此地に不ス波間を敵陥の事ありて江川谷近邨に~~
~~なりしが擒縛隊の士共は秋月の兵の為めに士卒を解散し一の民家~~
に潜みて自殺せしも擒り氏は殊に追ひ来るを拒ぎ同志十餘名と
と共に餘兵に隠して其島を去り古處山の林底木合に一時
引上け擒を以て秋月勢に就き巳長江藤良一ほ

縣官加藤木貞次郎を殘殺し直に男女老弱を警官の
出張を屠り飽まて亂暴を逞ふし所在に放火し再度秘
月嶺所に引上けそれより屈竟の從士十餘人を率ひ夜須
郡三ケ山村なる山間に引上け里正佐藤藤右衛門の宅
に入り命して飲食し終に從士に解散を命し兵器は藤
右衛門の家に預け各士離散し擒り氏の蹤跡のみ聞
として所在を没す其後氏は豊前南に身を竄して山間
の部落を徘徊し活路を求めしも一時同郡山隈村なる知
巳上野清巳江藤正澄の第にして此村に在住せり方へ身
を寄せ潜伏せしも遂に發覺して捕縛に就き福岡県へ

に入獄せらる[illegible]鞫問且拷し罪名宣告斬首せらる于時

明治九年十二月三日にして行年三十五歳なりしなり

辞世

天地に盈て屍は帰するとも

今そ別れを告る世の人

我を我と思ひまつらばおのすから

盡す誠のそるしあるらん

獄屋の柱に書附たる

世の中を思ひきりたる靈の緒を

なほし獄屋につなきぬるかな

縣官加藤木直次郎を殘殺し直に男女若干巡査出張

所を襲ひ飽迄乱暴をほしいまゝにし所在に放火し再度古處

山の方位に引とけし后志す事は断念し降伏なり自訴せし

り旧藩士氏と[illegible]の分闖入て所在を探す其后同氏は[illegible]（山隈村の知己）

某家に潜伏して[illegible]

[illegible]捕縛せられ福岡県に入獄發見にして罪名宣告

斬首せられて死年三十有五

◎増田静方荒雄と稱す父を[illegible]云ふ證性[illegible]

達者にして識量あり少壮にして遊方各所の志士に交あり

明治十年十月征[illegible]風之時要に感して立つ[illegible]人なる[illegible]

偶〻氏は東京より秋月に帰り来りて京地の事情を報ず、

且つ會津人永岡久茂、越後人大橋清賢等と同盟し

断然兵を擧げて以て内外に呼応せんとするの秘計を

決す、益田静方、今井九郎等は氏を尋ねて秋月に来り密議の結果、

氏及宮崎車之助同志を同伴して熊本に赴き、

前原一誠等へ面接して何か秘密を謀議し終に

帰り鹿児島部落に到り佐賀に到り同志と共に機の熟するを待ちて

事を謀る、然るに神風連の擧動切迫するや氏は佐

賀地方へ事情探偵の為め間諜として赴きしうちに秋月

の黨は豊前豊津に於て軍機を失ひ一敗地に塗れ、

兵を擧げ

秋月隊下の士族江川村に於て自刃す、獨り今村百八郎は

其の徒を率ゐて國へ數名と共に

警察官出張所を襲ひ一時猖獗を

極めたり、嗚呼氏は佐賀より帰りて候閣の氏は佐

賀の残黨を嘯集して再擧を企てんとせしも如くならざりしも

遂に佐賀地方に於て警察官の手に捕縛せられ福岡表に護

送せられ入獄す、其後審問取調の上罪名宣告今村百八郎と共に

斬首せらる、即ち明治九年十二月三日にして行年二十八、

辭世

從来世事奈難成、斬頭場邊無限情、呼賊呼枉

任他評、微忠許國寸心明、

[illegible]

偶て氏は東京より秋月に帰り来りて京地の事情を報ぜし
且つ会津人永岡久茂（時）肥後人大橋清貞等と共に同盟
断然兵を挙げて以て内外に呼応するの秘計を
決す從て青柳氏は氏を尋ねて秋月に来り密議の結果
氏及宮崎車之助今村百八郎宮崎安清等を同伴して秋末に至り
前原一誠等へ面接して何ら秘密を謀議す（なさ）氏は経営
あり鹿児島に赴き佐賀を経て同志と共に義兵の如く往復して
事を謀る経営す神風連の挙動切迫するや氏は佐
賀地方の事情探偵且つ謀合として赴きしも其の秋月
の挙兵豊前豊津にて軍勢と共に一敗地に塗れ
兵を挙げし

秋月藩下の士族江川に於て自刃す獨り今村百八郎は
其の僞を去りて同志数名と共に肥後に赴き
警察官出張所を襲撃し一時縦横を
嗚呼氏は佐賀にありて如何に居間ありし氏は佐
賀の経営を謀り再挙を企てんとせしが如くなりしも
遂に其の地方に於て捕縛せられ福岡監獄に入獄せしにて
~~中途病~~
◎白根信太郎（氏）深く漢学に通じて学識あり加はり
文を修め武を講し青年時代は名を郷せり明治九年十月
の挙兵氏は同志と共に今村百八郎麾下に

在りて進退を報ず。彦八郎ら秋月党所在これの[illegible]

兵を[illegible]して以て悩み[illegible]進退[illegible]

[illegible]山の[illegible]

巡査隊は鎮台兵の如く股匿せ[illegible]彦八郎は身を脱し

て帰士を以て外の同志は或は降伏或は自訴せしも氏

と平江[illegible]の二名は重囲を脱し石炭船に身を寄

せつゝ遂に筑前遠賀地方の炭坑にて[illegible]

以て事業を開きつゝありしが明治十年二月西郷等

の兵を挙げしを聞くや某炭坑の坑夫を起して西南

に赴かんとして[illegible]

遁せしが其后平江藩中行衛ハ不分なりし。氏は西南の

役を脱れ所々流浪し明治二十二年に至り佐賀地方へ潜伏中

帰り昼夜情慨して自ら[illegible]

◎宮崎安蓁始め千代三郎と称す后伊三郎と改む氏の家の祖

先は所謂宮崎織部にして家老と為て秋月に封任さる世

々三千石を領して[illegible]なりしが其後分家して藩の中

老列たり。維新之際主として干城隊を組織し藩の子弟を

鼓舞して藩政の任を尽くす。曾て壮齢勇士を募りて文

を修め武を講じ経済の学を以て任とす。廃藩後は田

園に耕読を事とし[illegible]安んぜず然れ共勇心自ら禁

居常ハ天下の元氣を回復せんことを期す明治六年征韓論
破れ西郷板垣等の偉士ら官を掛けて故山ニ臥せしや氏ハ痛
ハ各地の同志と氣脈を通して對外國權擴張のことに盡せしが
佐賀の一乱終局せしも大勢益々不振にして氏ら慷慨忿懣ハ非常に激憤を
醸し来りたる明治九年熊本神風連ら事を発せんとするの
擧動あるや氏は宮崎哲之助庄池作之進と共ニ書を依頼
行熊本ニ赴きて事を策す氏ハ帰路柳河久留米を経
ハ此方の同志と謀りて秋月に還り大ニ爲すあらんとせしも
帰れバ既ニ秋月の若輩ハ舊藩士を學校に集会して
事を謀り又た今村百八郎等過激連ハ新士族の青年連

を天満神社に集合して兵を擧げんとするに於て氏は其事の
輕擧なるを諫め撫するも聽かず
の非到底制すべからざるを察し益田静方等は兵士を指揮して男女老幼
學校に集まり氏は磯淳等と共に彼の學校に集まれる者の一部は
散解せしむも外は若し輕擧して事を起すると
両親の如き世襲の家を繼ぎ男女老幼の屯集に傷らず其の生死の
進退を共にせしなり是れ氏ら氏たる所以なるとす氏は磯淳
等と共に同志の遊軍に從えて帷幕の内に居りて籌畫
顧問の任に指まる倍て隊は路を轉じて豊前豊津に
陥いり進軍するや氏は豊津人の窟撥の任に當り

に豊津に入り軍議に移る、豊津人皆逡巡の色あるを見て
氏は衝髪裂眦座を排して進みて曰く、男児天下の大事
に臨み何ぞ遅疑の甚しきや、決は一刀両断にありと怒聲
満場を震動す、於是此豊津人盟書を作りて始めて服
従の姿を示すと雖も、元来豊津人の[illegible]討に随ひ軍隊と
誤りとることを奈何せん、果して小倉藩兵はあたりの
小松宮の見れ[illegible]砲聲轟々と共に公然官軍同志と思ひし豊
前人はみな戦して近く進み[illegible]、それと見るや氏は激
憤して我兵を叱咤して[illegible]両刀左右に揮ひ
て豊津の陣に割りて入り前後左右に打ち[illegible]豊人数六

氏は奮然として馬を叱咤[illegible]豊津の人士は[illegible]両刀を振るひて進撃せし

名と相戦ひ大手[illegible]戦死す、[illegible]折しも[illegible]敵隊背後より寄せ
て抜刀斬り込めたり、惜しい哉氏は重傷数個所に負ひて[illegible]乱
軍の下に討死す、[illegible]は既に祖国を出発せしとき一死を決
[illegible]學自ら進入錦旗の[illegible]と[illegible]
明治元年十月二十日のことにして行年二十有九、氏は[illegible]
ありき、其前夜陣中より家に贈りし遺書を左に掲ぐ

母君に奉るとて　豊津の陣中より

父母の面影いつか忘るへき
また逢ふことのあらむと思へは

兄に奉る

今更に言の葉草もなかりけん
いさゝ積みて文塚のあと

妻に贈るとて
朝夕に馴れにし人に別るとや
浮世の夢ぞ見えてありける

いさゝらば散りしてみなん花紅葉
色とも香をもおもふぞえる

◎保々正輔土郎と稱す。強性鋭氣武技を嗜み、撃劍を能くす。弱冠にして藩主の近習となり武技の側ら文を好み歌を詠み風雅の事に[illegible]

◎江川宅の[illegible]

壮年の頃豪氣に秀で武士[illegible]藩主に[illegible]親しまる[illegible]九年十月の暴動に奮って[illegible]彼今村百八郎[illegible]望みをありて[illegible]力を盡し歸家の一日[illegible]東京[illegible]

と言ひ辭せしが[illegible]

同志と難斬の為めに語られ大息[illegible]

立郎助（隠居して長寿と號す）は之を聞き急に駆附け扶けて家に連れ帰り氣息喘々たる手負に對ひ勤に武士の最後を申聞させ親ら介錯せんとしければ心靜けく覺悟をせよと呼ぶ氏は聴の言計りに左の辭世を

畳柱以て自刃せらる、行年二十有二

辞世　　律々正明　行年二十五

秋風に散とまあるや紅葉ゝ

赤き心は錦なりけり、

㈣白根信之進、[illegible]郎と改後の人信太郎父にして、（今村貞八郎甚だ一時綜錦を喩せたる）

資性端正殖貨産の学もと離て子弟の教育及国事の為め其産を傾く、氏は維新の前後にあって深く西洋式の練兵を要み遂に洋銃を手にせず絶対的の攘夷家にして我国固有の元気を維持せるを以て自ら任ず、維新廃藩後は仕を辞して農業を以て自営する志を屈せす小節を完うし、父子国事に尽せしる明治九年十月の挙兵父子共に来て到着して出兵す氏は豊前錦原に於て乱軍の中に目覚しき戦闘をなしたるを以て屍を原野に曝す、是を信太郎は彼今村貞八郎と進退を共にし、一時隊伍を喩したる、庄作を勢ひ縣に於て自憤して死す、旅に奇傑の人物と謂つべきなり、

民俟以外

一打 而

訟て 一時所生を協せしと

なる話了 [illegible]

宗六郎は従士に[illegible]命ずるを受て退散せしるを

比れ等の一[illegible]は[illegible]自称[illegible]しと獨り今村百八郎氏

[illegible]等の一[illegible][illegible]伊[illegible]自称せしと

~~[illegible]は親族の[illegible]跡のみ秋として[illegible]在[illegible]而て~~

而木郎は夜須郡山隈村の侍に就き[illegible]獨り氏と共に

信親族八[illegible]跡のみ秋として[illegible]にる不[illegible]しる倒れなよ

れ[illegible]と款[illegible]とは相[illegible]て石炭坑夫の自を[illegible]

遂に遠[illegible]の依[illegible]を[illegible]て唐津の其炭坑に轉し

[illegible]し事[illegible]明治十年の春二月[illegible]驛接

[illegible]りしを聞き氏及親族[illegible]炭坑より其の許に行て

本性を[illegible]伊南地方[illegible]行し[illegible]を写しく氏は

これまで世[illegible]保[illegible]またけは[illegible]

これより爰ハ艱難流浪せしか、後を遁窮て佐賀ニ至り、
佐賀監獄署ニ於テ自首自訴をなせり、即ち明治二十三
年の事にて行年三十有五、
但し平江親雄ハ戦西南の役に戦歿せし兄弟（[illegible]）
後を絶す

平位

平位親

（明治丁丑）福岡表警聞懐旧談

清漣野生　編述

○

◎第壹回　発端

回顧すれは惟時明治六年癸酉の冬、征韓論破れ、西海武臣之棟梁たる西郷、桐野、篠原等之人傑が蹶然冠を挂て故山に帰臥せしや、これの餘響は惹きて、翌七年甲戌二月に於ては裂て以て佐賀之乱となり、同七年丙子十月に到りては熊本神風連之乱となり、踵て秋月及萩表之乱

とはなり、遂に十年十五の春に迨んでは我が福岡表乃至西南の一大乱を爆発せしめたるまでにはなりたるなり。然り而してそれの氣燄が発揮せられんとするの氣運に觸れ、天下憂國血誠之士は足を踵てゝ以て對外進取之第一着を啓かんことを想ふは、國民として男児として自ちその赤誠に訴りてその精氣に奔らんとするも全く偶然にはあらざるなり、此より先き明治六年冬征韓之議起り参議連の辞職より續きて吾が隣縣なる佐賀之變に及ばんとするや、當時我が福岡表青年界の鉾鳴者越知彦四郎なるもの、身を挺して起ち、九州之有志士協合一致して以て政府へ建議、その廟議を動かさんとの企望を懷き居たりし、恰も前参議江藤新平佐賀表に帰り来りて事を発せんとするの挙動行はれるや、殊にその同志の一人なる武部小四郎は、單身馳せて佐賀表に赴き、同縣大属石井貞興に面接して謀る所あり、福岡表を根據として同志を糾合し、政府へ建議をなし、事穏なるに於ては之ありて征韓之議論を復権せしめんことを協議し帰り来りてそれの準備におさく着手しつゝありしに、何ぞ図らん爾后佐賀表の挙動たるや、端なく出張の熊本台兵との間に於て戦端は開かれ、それの企図は全く破裂して奈何ともするべからざるの窮況とはなりしなり、此も先は佐賀表の事情切

追するに随ひ有志宮川太一郎、箱田六輔は其発起者となりて舊就義、併心隊の壮士を福岡勝立寺へ集合して以て我ら福岡士族の執るべき方針に係り紛糾の評議会を開くに、の機に應ずるに集る壮士一夜に五百余人に及ぶ、其場の景勢たる大会に議論を異にし、更に適従する所を知らざりけり、折柄三木五六郎、不破豊吉外白石嘉吉等も其場に来りて、一同市鐵撫等をば以て軽躁に奔らず、飽まで自重を為すべき一先解散すべきことを諭す、猶ほ旧就義隊の壮士は曽て三木五郎大隊長として統馭之下にありし者なれば、悉く其場を解散し家に帰りて其指揮を待つべきことゝはなりしなり、随て大久保内

博多川端

務卿向ふ九州に下りて處置する所あり、追討之大概をは候発されしとき同時に児玉陸軍少佐（故源太郎伯なり）福岡表に來りて旧藩隊士の壮者より臨時鎮撫隊を組織す、依て彼集合せし壮士連は率ね其の募りに應して一夜之内に数隊の義勇兵成りたり、それ等の隊長は三木五三郎（大隊長）、副官は矢野寿六郎、小隊長には加藤堅武、生島徳、江上述直を始めとし以上七八名内務省より命令ありて三ッ瀬、中原の両道より佐賀表を指して追撃すべきことゝはなり、隊は三ッ瀬之先鋒（後方）江上小隊は早良郡飯場村に於て佐賀兵に夜襲せられ死傷を起す、斯くと聞くも其代の数隊は激憤之余、本無三

せられ

ッ瀬の険路に於て数回の激闘勇戦遂に佐賀兵を撲撃する
て以て戡定の効を奏する意氣揚々福岡表に凱旋して優賞
之れに及ぶ、此時福岡之俠客に此人ありと聞へし穂波半太郎
なるは武部、越知等と所論を異にし大久保内務卿に信認せ
られ、穂波ら雄辯達才は福岡士族をして好戦之士道を勸めて
朝命を信ぜしめ攻撃せしめたりとの刺撃は當時の巷談街説
に行れ、穂波なる者は武部等の為なるに驚き長大息をして謂
らく、世上皆我を醒ず、他日自ら覺醒して悔るを勿れと
呼び、快々としてその身は山谿の間に遁れたり、一時人を見
ざりけりと、続て佐賀の乱終りたる後、同志越知彦四郎は久光

（博多川端）

忠太郎、香閑俊吾と共に熊本表に赴き、敬神黨加屋霽太、
同部景器、富永守國等の一黨に面接して九州聯合をなして
政府へ建議なし、以て征韓論を挽回なへなくその素志の在る所を
告けたるに、彼等は皆以てその同意を表せす、それより鹿島
表に到りて和田八之進、川端伴右衛門を訪ねて又たその
談に及ぶ、此時久光君へは勅使の下向ありて上京中にて
ありまけ、和田等の所論なりや、今回之處、假令九州
聯合を以て建議すれはとて、到底當局の貫徹すへき見込
あるなし、依て暫時らく政府の施設を遵守するよりの
外なしとの口氣にてありたり、又た其際西郷、桐野等の

議論は、別に深き策略の存せしものなるなく、言舌、廷議等は全く無用なり無駄なり、殊に擧兵等の如きは時勢尚早なれとも已得ざるもの也り、然れ共若し國家危急之秋に至りなば、我々は一死以て盡すあるのみとの意なるかく推察せられけり、元来西郷、桐野等は、維新之元勲、國家之柱石と崇仰せられたる者なれは、越知の一派とも深くそれの論旨之在る所に感服なして、力めてその輕躁を制なして以て若し國家緩急之場合には誓うて一死を倶にせへなとの心契を結なしつゝ、翌七年八月中旬の比まて廣島表へ滞在なりけり、それより福岡に歸りたる后も、川越庸太郎、松本俊之助、内海重男を始として其他拾餘名之少壯人物を選ひ遊學として差遣なし、絶えず西郷、桐野篠原等の紳士とは其の音信を通脈せなべきことを知らるべきなり

◎第三回

。武部小四郎、大坂會議に臨み、前參議板垣退助に面話して歸り壯士の團結を奬勵す

。矯志社、强忍社、堅忍社の團結成る

依て翌明治八年の春、板垣前參議は看として關西諸相大坂の會同を策なすへく、その際武部小四郎は悟て山鄕より歸来

りて嘗く内國一和して以て對外宣武之志意を貫徹せんとの
ことを計算せられたるなりしかは、それの報を耳にするや即ち憤
を同して登阪ある板垣伯と面接して、その民權擴張せさる
へからす、又た地方人民は連絡せさるへからすとの論旨の在
る所を深く贊同ある、且つ同年八月には愛國社を東京
に開設して全國協同一致して事を爲さんとの企畫を[illegible]
武部は帰り来りて同志越智彦四郎、宮川太郎、箱田六輔
等と謀りて青年者之志氣を養成する團結社を創めん
とし一意奨勵誘掖に手をかけりつゝありしなり、於是乎矯
志社、強忍社、堅忍社の三團體は自ら團結せられけり

又た武部は意を決して東上愛國社の會同に臨んで之を處
せんとありしか、忽ち板垣氏か参議に復任せしとの東傳
には接す、武部は嘆して曰く、嗟乎止めん矣、天下之事
は人に依りて成すへきにあらす自ら謀るにかゝるへしとて、その東上
を止め、爾來專ら艱難を渉歴し筋骨を鍛へて以て愛國
護民之士氣を養成せんことに一任をせしと云ふ
之れより先き明治三年庚午七月に於て福岡表に於て未曾
有之藩証起こる、それの餘響は甚だしくて七年辛未七月に
於ては藩知事之更迭、藩兵之解隊となり、各隊は常職
を解き本分に帰りて以て自主の經營を爲すこととはなりたら

偖又

し備て旧社に依存せし（自らくは命に依結社に旧主家の恩に報ぜんとする）

就義隊之壮士達即ち箱田六輔有田俊郎渡邊五郎等は時事に感せし所ありて同隊の壮士を博多妙楽寺に屯集して文を修め武を講じ士氣を養成し以て民権の擴張に手を盡すの擧を建つるの名義なりしもその擧動たるや動もすれば輕躁に走りて世の警察の注目する所となりしも其一つの勢ひ免かれざるの事態なりしなり一方に於ては宮川太一郎（西川貞次郎右等の）等は主唱者として旧任心隊の同志青年を集め寺に屯集して同じく時事に感慨して為すあるべきの學壁を築へとての團体を組織なし（たりし就義隊等とも共に）文を修め武を講じ極めて着実の[illegible]かね男児の心膽

を錬り以て時勢に應じ人となりて精神に至りては同一なりしもその擧動の活潑を過ぎ動もすれば衝突を起し而もその精神の偏するところに於ても帰趣を異にし格闘倉卒の争を起し既に宮川等の同盟者たる牧果は前田が同志の為め何かの一條の口論より散々に殴打せられ命辛々逃帰りて彼等の暴状を告ぐ依て宮川等益々その屯集所に抵りて箱田等に而も詰問せしも微力にしてその答あり議論屈せざりしは双方互に激昂して殆んと格闘せんとするの勢となりし旧任心隊の方に於ては数把の炬火を負ひ焼討せんとの準備をなせば彼就義隊の壮士に於ては敵討せ

来りて放火せんとし、当方に於ても相手となりて決戦せんとて密かに兵器を集めて待かけたり、その警報警察署に聞へしや警部某は数列之巡査隊を引率して右個の屯集場を取り構み、箱田六輔、古田後部、渡邊五郎、宮川太一郎、西川良治郎らを始め其他頭立つ壮士拾数名を捕縛して集合の解散を命じ置きて

明治〻年十二月其の出来事以て繋囚者の口供且信その罪科を宣告し、箱田六輔は姫嶋へ、古田後部は小呂島へ、渡邊五郎は大島へ流罪、宮川太一郎、西川良治郎は帯刀を禁じ徊徊と処して

御外 は博多の大濠の空屋敷なり荒戸谷町舊廣光院址の假拘留所へ石〻

八箇月にして

人箇月後

放免さる

れしも程なくその罪を赦されて帰宅なしたり、これが因縁となりて一層親密、刎頸の交を懇結するに至りしなり、

夏に博多尾町字人参畑に高場乱と呼べる女丈夫あり、亀井昭陽門医にてあり、懐抱洒落、志幸卓犖にして曽て日田廣瀬淡窓に塾に教を受け雪螢し、博く経史を攬讀、殊に兵學に精しく世評平尾山の野村望東尼と伯仲視せられたり、人参畑に私塾を設けて青年者を集めて教育薫陶の暇には醫學修せし青年の重立たるは即ち頭山満、進藤喜平太（當時[illegible]）（多尾町なる高場私塾の近傍に居住せり）宮川太一郎、奈良原到、[illegible]太郎、[illegible]、箱田六輔、[illegible]

りしか、不知く高場女史ノ血誠之衣鉢を踵て書を讀ミて大義ニ通し、躬行實踐士氣を養ひ退文久成村して社會ニ立ち名をあらはしたる實踐上にて發明せられけり

斯て武部小四郎、越智彦四郎、板垣氏ニ面接して帰り、その民権之擴張、地方人民之團結を獎勵せしか、それの言旨は[illegible]以馳せ集りて一之團體を結ひ、その宣言[illegible]は頭山満、進藤喜平太、箱田六輔、宮川太一郎、阿部武三郎、内海重雄ら[illegible]等と始として一百餘人之を矯志社と名つく、

又く越智彦四郎、久光忍太郎、村上彦十、舌間慎吾、川越庸太郎、吉田新太郎（鞆二郎の實弟）を始としてその黨一百餘名は別に團結を成し之を強忍社と呼び、早良郡金武村に本部を据て開墾事業を起し、筋骨を[illegible]るを主義とす

（十有七八名）

[illegible]到は少壯之巨擘としてその同志と結合し別に一社を結ふ之を堅忍社と名つけ、三社鼎立して競爭奮勵精[illegible]於て福岡表青年社會之精氣を一新せんとするの氣運とは[illegible]なしぬ。此より先き宮川太一郎ら[illegible]船町ニ於て[illegible]宅（舊大神町[illegible]）[illegible]高場塾[illegible]執して[illegible]自身は教授の[illegible]二回にて[illegible]に鹿児島ノ人石[illegible]

此時之頃[illegible]

[illegible]ノコト

[illegible]後[illegible]

或ち名義ヲ~~身は薩摩藩士の~~可然者相良郷村か
候あらそて一家に西郷せんとて此の際寄河は説得せしい
自らは薩摩をもすの衣服を着て此然一たび麾くべし
往時を出て暫らく向田は深く無益を知り從警視に隊
せしを西郷桐野等ヲ以て往年論の不用なる理を辞ス
して亦山に隠れせしらは自分経歴を詳を解せて帰郷
る往年論を説いて外に宮崎の志を得て図書せん
上の勢あらそ此西桐野の意を読む勢未の図あり
唯今帰郷の途に談して語るも已に事の始め
而帰りて共に従卒して方途を取り旋せしめたしと述べたり

去れは吾輩は此際同志とは毫も異なる所なきの意
を以て同志の面晤を請ひ自宅に於て午飯を饗し
て往時を語り終に至て薩長の動静を陳述し
前原一誠萩に於て兵を挙ぐる時は薩摩の指揮を仰ぎ
我は旧藩の有志と共に萩に於て挙兵せしめ
同して事を挙ぐべきを期せり因て極山郡辺の
者の話を為し（因て其の説を容るれは）同伴せしめんとす
の準備は如何にあるやと尋ぬ因て其の旨を以て授けんとす
しいて其の時に當りては之を拘さて其の意を述べ器
器械弾薬の備へありしやと聞く直に其の後の解除を述ぶ

く兵部の氏人代の[illegible]兵への[illegible]

[illegible]

[illegible]一ツの[illegible]て[illegible]して[illegible]

又[illegible]

西御[illegible]兵の[illegible]

併[illegible]く[illegible]にも人[illegible]山

手[illegible]を[illegible]相[illegible]を[illegible]

[illegible]して[illegible]

[illegible]その[illegible]を[illegible]

は[illegible]せられしせん[illegible]

慶[illegible]て[illegible]世に

[illegible]前[illegible]兵

もしや[illegible]の兵[illegible]は[illegible]

[illegible]前[illegible]

して[illegible]く前代[illegible]

[illegible]

の[illegible]

[illegible]

兵[illegible]間[illegible]

に[illegible]世[illegible]

~~[illegible]~~

[illegible]十月に[illegible]

[illegible]秋月の騒擾[illegible]福岡県[illegible]

[illegible]

[illegible]国事の[illegible]

◎第三回

○[illegible]廣島[illegible]

同[illegible]

[illegible]福岡県士族[illegible]

[illegible]

[illegible]十月上旬[illegible]

[illegible]

[illegible]その

[illegible]

帰りかゝしは渡して村本の[illegible]巡査[illegible]

出張して[illegible]川[illegible]を捜索[illegible]

三川に[illegible]

方へ[illegible]　その[illegible]

[illegible]渡辺[illegible]

一[illegible]山[illegible]

村系を[illegible]古[illegible]

[illegible]三川は[illegible]

[illegible]本部[illegible]郡は四[illegible]

[illegible]

言ふてつゝ[illegible]の[illegible]は千[illegible]

（博多川[illegible]）

向ら数[illegible]寺内[illegible]

[illegible]行為[illegible]二三[illegible]

[illegible]御[illegible]後藤と待[illegible]

[illegible]

[illegible]五田[illegible]

[illegible]三[illegible]

[illegible]巡査[illegible]御[illegible]

[illegible]櫻井[illegible]

これより七八日を[illegible]

高田[illegible]山[illegible]松[illegible]

の[illegible]京[illegible]戦[illegible]

自の抱負を展ぶるべく[illegible]玄安櫻園の裏に[illegible]
於て[illegible]酒宴を為しつゝ、その間の目的を密議せしことも
知らるべし[illegible]

一橋多川崎製

十年丁丑
七年甲戌

江島翁

明治丁丑福岡表警聞懐舊談　参加篇

蓀淳隠士

明治丁丑西南の役、我が福岡士人の之に与みたし所由は、一朝一夕の事に非ず。是より先き明治甲戌、江藤新平嶋義勇等征韓論党の乱を佐賀に挙るや、福岡士人も亦或は之に与みせんの意念無きにしもあらざりしが、彼の早挙は、我と相及ばずして、我は彼を討するの官軍の下に行動せり。然れども、是本来我の全たくの本意には有らざるを以て、是より後我が福岡士人が、天下に為すこと無くんば、天下の物笑ひとなるべく、依つて我は士心を結束して、他日事を為すの準備無くんば有るべからずとて、人知れ隠れ結隊の如き者

たる約束して、若干の士人を収集せり。即はち其長を、不破豐吉
とし、副を郡利、越智彦四郎とせり。而して又薩州には越智彦
四郎、久光忍太郎（舌間慎吾は、後に至りて私に彼地に遊べり）、
長州には穂波半太郎と舌間慎吾なりしかと記憶す、土州には初め
不破豐吉と郡利との定めありしも、郡利は少しく所思有りて、之
を辞したれば、福屋範之に代りつ。是等皆其地の士人に會して、
今後の國事を謀せんとの為に派遣せり。然るも不破福屋は畢
に土州に達するを得ずして帰り、長州も亦穂波等と契合する所無く
して是亦空しく帰御し、独り薩州のみ志を合するに至りしなり。然るに
此れより一面には、一到社なる代言社を設けて、初めは尾崎臻を長と
し、郡利を副とせしが、後に尾崎は辞し去り、郡は就官し、他の権
藤貫一、久世芳丸、吉田鞆二郎、舌間慎吾、青柳豐德、平岡浩太
郎、尾形到、清原強助、大庭弘等、社事を継続せしが、東京にて
當時崛起せし、嶋本仲道（土人）の北洲（代言）社に聯絡を通
じ、権藤貫一を派出して、之に交通せり。斯くて時運は漸次に

九年丙子

進めり、我が士人の準備も亦漸やく立行せり。既にして丙子の

十年丁丑

冬に至り、薩の機勢は、其鋩萌を現はし、翌丁丑の春に至りて、
遂に暴発するに及べり。依つて我が士人の重もなる者は、之に對するの
去就を定めんとて、初めて會合せしは、実にも郡利が極楽寺町の家
卿なりき。是日會せし者、一々記憶に存せざるも、小野隆助、村上彦十

越智彦四郎が在りしは記憶す。他は久世久光古閑不破國雄も在りつらんか。然るに郡利が、當時の持論は、輕挙を戒めて持重を有もつに在り。猶彼昔時関が原の役に、岐阜の城落ちざれば、當時勝敗の機定まらざる如く、熊本城落るを待つて、我は挙兵を決すべくとの意なりしなり。依つて後には、越智久光等も、郡を以て反對党と見做せしならん、一切事を謀らざりき。然るに此時郡は、重病（痔疾此頃より起れり）にて、官をも辞したれば、行動も不便に、且つ父も亦病みて、死に瀕せし故に、我より彼等に訣を要するの暇も無りき。然れども、郡は其持論彼の如くなるを以て自信自期する所有り、而して熊本城は落ちずして、官兵は続

九年丙子

々として攻下りたれば、忽以て越智等と与に起つの機も無く、然さる程に越智等も事敗れたれば、郡は遂に此一挙に生命を逸せり。此時の郡が心事は、其自信自期する所有るを以て、別に逃走して身を潜匿するの要無く、昼は博多に病を養へる父の許に、往きて之を看護し、夜は福岡の自邸に帰臥して、悠々家事を視つ、在りたりき。

越智等が、軍の首途の血祭にせんと唱言して指称せられし者は、蓋し郡なるべし。本文に言ふ如く、郡は當時既に退官の身なりしも、前年丙子の冬迄は、在官せしなり。然るに彼渡辺縣令は郡を信用して異數の拔擢をも為し、郡

在

に對して、綱は遂に縣令たるの材幹有り、庶幾はくは勉励せよと遺言つることも有り。縣治の規制の内議草按の如きにも与（あづ）かりたる程なれば、越智等が之を反対視せしも全たく謂はれ無きに非ず。然れども郡の意は、西郷の岸に対して、未だ全たくこれ敬信傾向するの認定無りき、即ち之有らば、正々堂々渡辺に論破する所有りて、去（官に）乾た決するも何の難き有らんや、是郡が~~[illegible]~~（後に或る貴顕の人は或る官人に向つて言へりとか、曰く如此塲合に臨みて、郡が如き態度を取るは、人の至難とする所、而かも斯く有りてこそ其人は（其の）頼もしけれと。然るに彼血祭云々のことよしや

平素諸般の事に対するの主張なり。

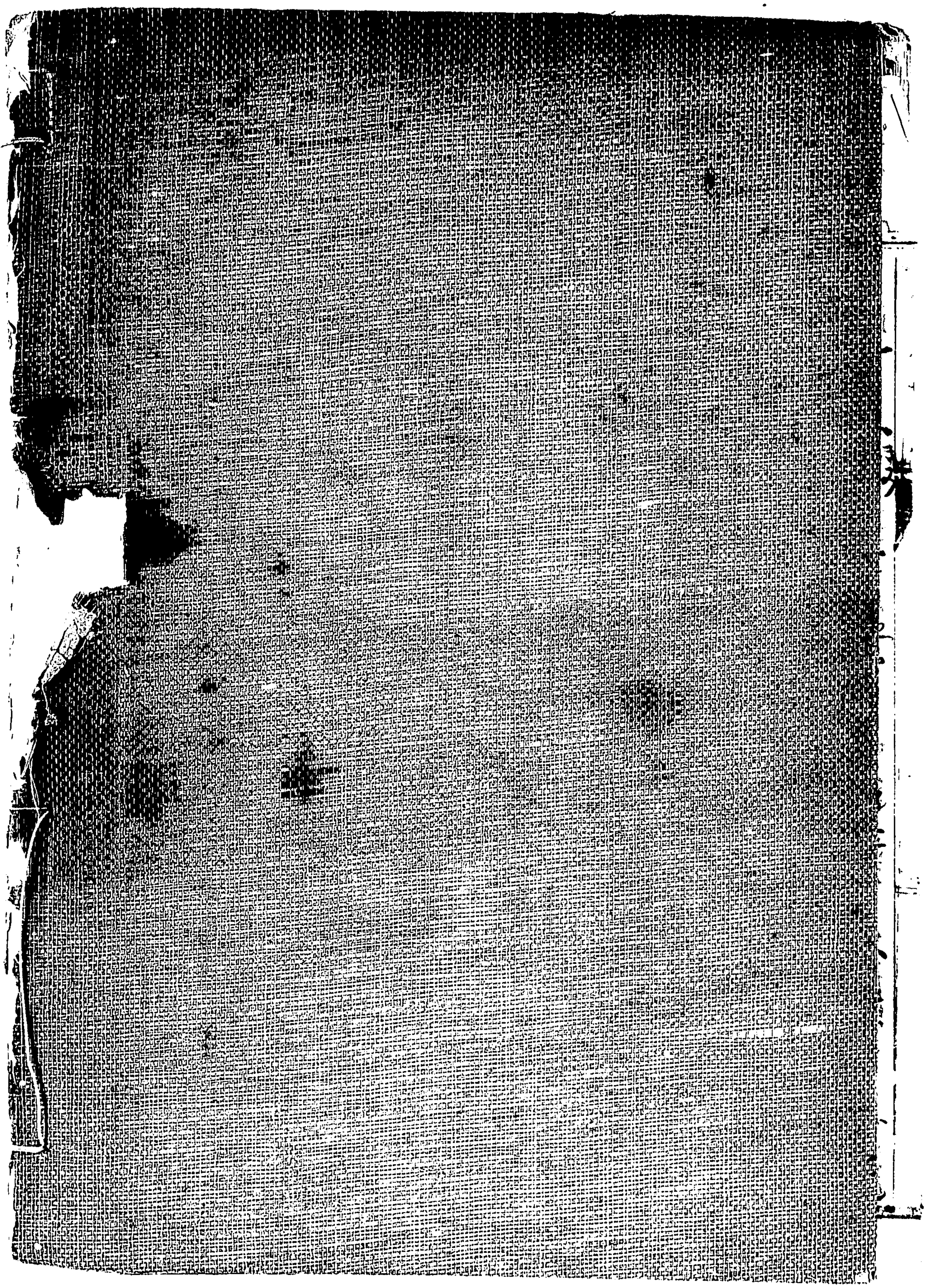然れども、郡の價値も亦之無きにあらざるか如何ん